



債務管理レポート2004

— 一国の債務管理と公的債務の現状 —

財務省理財局

はじめに

今日、我が国では、国債、政府短期証券、借入金など、財政活動に伴い、主に金融市場を通じて、巨額の資金調達が行われています。そして、こうした資金調達により生じた債務の残高は非常に大きなものとなっています。とりわけ、国債については、我が国の財政が過去に例を見ない厳しい状況にあることから、大量発行が続いています。

こうした資金の調達や債務の管理がどのように行われるかは、その金額が非常に大きいことから、金融市場ひいては我が国経済に大きな影響を及ぼす要因の一つとなっています。また、これらの債務の償還や利払に充てられる費用は、国の財政支出の大きな割合を占めており、資金調達コストの抑制は財政面からも大きな課題となっています。

このように、近年、国の債務管理の重要性が次第に高まっています。私共としては、よりの確な債務管理政策の運営を図るためには、個々の施策を実行していくのみならず、説明責任の向上を図り、国の債務管理に対する理解と信頼を得ていくことが非常に重要であると考え、「債務管理レポート」を発刊することとしました。

このレポートでは、私共の債務管理に関するこれまでの取組み、今後の目標等について紹介するとともに、その制度的な説明も盛り込み、また、関連する各種統計を交えつつ、フローやストックの状況について、詳しくかつ分かりやすく解説するよう努めました。また、国債(JGB)以外の公的債務についても、その現状等について幅広く解説しています。

このレポートの発刊が、皆様方が国の債務管理や公的債務の現状についてご理解を深められる上で貢献することができれば幸いです。

財務省理財局

Contents

はじめに

第Ⅰ部 国の債務管理とは 2

第Ⅱ部 国の債務及びその管理 4

第1章 総論 4

1 概観 4

2 「国の資金調達」の枠組み 6

第2章 国債 8

1 国債の制度的枠組み 8

2 平成16年度国債発行及び国債残高の推移等 12

2-1. 平成16年度一般会計予算と新規財源債の発行額 12

2-2. 平成16年度における国債発行 14

2-3. 国債発行残高の推移 22

2-4. 国債整理基金の運用等 25

2-5. 今後の財政収支及び国債発行残高に関する試算 27

3 平成15年度における国債発行・流通市場の状況 30

4 国債管理政策の展開 40

4-1. 国債の安定消化促進・市場のインフラ整備 40

4-2. 商品性・保有者層の多様化 44

4-3. 既発国債の適切な管理 50

4-4. 市場との対話 55

第3章 政府短期証券、借入金、政府保証債務 57

1 政府短期証券 57

2 借入金 65

3 政府保証債務 72

4 平成15年度における短期金融市場の状況 81

第Ⅲ部 その他の公的債務 83

1 郵便貯金・簡易生命保険 83

2 公的年金 85

3 地方債 87

4 特殊法人等の債務 95

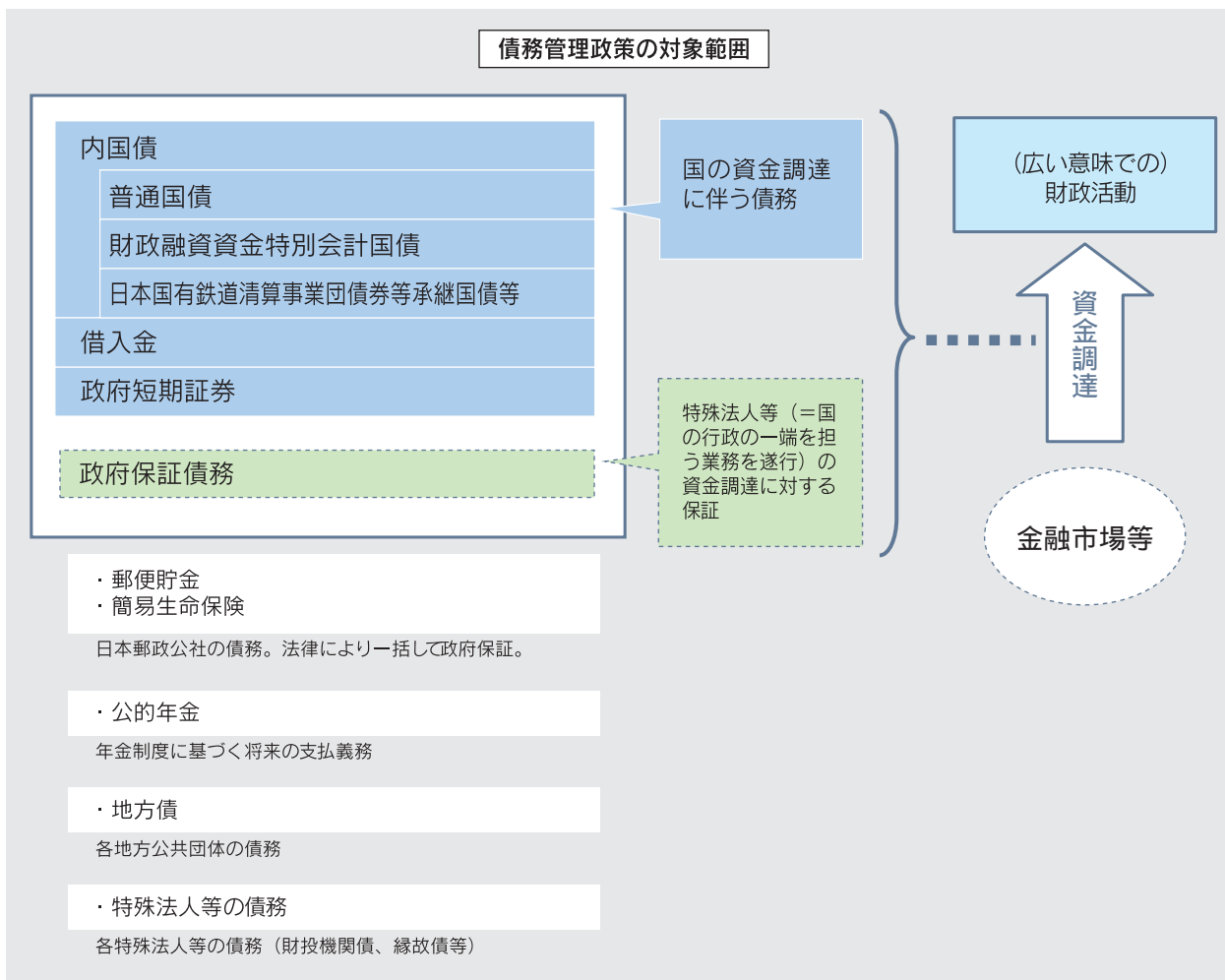
付属資料 102

国の債務管理とは

現在、我が国では国債の残高が556兆円に上るなど、その規模は非常に大きなものになっており、政府短期証券や借入金を加えると、国の資金調達に伴う債務の残高は703兆円に達しています。また、政府は、特殊法人等の資金調達に対し保証を付与していますが、これは特殊法人等が公共性、公益性の高い業務を行う上で必要な資金調達を行う際に、その容易化を図るためのものであり、こうした政府保証債務の残高は58兆円に達しています(いずれも平成15年度末)。

このように、財政活動に伴う資金調達は、そのフローとしての調達額が大きなものとなっており、また、ストックとしての債務残高も増加の一途を辿っています。こうした債務のあり方は、企業、家計等の各経済主体の金融資産選択やマクロ的な資金循環にも影響を与え、また、それを通じて金利にも影響を及ぼし得るものです。さらに、市場における金利変動が、回りまわって国の資金調達や各経済主体の行動に影響を及ぼすことも考えられます。そこで、このような影響等も十分に踏まえた上で、財政活動に伴う資金調達による債務(国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務)については、フロー、ストックを適切に管理していく必要があります。これを「債務管理」といい、また、債務管理を具体的にどのように行っていくかを「債務管理政策」といいます。

『公的債務管理のための指針』(国際通貨基金(IMF)、世界銀行(平成13年3月公表))では、債務管理政策について、「必要な政府資金調達を行う観点から、その債務を管理するための戦略を立案・執行すること」と定義されています。また、その目的は「必要な財政資金の調達において、リスクを適切な水準に抑えた上で、中長期的視点から政府の財政資金調達コストを最小化すること」が基本となります。



なお、財政活動に伴う資金調達による債務ではないものの、公的な性格を有する債務や将来の支払義務には次のようなものがあります。これらは、市場における金利形成等を通じて、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものであり、本レポートでは第 部で概説しています。

- ・ 郵便貯金や簡易生命保険の保険準備金は、国とは別人格を有する日本郵政公社の債務ですが、貯金者からの預り金等には法律により一括して政府保証が付されています（郵便貯金残高は 233 兆円、簡易生命保険の資金量は 124 兆円（いずれも平成 14 年度末残高）^注）。
- ・ 公的年金制度に基づく将来の支払義務は、財政資金の調達に伴う債務とは性格が異なるものであり、それを国の「負債」としてどのように認識すべきか、様々な考え方があり得ます（将来にわたる年金給付のために蓄積されている過去の保険料である積立金相当額を「負債」額とみなした場合、それは 158 兆円となります（平成 13 年度末。「国の貸借対照表（試案）」参照）^注）。
- ・ 地方債は、社会資本整備等の地方行政に係る財源に充てるために発行される地方公共団体の債務であり、その残高は 196 兆円に達しています（平成 14 年度末）^注）。
- ・ 特殊法人等は、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人ですが、政府保証の付された債券・借入金の他にも、財投機関債、縁故債等により自己資金調達が行われています^注）。

（注）これらの債務はそれぞれ性格が異なる上、例えば郵便貯金や公的年金が大量の国債を保有している等、重複が多く存在することから、これらの債務の残高等を単純に合計したものが我が国の公的債務の総額となるわけではない点に留意が必要である。

国の債務及びその管理

第1章 総論

1 概観

第 部で述べたとおり、財政活動に伴う資金調達による債務には、国債(JGB)だけでなく、国債と同じく国の資金調達による債務である借入金及び政府短期証券があり、また、政府保証債務があります。これらの債務の全体像を概観すると以下のとおりです。

(1) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高

国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、次表のとおりです。この現在高は財務省理財局より四半期に一度公表しています。

国債及び借入金並びに政府保証債務現在高(平成16年3月末)

(単位:億円)

区 分	平成16年3月末	前年度末に対する増減
内 国 債	5,564,163	521,627
普通国債	4,569,736	358,744
長期国債(10年以上)	2,938,322	140,392
中期国債(2年から6年)	1,225,000	155,617
短期国債(1年以下)	406,413	62,735
財政融資資金特別会計国債	918,490	162,846
長期国債(10年以上)	403,290	108,980
中期国債(2年から5年)	515,200	53,866
交付国債	2,717	333
出資国債等	21,692	267
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	51,529	△ 563
借 入 金	606,057	△ 464,149
長期(1年超)	103,643	△ 479,504
短期(1年以下)	502,413	15,356
政府短期証券	861,259	286,395
合 計	7,031,478	343,873

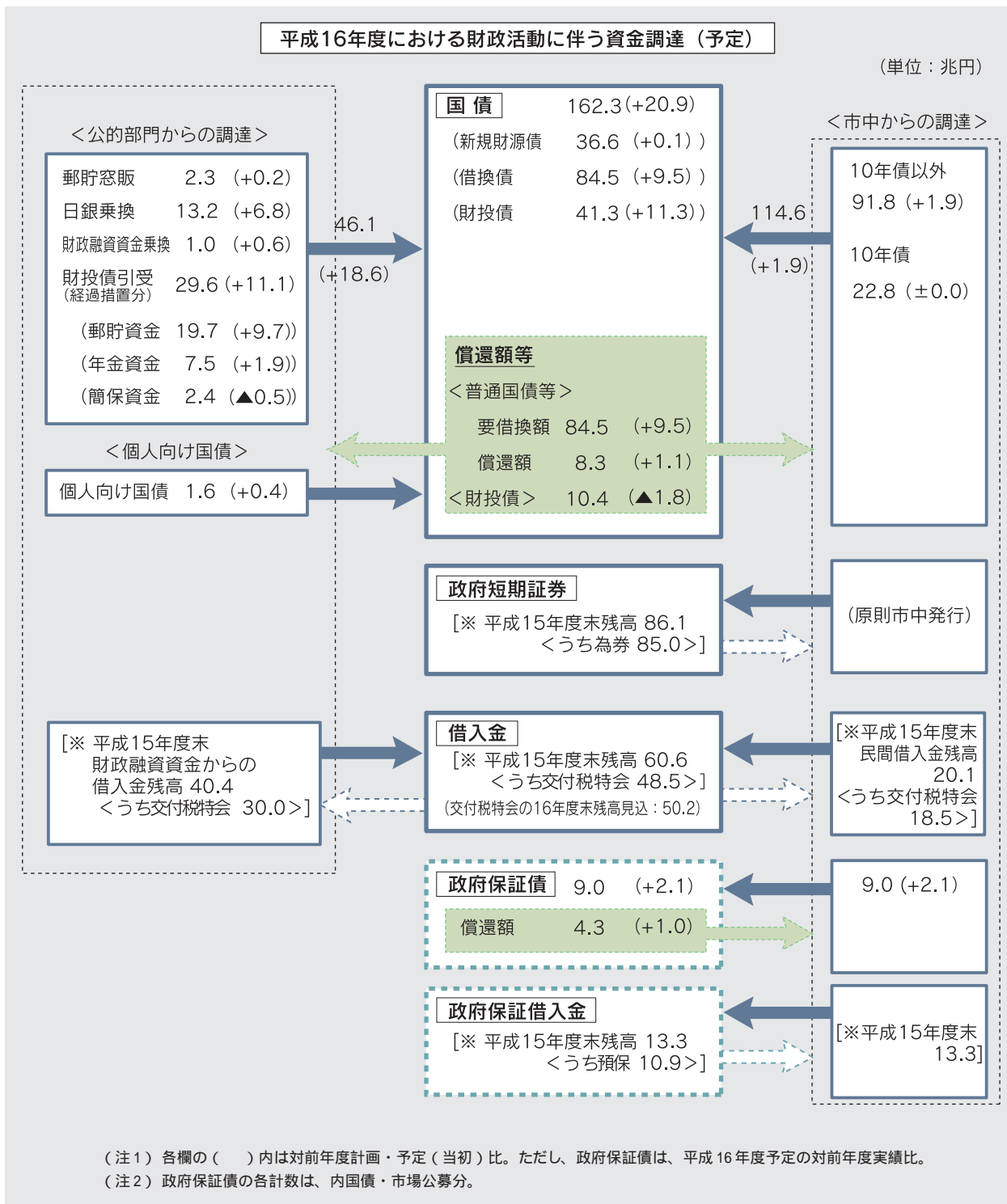
(政府保証債務現在高)

区 分	平成16年3月末	前年度末に対する増減
政府保証債務	582,940	△ 2,915

(注) 単位未満四捨五入のため、合計において合致しない場合がある。

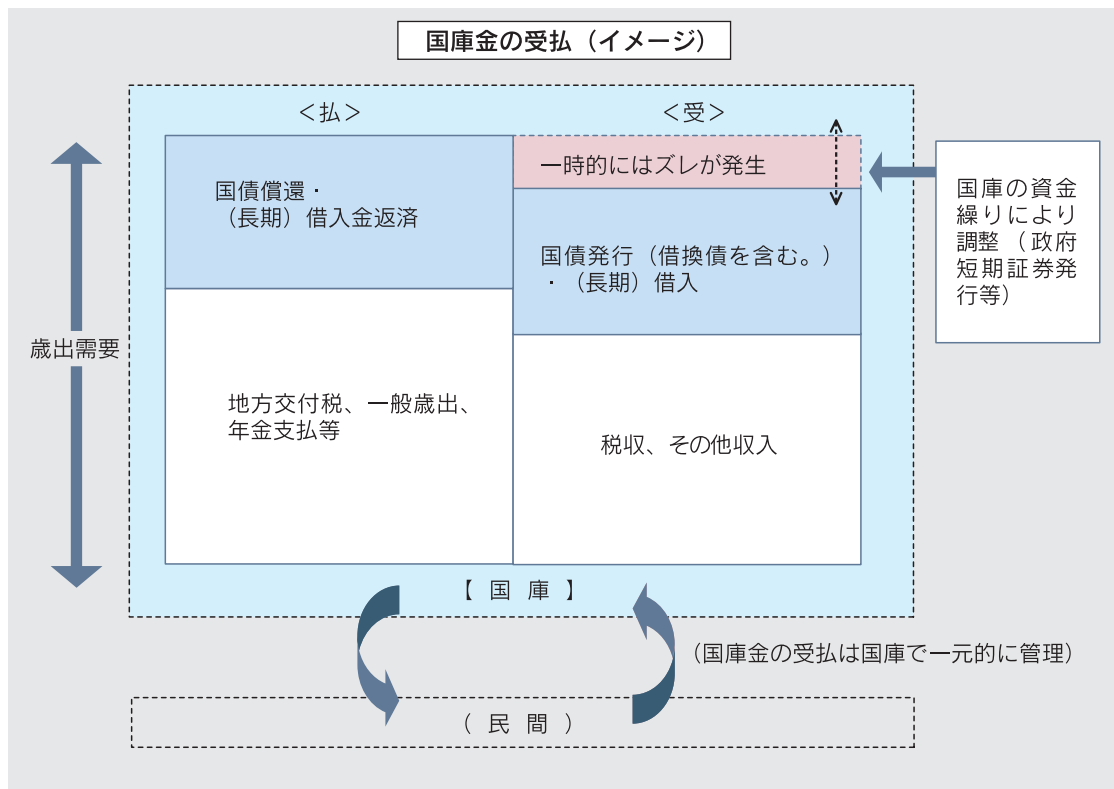
(2) 平成16年度における財政活動に伴う資金調達の概観

平成16年度における財政活動に伴う資金調達(予定)について概観すると、次図のとおりです。



2「国の資金調達」の枠組み

国は、歳出需要を賄うための歳入を調達するため、国債を発行し、または借入を行います。また、日々の国庫の資金繰りを行う上で、一時的に資金が不足する場合には、政府短期証券の発行等を行っています。



国の財政は一般会計及び31の特別会計(平成16年4月1日現在)に分別して管理・運営されていますが、その資金管理は国庫において一元的に行われています。国は、次のとおり、歳出需要を賄うための歳入の調達や国庫の資金繰りを行い、その結果として国庫金の受払は均衡します。

(1) 歳出需要を賄うための国債・借入金

政府は様々な歳出需要を賄うため、国債を発行し、または借入(借入は国債と異なり、証券の発行を伴わない資金調達形態です。)を行い、これにより調達された資金は歳入に計上されています。必要に応じてこうした資金調達を行うことによって、基本的には各年度の年度を通じた国庫金の受払は均衡します。

財務省理財局では、国債管理政策を企画・立案するとともに、その執行(国債の入札・発行及び償還等の事務、借入金の入札等)を行っています。

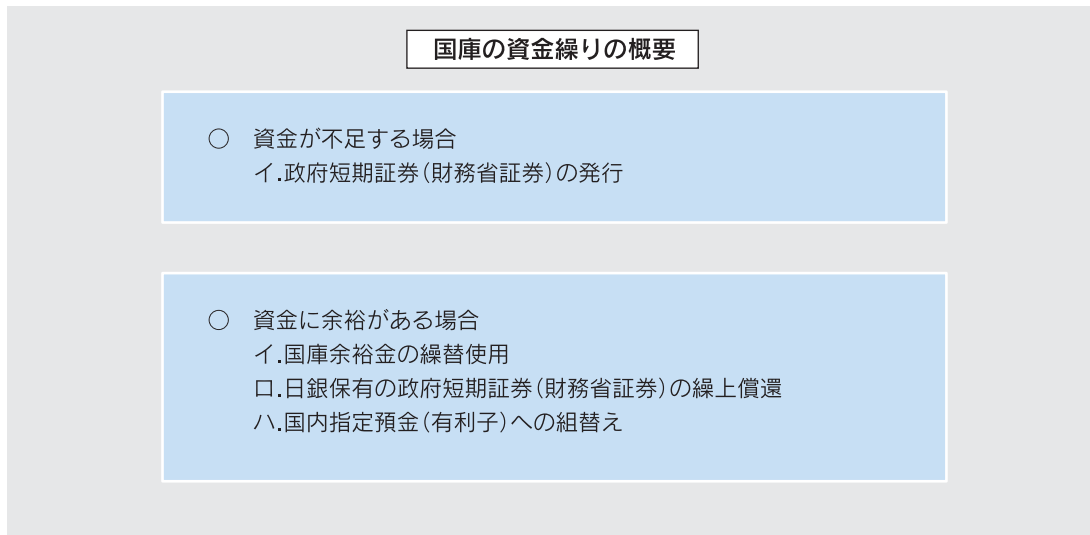
☞(参照先) 国債についての詳細は第2章を、借入金についての詳細は第3章2.を、それぞれご参照ください。

(2) 国庫の資金繰り

政府の財政活動として各官庁・会計においては日々、様々な国庫金の受払が行われていますが、これらの受払は全て国庫において統一的に管理されています。(1)で述べたとおり、国庫金の受

私は年度を通じれば収支が均衡しますが、短期的にはその収支にズレが生じます。

このため、財務省理財局では、国庫内での繰替や政府短期証券の発行等を通じ、こうしたズレを調整（＝国庫の資金繰り）しています^{（注）}。



また、国庫資金繰りを行う上で、先々の国庫収支の見込を策定しており、政府短期証券の発行額はこうした見込等に基づき決定されています。

（注） 収入とは国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、歳入とは一会計年度における一切の収入をいう。国庫の資金繰りのために発行される政府短期証券は、国の各般の需要を充たすための支払の財源を調達するために発行されるものではなく、全て当該年度の歳入をもって償還されるため、歳入に計上されるものではない。

☞（参照先） 政府短期証券についての詳細は第3章1 をご参照ください。

（参考）政府保証債務

この他、国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている特殊法人等が資金調達を行う場合、その資金調達を容易なものとするため、特別に法律で認められる場合に限り、特殊法人等の債務に保証を付すことがあります。財務省では、毎年度の政府保証債（内国債・市場公募分）の年限構成等に関する調整を行っている他、各特殊法人等の資金調達に際しては、政府保証の付与に関する審査や、国債や借入金との入札日程の調整等を行っています。

☞（参照先） 政府保証債務についての詳細は第3章3 をご参照ください。

☞（参照先） 国の資金調達や国庫資金繰り等に関する財務省理財局における担当部署等については、巻末の付属資料2（財務省理財局の組織図）を併せてご参照ください。

第2章 国債

国債は財政活動に伴う資金調達による債務（国債、政府短期証券、借入金、政府保証債務）の中核をなしており、また、信用リスク・フリーの金融商品として、債券市場において中心的な地位を占めています。

1 国債の制度的枠組み

(1) 国債の制度的枠組み

国債（JGB）を発行根拠別に分類した場合、普通国債及び財政融資資金特別会計国債（財投債）に大別されます。普通国債はその利払・償還財源が主として税財源により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資の貸付先からの回収金によって賄われます。なお、普通国債及び財投債はいずれも国債（JGB）の一種であり、合せて発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

国債（JGB）	普通国債	新規財源債	建設国債
			特例国債
	借換債		
財政融資資金特別会計国債（財投債）			

(注) 国債には、普通国債及び財投債以外に、出資国債、交付国債及び日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債がある。

イ. 普通国債

普通国債には、新規財源債及び借換債があります。

① 新規財源債

新規財源債は、(a) 財政法第4条^(注1)を根拠とし、公共事業費、出資金及び貸付金の財源として用いられる建設国債及び(b) 建設国債では賄うことのできない人件費等の経常経費を賄う目的で発行される特例国債に分かれます。財政法では特例国債の発行は認められておらず、特例国債を発行する年度においては、年度ごとに特例公債法が制定されています^(注2)。なお、これらの建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入は一般会計の歳入の一部となります。

(注1) 財政法

第4条 国の歳入は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

(以下 略)

(注2) 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

第2条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書きの規定により発行する公債のほか、平成十六年度の一般会計の歳入の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(以下 略)

② 借換債

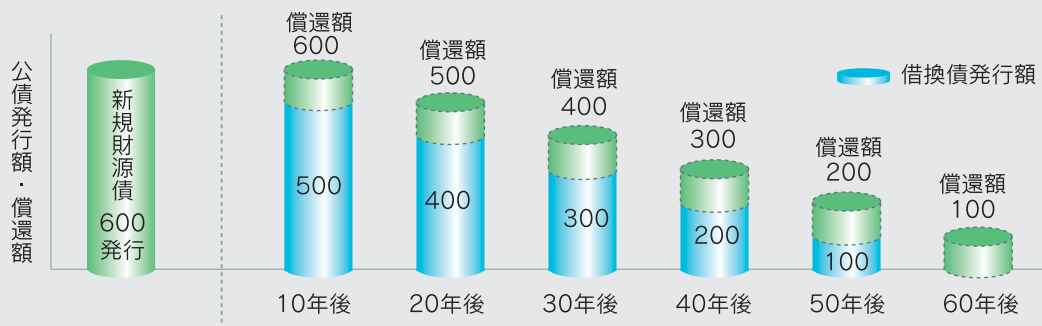
普通国債については、60年償還ルールに基づいて償還額の一部を借換えるための資金を調達するために借換債が発行されます^(注)。なお、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入は同特別会計の歳入の一部となります。

(注) 国債整理基金特別会計法

第5条 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債(当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム)ヲ起スコトヲ得
(以下 略)

* 60年償還ルール

我が国では、国債の満期到来額のうち、どれだけを現金償還(その償還財源の調達手段として公債(借換債)発行に頼らないことをいいます。)し、どれだけ借換債を発行するかについて、60年で現金償還するという「60年償還ルール」という考え方を採っています(減債制度の基本となっている定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされているのは、このためです。)



(注) 特別国債については、本来、できる限り早く残高を減少させることが望ましいものであるため、60年償還ルールによることを基本としつつ、今後の財政事情の中でできる限り早期償還に努めることとしている。

☞ (参照先) 減債制度については、2 - 4 (1)イ をご参照ください。

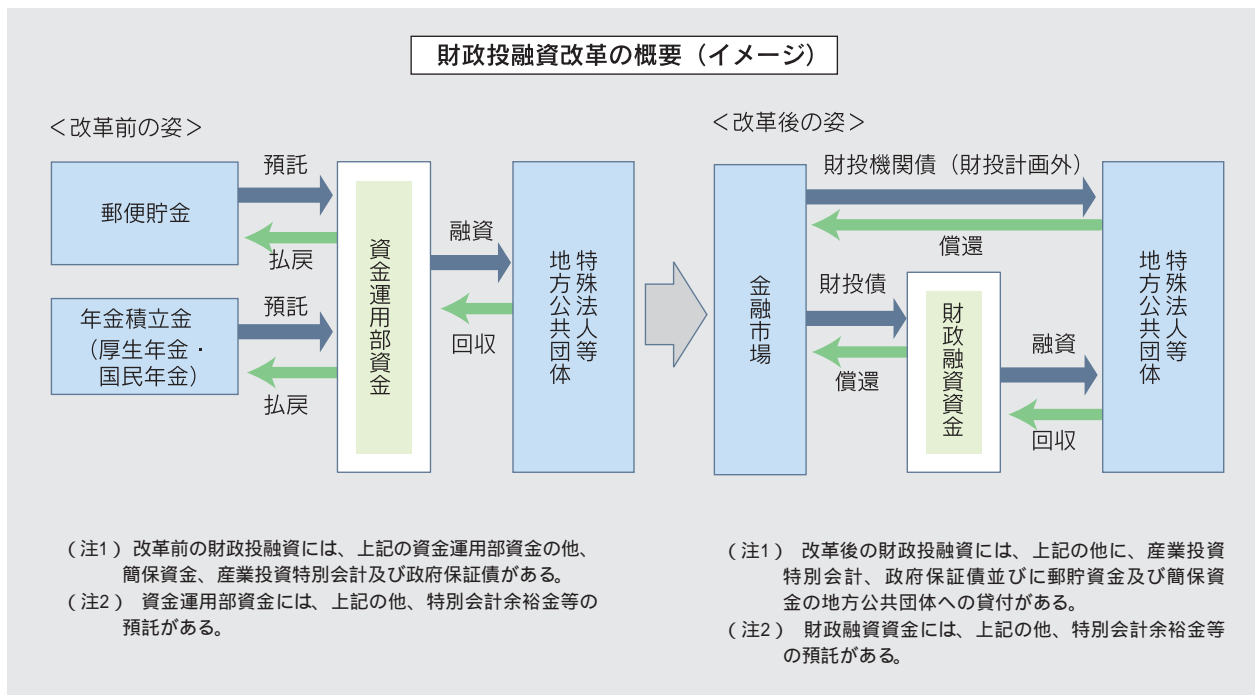
ロ. 財政融資資金特別会計国債(財投債)

財政投融资改革前は、郵便貯金及び年金積立金は、その資金を資金運用部に義務的に預託し、こうした預託金を財政投融资の貸付の主な財源としていましたが、同改革によりその預託義務は廃止されました。それ以降、財政融資資金は貸付の財源を調達するために、財政融資資金特別会計国債(財投債)を発行するようになりました^(注)。なお、財投債の発行収入は財政融資資金特別会計の歳入の一部となります。

(注) 財政融資資金特別会計法

第11条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(以下 略)



なお、財投債は原則として市中消化されますが、平成13年度以後7年間は経過措置として、その一部が郵便貯金、簡易生命保険及び年金積立金により引受けられることになっています。

(参照先) 財投債の経過措置に係る引受については、2-2(2)ロ. を併せてご参照ください。

（参考）その他の国債

国債には、普通国債及び財投債以外に、次に掲げる種類のものがあります。

① 交付国債

交付国債とは、債券の発行による発行収入金を伴わず、出資金の払込、弔慰金の支払及び損失補償金等、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券をいいます。

平成 15 年度末現在、残高のある交付国債には、(a)狭義の) 交付国債（戦没者の遺族等に対し、弔慰金、給付金等の支払に代えて交付される国債）及び、(b)出資・拠出国債（日本国が国際通貨基金、世界銀行等の国際機関に対し、出資または拠出する現金に代えて、これらの機関に交付される国債）があります。

② 日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債

日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団、本州四国連絡橋公団及び石油公団の債務が国に承継された際、これらの機関の発行していた政府保証債等の一部は承継国債として国に引継がれました。なお、このうち本州四国連絡橋公団及び石油公団に係る承継国債については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、平成 15 年度から国に引継がれたものです。

（2）国債発行に関する予算上の取扱い

新規財源債及び財投債並びに借入金は、その発行限度額が予算総則に規定されており、国会の議決を経ることになっています。なお、借換債の発行は、国債整理基金特別会計法第 5 条によって政府に授権されており、その発行限度額について国会の議決を得ることを要しません。これは、借換債の発行が国の債務残高の増加をもたらすものではないことによるものです。

国債（普通国債、財投債）及び借入金については、財政法第 28 条に基づき、予算参考書類に、その予算年度末時点での残高見込及び償還年次表が掲載されています。

（注）財政法

第 28 条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一～四 （略）

五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書

（以下 略）

☞（参照先）国債の償還年次表（普通国債分）については、2 - 3（2）参考2）をご参照ください。

2 平成16年度国債発行及び国債残高の推移等

平成16年度予算では、歳出改革へ向けた努力を通じ、新規財源債の発行額の抑制に努めましたが、国債発行額はなお高い水準となっており、残高も年々増加の一途を辿っています。そうした中、財務省理財局としては、市場の動向・ニーズ等も踏まえつつ、適切な国債発行計画の策定に努めています。

2-1 平成16年度一般会計予算と新規財源債の発行額

1. で述べた国債（JGB）のうち、新規財源債の発行額は、一般会計における歳出額から税収等の歳入額を差引いた金額となります。平成16年度一般会計予算では、歳出改革へ向けた努力を通じ、その発行額を前年度比+0.1兆円の36.6兆円に抑制しました。また、公債依存度（公債金/新規財源債）収入の歳出に占める比率をいいます。）は前年度とほぼ同水準の44.6%となりました。

【 歳 入 】				(対前年度比)		【 歳 出 】				(対前年度比)	
税	収	417,470		(▲390)		一 般 歳 出 等	480,489		(+4,567)		
そ の 他 収 入		37,739		(+2,158)		地 方 交 付 税 等	164,935		(▲9,053)		
公債金(新規財源債)		365,900		(+1,450)		国 債 費	175,686		(+7,705)		
計		821,109		(+3,218)		計	821,109		(+3,218)		

(参考1) 新規財源債の発行額と公債依存度の推移



(注1) 平成14年度までは実績。15年度は補正後予算ベース、16年度は当初予算ベース。

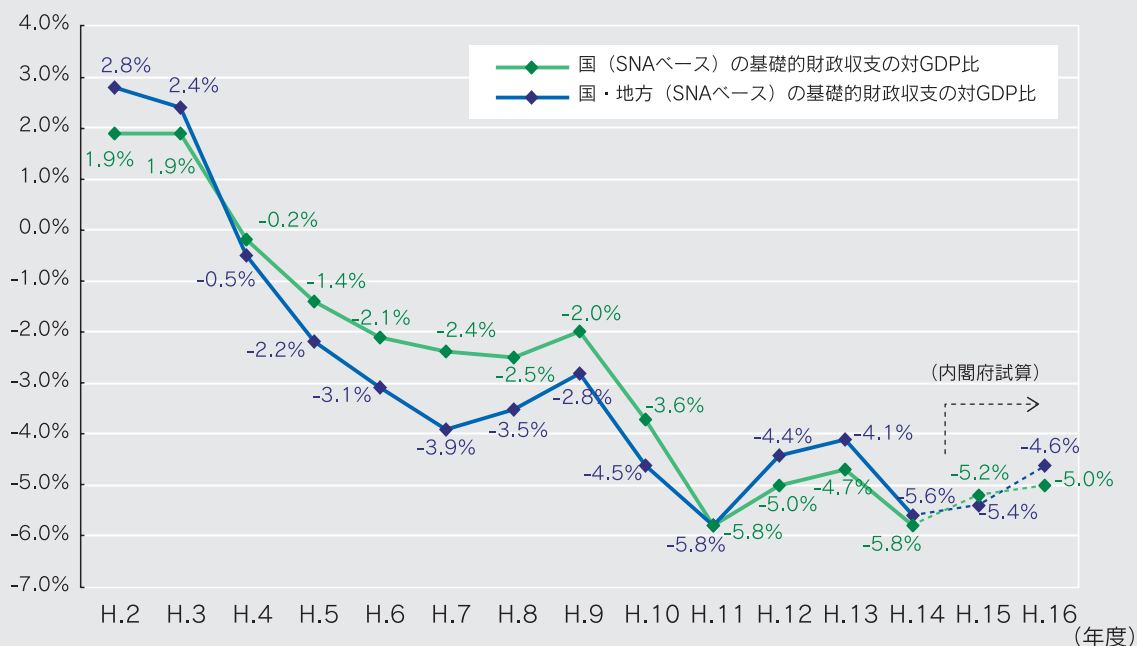
(注2) 平成2年度に発行された臨時特別国債とは、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するために発行された国債。

☞(参照先) 新規財源債については、1(1)イ. を併せてご参照ください。

(参考2) 基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の推移

平成16年度のSNAベースの基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の対GDP比は、国：5.0%、国・地方：4.6%と、前年度から改善すると見込まれています。

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の対GDP比の推移



(注1) 平成14年度までの各計数は、財政赤字の金額からネット利払費を減じた金額。平成15年度及び16年度は内閣府試算(いずれもSNAベース)。

(注2) 平成10年度の計数には国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に伴う財政赤字(270,000億円)が含まれない。

(注3) 一般会計の基礎的財政収支(国債費 - 公債金収入)は、平成15年度(補正後)：20.4兆円、平成16年度(当初予算)：19.0兆円。

(出典) 「国民経済計算年報」(内閣府)

【参考先】基礎的財政収支に関する、内閣府による平成15年度以降の試算等に関しては、2 - 5をご参照ください。

【参考先】SNA(国民経済計算体系)については、巻末の付属資料1.(4)をご参照ください。

2-2 平成16年度における国債発行

新規財源債だけでなく、借換債や財投債まで含めた平成16年度の国債発行予定は以下のとおりです。

(1) 平成16年度国債発行計画の概要

平成16年度には、162.3兆円（平成15年度（当初）の発行予定額は141.4兆円）の国債発行を予定しています（国債発行計画）。

平成16年度国債発行予定額

<発行根拠法別発行額>

(単位：億円)

区 分	15年度当初 (a)	16年度予定 (b)	(b)-(a)
新規財源債	364,450	365,900	1,450
建設国債	64,200	65,000	800
特例国債	300,250	300,900	650
借換債	749,678	844,507	94,829
財政融資特会債	300,100	413,000	112,900
(市中発行分)	(114,600)	(117,000)	(2,400)
(経過措置分)	(185,500)	(296,000)	(110,500)
合 計	1,414,228	1,623,407	209,179

<消化方式別発行額>

(単位：億円)

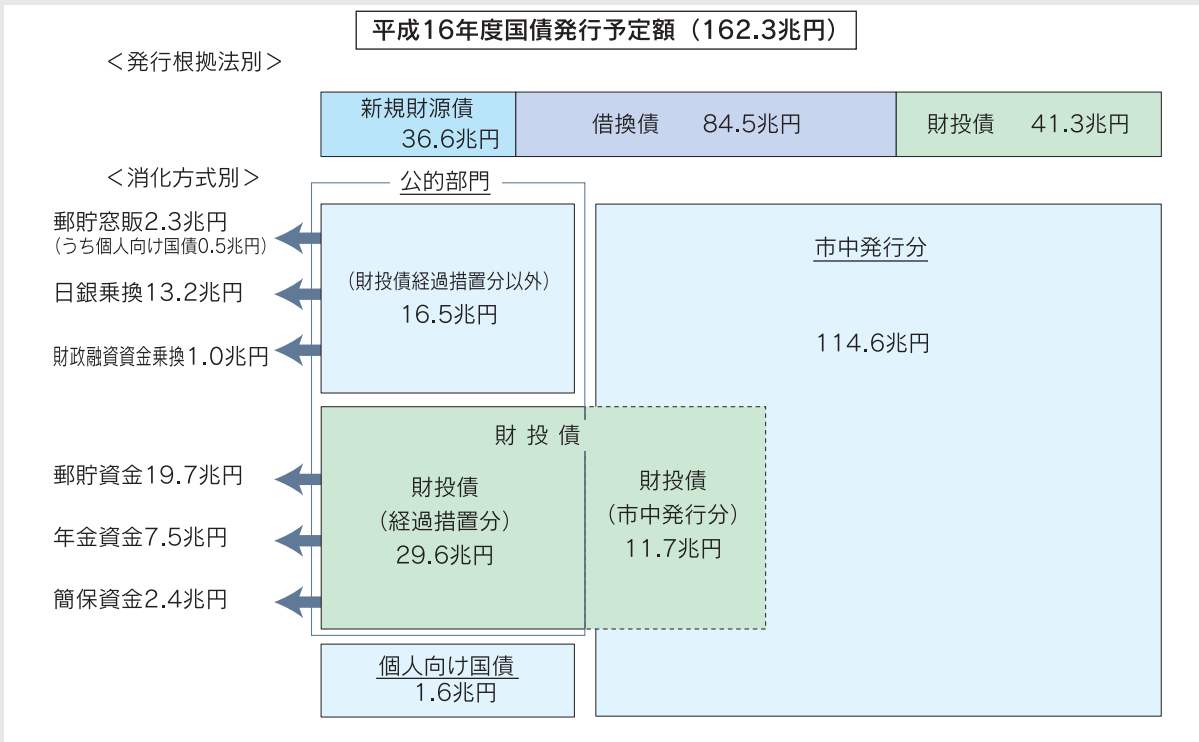
区 分	15年度当初 (a)	16年度予定 (b)	(b)-(a)
30年債	16,000	20,000	4,000
20年債	48,000	69,000	21,000
15年債	55,000	60,000	5,000
10年債	228,000	228,000	-
5年債	228,000	229,000	1,000
2年債	209,600	192,505	▲17,095
短期国債	341,709	341,709	-
物価連動国債	1,000	6,000	5,000
市中発行分計 (除く短期国債)	1,127,309 (785,600)	1,146,214 (804,505)	18,905 (18,905)
郵貯窓販	21,000	23,000	2,000
日銀乗換	64,419	132,193	67,774
財政融資資金乗換	4,000	10,000	6,000
財政融資特会債 経過措置分	185,500	296,000	110,500
郵便貯金資金	99,600	197,000	97,400
年金資金	56,500	75,000	18,500
簡易生命保険資金	29,400	24,000	▲5,400
公的部門計	274,919	461,193	186,274
個人向け国債	12,000	16,000	4,000
合 計	1,414,228	1,623,407	209,179

市中発行分についての詳細は(2)イ参照

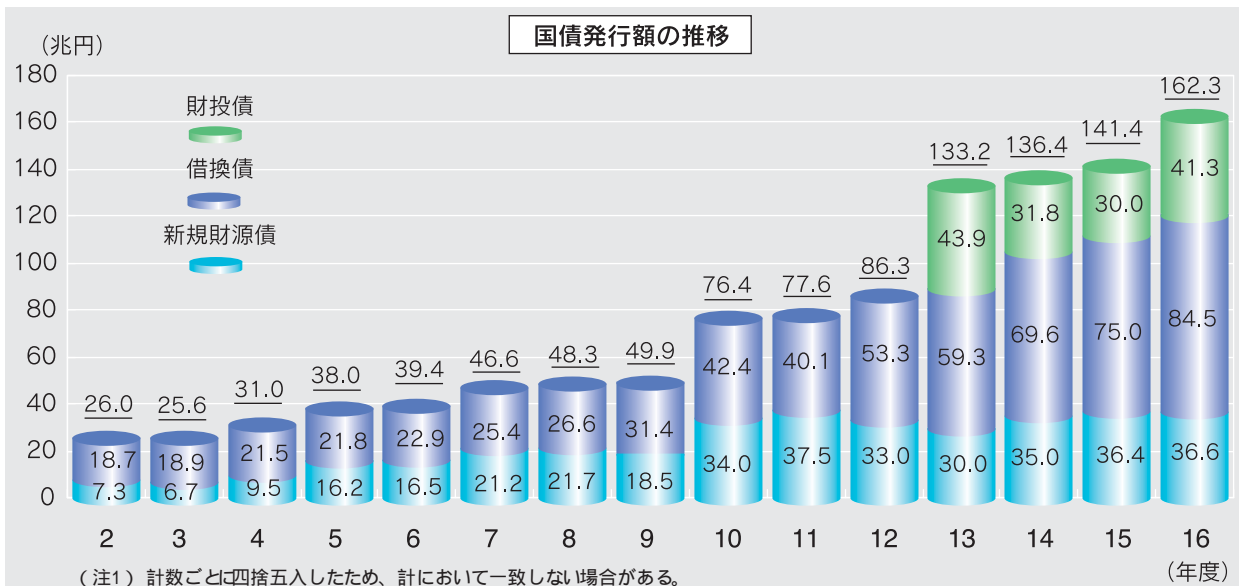
公的部門引受分についての詳細は(2)ロ参照

- (注1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。
- (注2) 買入消却については、15年度は約1兆円、16年度は約2兆円実施する予定である。
- (注3) 16年度の日銀乗換のうち、4,000億円は、日銀から買入消却を行うことに伴う借換債を日銀が引き受けるものである。
- (注4) 財政融資資金乗換は、財政融資資金から買入消却を行うことに伴う借換債を財政融資資金が引き受けるものである。
- (注5) 15年度の20年債については、市場関係者の要望等を踏まえ、借換債の年限振替により、発行額を当初予定(4兆8,000億円)から6,000億円増額(2年債の発行額を6,000億円減額)することとしている。
- (注6) 15年度の個人向け国債については、発行額が当初予定(1兆2,000億円)を上回る見込みである。
- (注7) 15年度の新規財源債については、15年度補正予算により、当初予定の発行額から建設国債を2,730億円増額、特例国債を2,730億円減額することとしている。

(参考) 平成16年度国債発行計画のイメージ



なお、国債発行額の推移は次図のとおりです。



- (注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。
- (注2) 計数は収入金ベース。平成14年度までは実績、15年度は補正後予算ベース、16年度は当初予算ベース。
- ☞(参照先) 上図のうち、新規財源債については、その発行額の内訳(建設国債、特例国債等)別推移が、2-1(参考1)に表示されています。

(2) 平成16年度国債発行の消化方法別の予定

(1) で概観した平成16年度国債発行予定について、消化方法別に解説すると、以下のとおりです。

イ. 市中発行

① 市中発行額

平成16年度は、予算ベースでは、(1)で述べたとおり、市中発行分として114.6兆円を予定しています。

また、平成16年度におけるカレンダー・ベース(平成16年4月～17年3月まで)の市中発行額は、117.8兆円(15年度(当初)の発行予定額は113.9兆円)を予定しています。

このように、国債市中発行額について、カレンダー・ベースの額が国債発行計画計上額を約3.2兆円上回っていますが、これは、

- (a) 平成17年度の借換債発行額等が対前年度比で急増すると見込まれるため、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、市場が受入可能な範囲内で、17年度分の借換債を16年度に前倒発行し、年度間の国債市中発行額の平準化をできる限り図ることが、国債の円滑かつ確実な消化等の観点から適当であると考えられること
 - (b) 現在の市場のニーズ・動向等を踏まえれば、16年度中に117.8兆円の国債を市中発行することは、国債の安定消化等の観点から問題ないと考えられること
- 等を踏まえたものです。

なお、平成16年度予算における17年度借換債の前倒発行については、その最高限度額が国債整理基金特別会計法第5条ノ2^(注1)に基づき国会で議決されており(14.0兆円)^{注2)}、平成16年度においては、従来同様、その限度額の範囲内で年度末までの金融情勢を勘案しつつ適切に対処していく方針です。

(注1) 国債整理基金特別会計法

第5条ノ2 政府八翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

(注2) 平成16年度特別会計予算総則

第8条 国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成16年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、14,000,000,000千円とする。

2 前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

② 市中発行される国債の年限構成

年限構成については、市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストとの関係や将来の償還状況等も考慮した上で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定しました。

- ・ 市場のニーズ・動向等を踏まえ、投資家等のニーズが特に大きい超長期債(30年債・20年債)、15年変動利付債、5年債、物価連動債については、平成15年度と比べ発行額を増加する予定です。
- ・ 平成17年度に借換債発行額等が対前年度で急増することが見込まれることを踏まえ、17年度に償還される割引短期国債の発行額は平成15年度と同額とする予定です。
- ・ 10年債の発行額は、平成16年度については平成15年度と同額とし、また、2年債は、割引短期国債と同様、入札1回当りの発行額(毎月1.7兆円)を平成15年度と同額とする予定です。

その結果として、平成16年度国債発行の平均償還年限は6年2ヶ月となるものと見込まれています(平成15年度国債発行(当初)の平均償還年限は5年8ヶ月)。

国債発行年限の推移

(収入金ベース、単位：億円、%)

	元年度		6年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度(当初)		16年度(当初)	
	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	シエア	
30年債	-	-	-	-	4,931	0.7	6,903	0.9	5,950	0.6	8,963	0.8	16,000	1.4	20,000	1.7
20年債	9,021	5.9	14,553	4.6	24,000	3.6	24,000	3.0	32,000	3.5	42,500	4.0	48,000	4.3	69,000	6.0
15年変動利付債	-	-	-	-	-	-	27,980	3.5	36,037	3.9	56,000	5.2	55,000	4.9	60,000	5.2
10年債	73,136	48.1	122,000	38.9	151,130	22.6	163,000	20.4	204,000	22.1	215,487	20.1	228,000	20.2	228,000	19.9
6年債	-	-	15,000	4.8	51,000	7.6	25,094	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-
5年利付債	-	-	-	-	26,001	3.9	94,030	11.7	196,234	21.2	227,501	21.2	228,000	20.2	229,000	20.0
5年割引債	3,000	2.0	2,000	0.6	2,000	0.3	1,200	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
4年債	-	-	34,837	11.1	51,000	7.6	27,808	3.5	-	-	-	-	-	-	-	-
3年利付債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3年割引債	-	-	-	-	-	-	2,931	0.4	5,935	0.6	3,966	0.4	-	-	-	-
2年債	13,945	9.2	16,000	5.1	88,973	13.3	131,939	16.5	168,000	18.2	207,852	19.4	209,600	18.6	192,505	16.8
割引短期国債	52,936	34.8	109,604	34.9	269,794	40.3	295,660	36.9	275,943	29.9	309,958	28.9	341,709	30.3	341,709	29.8
物価連動債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	0.1	6,000	0.5
合計	152,039	100.0	313,994	100.0	668,828	100.0	800,546	100.0	924,097	100.0	1,072,228	100.0	1,127,309	100.0	1,146,214	100.0
平均償還年限	6年5ヵ月		5年10ヵ月		4年9ヵ月		5年0ヵ月		5年4ヵ月		5年6ヵ月		5年8ヵ月		6年2ヵ月	

(注1) 各単位未満については四捨五入をしてあるので合計等において合致しない場合がある。

(注2) 14年度までは実績、15年度及び16年度は当初予算ベース。

③ 入札1回当りの国債発行額

カレンダー・ベースでの平成16年度における年限別の国債市中発行額は、次表に掲げる金額・入札回数を目途としています(次表はあくまで現時点での目途であり、入札1回当りの発行予定額については、入札日の1週間前に公表することとしています。)

平成16年度における国債発行のロット(予定)

30年債	0.5兆円 × 年 4回	2.0兆円
20年債	0.6兆円 × 年12回	7.2兆円
15年変動利付債	1.1兆円 × 年 6回	6.6兆円
10年債	1.9兆円 × 年12回	22.8兆円
5年債	2.0兆円 × 年12回	24.0兆円
2年債	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円
割引短期国債(1年)	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円
割引短期国債(6ヶ月)	2.3兆円 × 年12回	13.8兆円
物価連動債	0.3兆円 × 年 2回	0.6兆円

(注) 本表中の10年債の発行額には、競争入札分だけでなく、シ団引受分が含まれている。

☞(参照先) シ団制度については、4-1(1)イ.をご参照ください。

なお、国債の入札予定日は3ヶ月前に発表しています。また、上述のとおり、発行予定額等は入札予定日の1週間前に発表しています。

ロ. 公的部門による引受

市中発行の他、平成16年度においては、公的部門により46.1兆円の国債が引受けられる予定です(平成15年度(当初)の予定額は27.5兆円)。公的部門による引受の概要は以下のとおりです。

① 郵貯窓販(郵便局における国債の募集の取扱い等)

昭和63年度以後、郵便局において国債の募集が取扱われています(郵貯窓販)。郵貯窓販に当たっては、その国債の条件が恣意的なものとならないよう、市場で決定された客観的な条件をそのまま適用することにしてしています。平成16年度においては、これまでの販売状況等を勘案し、平成15年度から若干増額の2.3兆円を予定しています(平成15年度(当初)の予定額は2.1兆円)。なお、窓口販売の結果、応募額が募集(発行)予定額に達せずに、募集残額が発生した場合には、その残額分の国債は郵便貯金資金により取得されることになっています。

郵貯窓販(平成16年度)予定額の年限別内訳

	平成16年度予定	対前年度計画比
10年債	2,000億円	±0
5年債	3,000億円	▲1,000億円
2年債	13,000億円	+1,000億円
個人向け国債	5,000億円	+2,000億円
計	23,000億円	+2,000億円

② 日銀乗換

日銀乗換とは、日本銀行の保有する国債が満期を迎えた場合、その借換のために必要な金額(満期到来額)の範囲内で同行が国債を引受けるものです。日本銀行による国債の直接引受は、財政規律の弛緩ひいては通貨の膨張をもたらしかねないものとして、財政法第5条(注1)により原則禁止されていますが、日銀乗換は日本銀行が保有する国債の借換であり、そうした事態を惹起するものではありません。また、仮にこの国債を現金償還した場合に及ぼされる民間の資金需給への影響等を考慮すると、日銀乗換は財政法第5条にいう「特別の事由がある場合」に該当するものであり、国会の議決を経た金額の範囲内で認められています(注2)。

平成16年度においては、13.2兆円の日銀乗換を予定しています(なお、このうち0.4兆円は、日本銀行との間で買う買入消却に必要な資金調達のための借換債を同行が引受けるものです。)(注3(参照先)買入消却については、4-3(1)をご参照ください。)。平成16年度において、日銀乗換は全て割引短期国債(1年)により行われる予定です。

日銀乗換(平成16年度)予定額の内訳

・ 日本銀行が保有する国債のうち同年度に満期の到来する利付国債全額	128,193億円
・ 日本銀行から買入消却を実施する際、財源調達のための借換債を買入相手先である日本銀行が乗換えるもの	4,000億円

計

132,193億円

(注1) 財政法

第5条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

(注2) 平成16年度特別会計予算総則

第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成16年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

③ 財政融資資金乗換

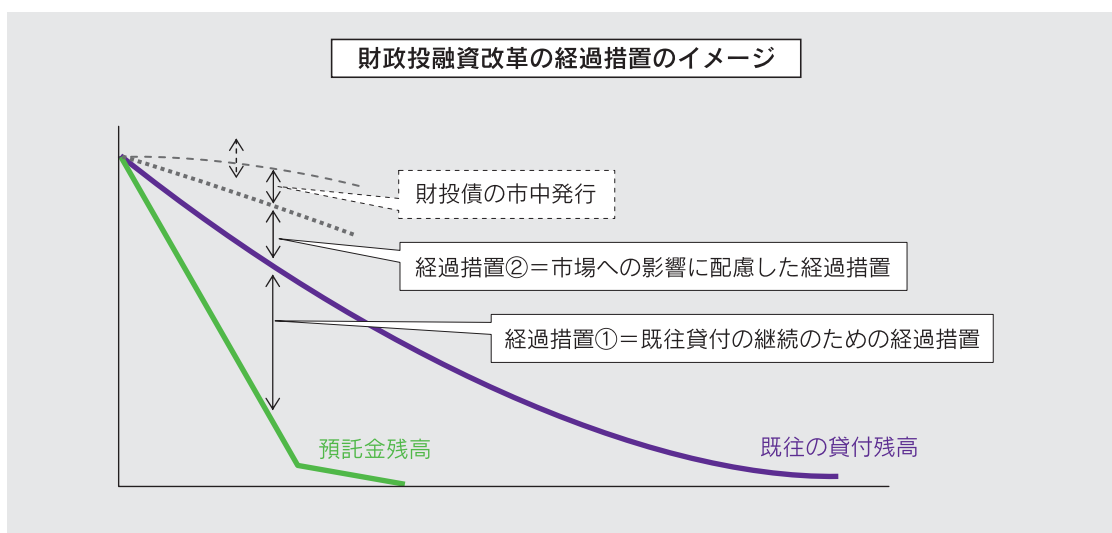
平成16年度においては、平成20年度に償還が予定されている国債について買入消却を行う予定ですが、財政融資資金は買入消却の対象となる銘柄を多く保有しています。こうした状況の下、買入消却を一層効率的に実施する観点等から、平成15年度以降、財政融資資金から買入消却を実施しており、財政融資資金では、買入消却に必要な資金調達のための借換債を引受けています。

平成16年度においては1.0兆円の財政融資資金乗換が行われる予定です(平成15年度(当初)の予定額は0.4兆円)

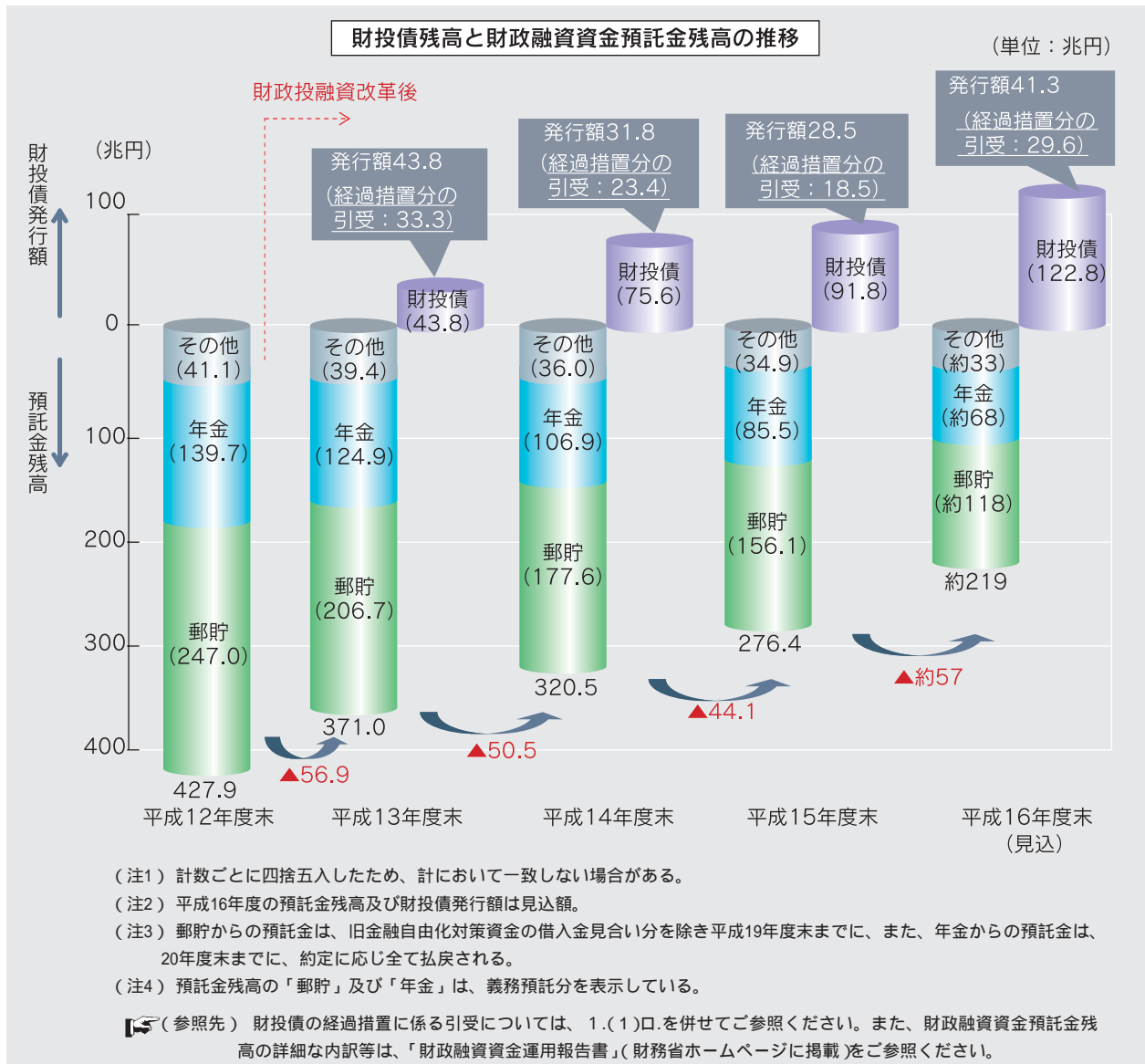
☞(参照先) 買入消却については、4-3.(1)をご参照ください。

④ 財政融資特会債(財投債)・経過措置分

財政投融资改革前は、郵便貯金及び年金積立金は、その資金を資金運用部に預託していましたが、同改革によりこの預託義務が廃止され、原則として自主運用されることになりました。ただし、平成13年度以後7年間の経過措置として、郵便貯金及び年金積立金は、財政融資資金の既往の貸付の継続に関わる資金繰り及び市場に与える影響に配慮するために財投債の引受を行い、また、簡易生命保険においてもこれまで果たしてきた役割を踏まえ財投債の引受を行うことになっています。



平成16年度においては、郵便貯金及び年金積立金の受ける預託金の償還の合計額が増加したこと等により、経過措置分の引受額が29.6兆円と、対前年度比11.1兆円増加する見込となっています。



八. 個人向け国債

☞(参照先) 個人向け国債について(発行額の推移や商品設計等)は、4-2(1)口.をご参照ください。

(3) 一般会計国債費

一般会計国債費とは、普通国債等の利子支払や減債制度に基づく国債整理基金への国債償還財源の繰入のための一般会計の歳出をいいます。このうち、国債利子等の金額は、近年の金利低下(利付国債の表面利率の加重平均は平成15年度末現在、1.72%)の結果として、普通国債残高が増高する中であってやや減少しています。

☞(参照先) 減債制度及び国債整理基金の運用については2-4.をご参照ください。

イ. 平成16年度一般会計国債費の概要

平成16年度一般会計国債費は、17兆5,686億円であり、平成15年度当初予算の16兆7,981億円に対し、7,705億円の増加となっています。

平成16年度一般会計国債費の内訳

(単位：億円)

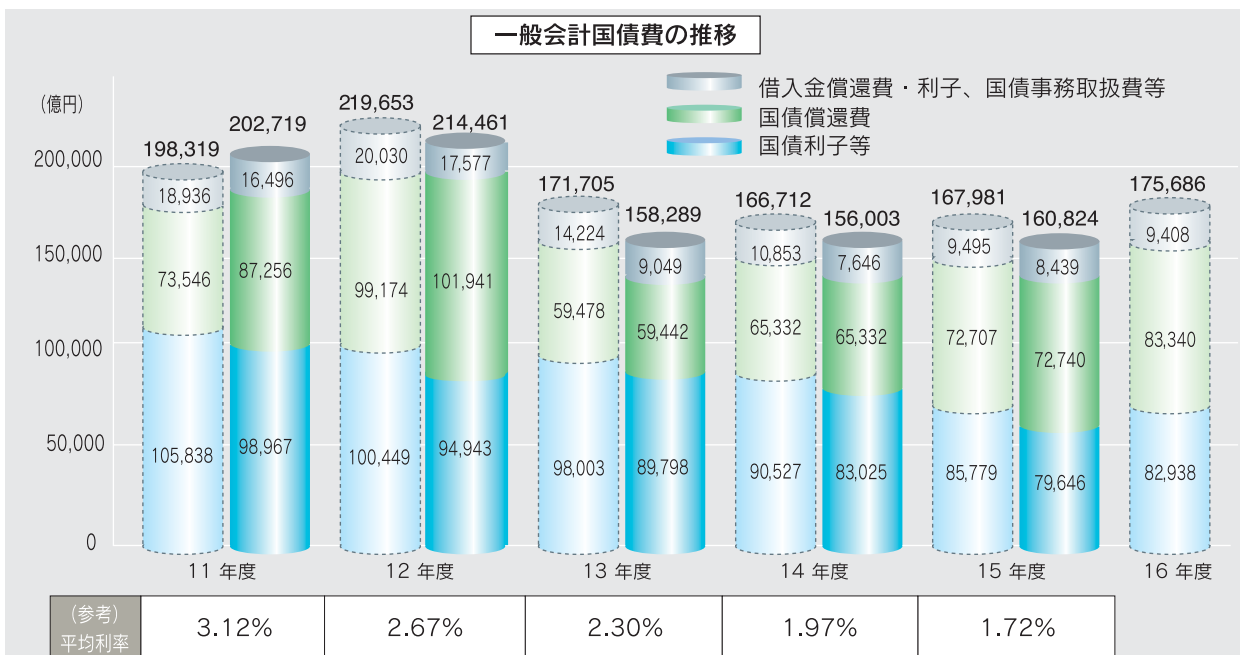
区 分	平成15年度予算額	平成16年度予算額	比較増減(▲)額
債務償還費	75,515	86,418	10,904
国債償還	72,707	83,340	10,633
定率・差減額繰入	63,822	68,336	4,514
財政法6条繰入	—	—	—
産投特会受入金相当額	462	4,851	4,389
減税特例国債償還分	2,568	2,568	—
予算繰入	5,855	7,584	1,730
借入金償還	2,808	3,078	270
定率繰入	795	657	▲138
予算繰入	2,013	2,421	408
利子及割引料	90,602	87,342	▲3,260
国債利子等	85,779	82,938	▲2,841
借入金利子	2,723	2,304	▲419
財務省証券割引料	2,100	2,100	—
国債事務取扱費	1,864	1,926	62
合 計	167,981	175,686	7,705

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 16年度の国債償還費には、13年度第2次補正予算において措置されたNTT無利子貸付(Bタイプ)に係る産業投資特別会計受入金相当額(4,169億円)が含まれる。

ロ. 一般会計国債費の推移

一般会計国債費は、次図のとおり推移しています。



(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 左側棒グラフ(破線)は当初予算ベース、右側棒グラフは実績(ただし、15年度は補正後予算ベース)。

(注3) 平均利率は、利付国債の表面利率の加重平均。


(注4) 11年度及び12年度の国債償還費には、預金保険機構特例業務基金国債の償還財源として、一般会計から繰入れられた34,279億円(11年度)、45,000億円(12年度)が含まれる。

(注5) 16年度の国債償還費には、13年度第2次補正予算において措置されたNTT無利子貸付(Bタイプ)に係る産業投資特別会計受入金相当額(4,169億円)が含まれる。

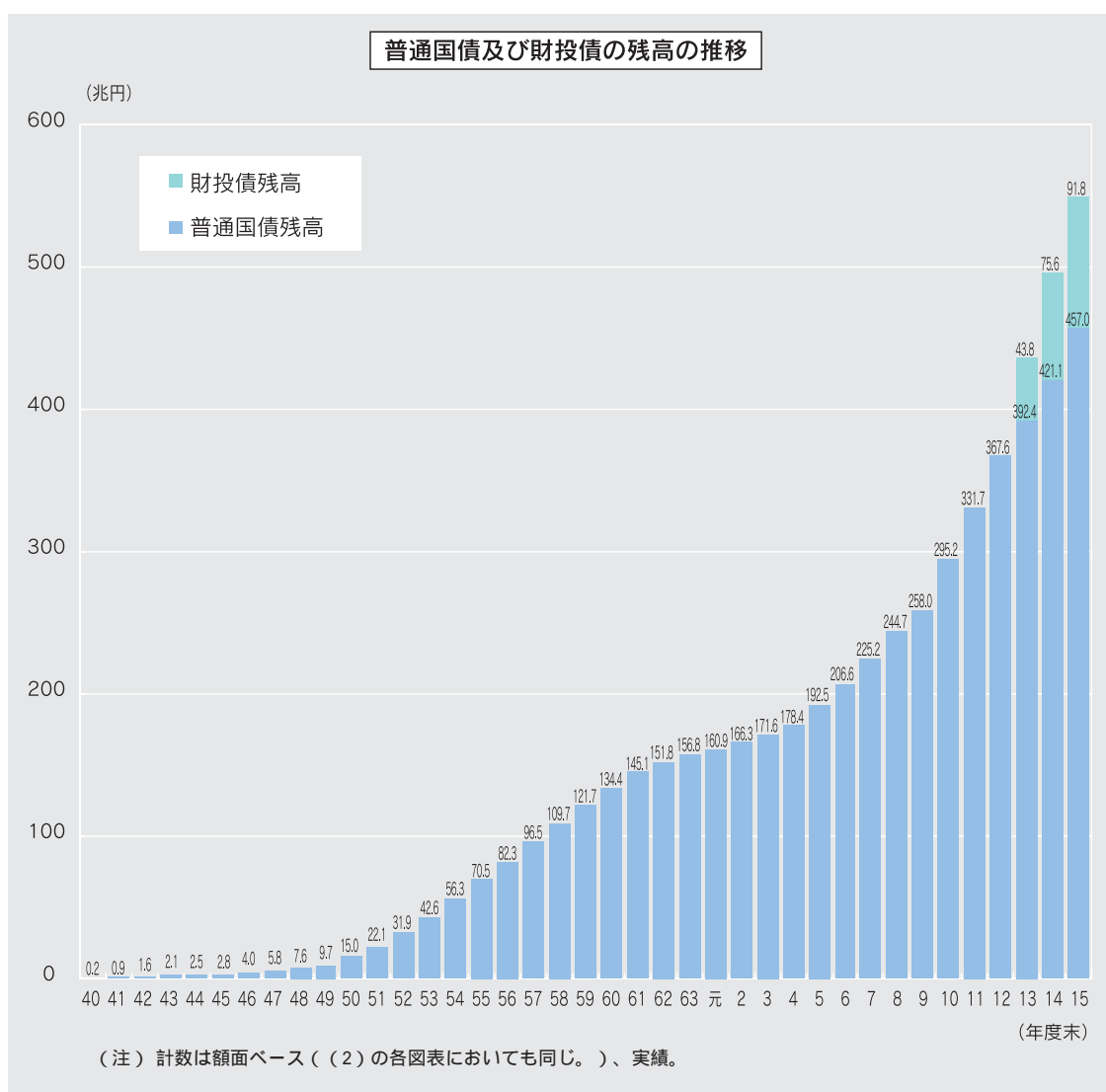
2-3 国債発行残高の推移

(1) 国債発行残高の推移

国債発行残高は増加し続けており、平成15年度末には、普通国債は457.0兆円に、財政融資資金特別会計国債(財投債)は91.8兆円となりました。

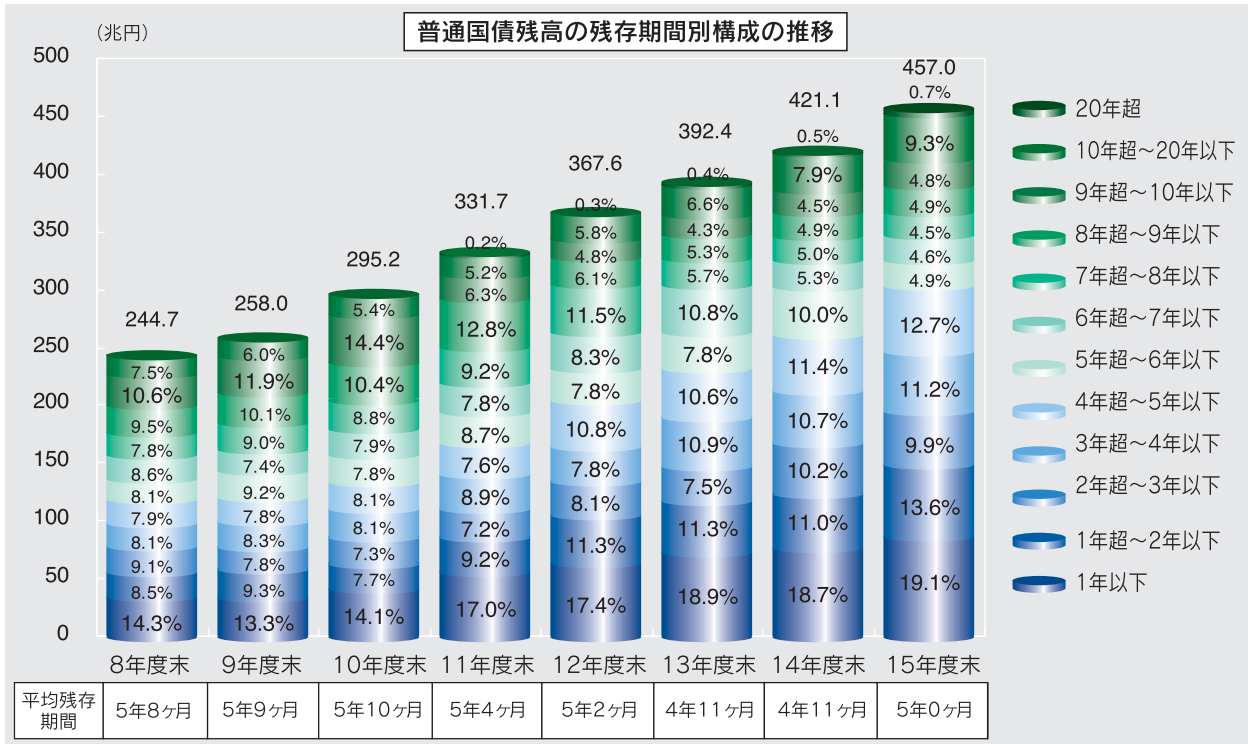
国債発行残高が増大し、また、国債発行額が多額に上っている中、国債管理政策の重要性はますます高まってきています( (参照先) 国債管理政策の展開については、4 をご参照ください。)

なお、平成16年度末には、普通国債の残高は 482.6兆円に、財投債の残高は 122.8兆円に達する見込です。



(2) 普通国債残高の残存期間別構成

このうち普通国債について、残高の残存期間別構成を示すと次図のとおりです。



(参考1) 財投債の残存期間別構成の推移

(単位: 億円)

残存期間区分	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	10年超	合計
13年度末(実績)	—	122,038	—	20,189	127,199	—	—	—	21,910	122,794	23,476	437,605
14年度末(実績)	122,038	103,816	20,189	142,316	72,976	—	—	21,910	139,116	90,387	42,898	755,644
15年度末(実績)	103,816	104,367	142,316	89,503	75,198	—	21,910	139,116	105,048	74,353	62,863	918,490

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(参考2) 平成16年度末における残存期間別構成の見込

平成16年度末における残存期間別構成の見込に関しては、財政法第28条に基づき平成16年度の予算参考書類として償還年次表が掲載されています。そのうち普通国債分の概要を表示すると、次表のとおりです。

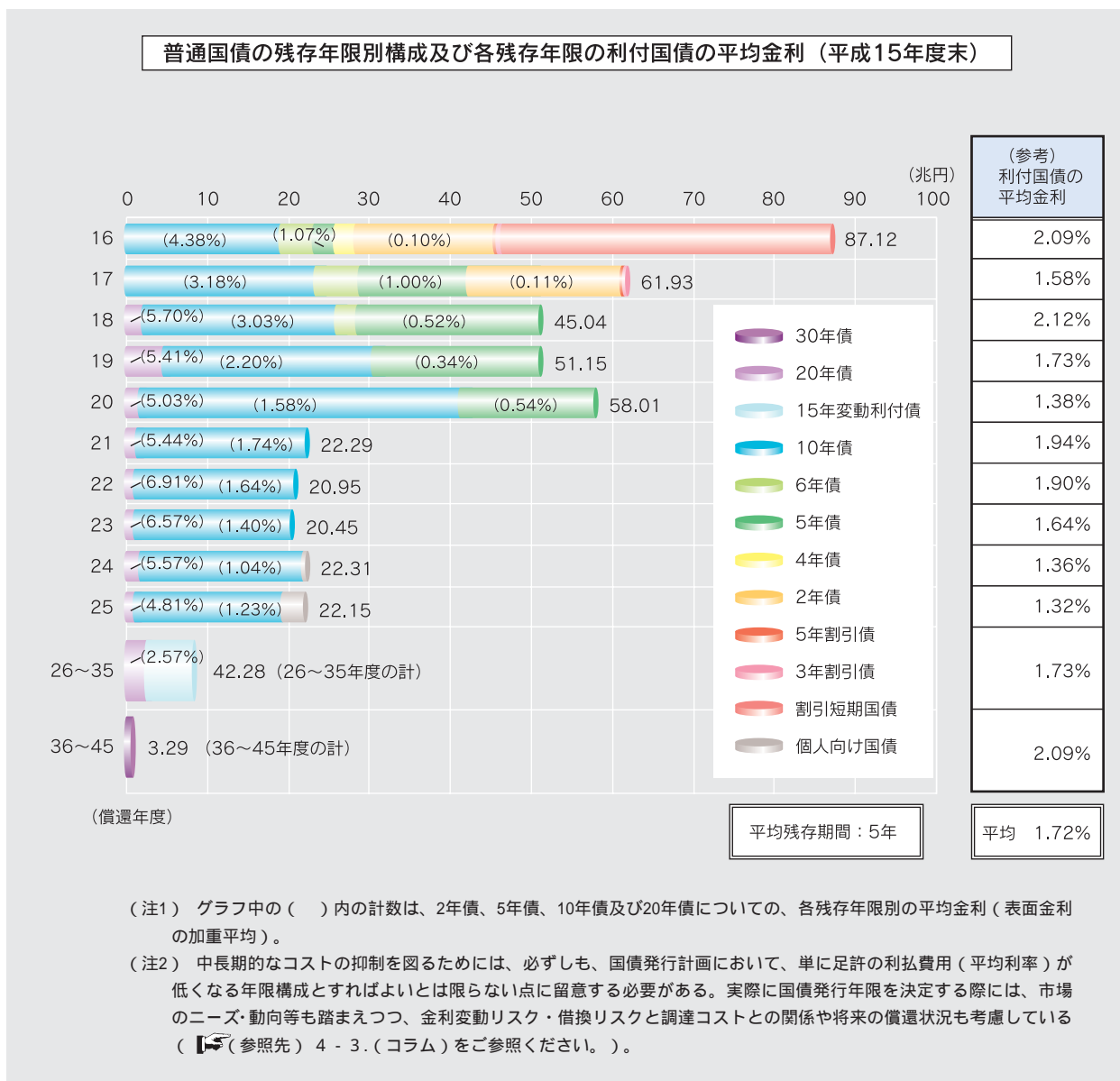
平成16年度末における普通国債の残存期間別構成(見込)

(単位: 億円)

償還年度(残存期間)	普通国債
17年度(1年以下)	1,103,519 (22.9%)
18年度(1年超2年以下)	605,888 (12.6%)
19年度(2年超3年以下)	511,499 (10.6%)
20年度(3年超4年以下)	563,946 (11.7%)
21年度(4年超5年以下)	390,863 (8.1%)
22年度(5年超6年以下)	209,535 (4.3%)
23年度(6年超7年以下)	204,526 (4.2%)
24年度(7年超8年以下)	223,094 (4.6%)
25年度(8年超9年以下)	206,813 (4.3%)
26年度(9年超10年以下)	250,340 (5.2%)
27~36年度(10年超20年以下)	507,297 (10.5%)
37年度~(20年超)	49,016 (1.0%)
計	4,826,336 (100.0%)

(注) 各欄の()内の計数は、普通国債の平成16年度末残高(見込)に対する構成比。

また、平成15年度末の普通国債残高の残存年限別構成を、各残存年限の利付国債の平均金利(表面金利の加重平均)と併せて表示すると、次図のとおりです。



【参考先】(参考先) 国債残高に関する統計については、この他、4-2.(参考)において、国債の保有者別内訳が示されています。

2-4 国債整理基金の運用等

(1) 国債整理基金の概要

イ. 国債整理基金特別会計の業務内容

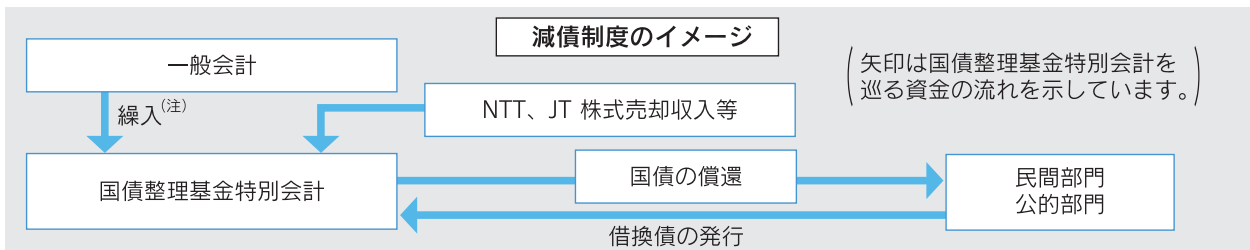
国債整理基金特別会計は、一般会計または特別会計からの繰入資金等による国債、借入金等の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分するために設置されています。

(注) 国債整理基金特別会計法

第1条 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

2 国債整理基金ハ国債ノ償還発行ニ関スル費途ニ使用スルモノトス

このうち、国債(財投債を除きます。)の償還に関しては、減債制度が国債整理基金特別会計において運営されています。すなわち、同特別会計において普通国債の償還等が行われ、その償還財源は、同特別会計において発行される借換債の発行収入金や、「60年償還ルール」に基づく一般会計からの繰入等により賄われる仕組みになっています。



(注) 一般会計からは、具体的には次の4つの方法により、国債整理基金特別会計に対し制度的に償還財源の繰入が行われている。

定率繰入(国債整理基金特別会計法第2条)...各年度において、前年度首の普通国債残高の100分の1.6を国債償還財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れることとされている。なお、割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ、割引国債の発行価格と額面金額との差減額(いわゆる償還差益相当額分)については、別途差減額を償還年限で除した金額を毎年繰入れることとされている。

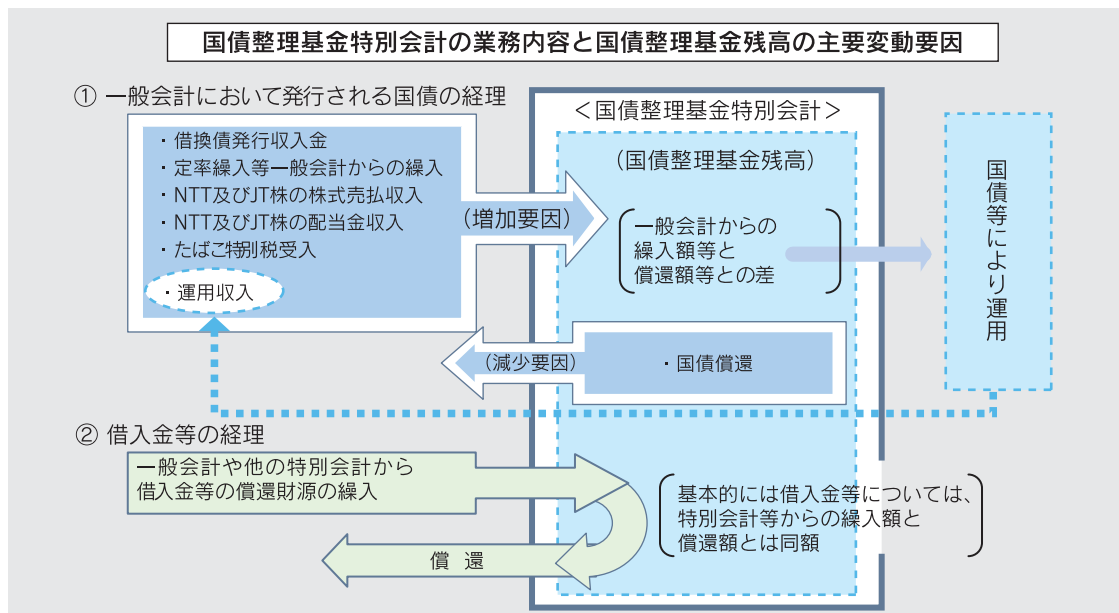
減税特例国債に係る特例繰入...減税特例国債(平成6~8年度に発行)については、できるだけ早期に償還すべきであるとの考え方から、平成10~29年度までの間、その発行額(自動車消費税等の廃止に伴う発行額を除く。)の30分の1に相当する額を繰入れることとされている。

財政法6条繰入(剰余金繰入)...各年度の一般会計の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、国債等の償還財源に充てることとされている。

予算繰入(国債整理基金特別会計法第2条ノ3)...上記の定率繰入等の他、国債の償還に支障を生じさせないよう、予算で定めた金額を一般会計から国債整理基金の特別会計に繰入れることとされている。

(参考) この他、民営化後、一般会計に一旦帰属された日本電信電話株式会社(NTT)及び日本たばこ産業株式会社(JT)の株式の一部は国債整理基金特別会計に所属替えされ、その売却収入は国債の償還に充てられている。

このように減債制度に基づき、一般会計からの繰入等や国債償還が行われていますが、各年度の繰入額等と償還額とは一致しないことから、各年度に使用されなかった額は将来の償還に備えて国債整理基金特別会計に蓄積され、(2)で述べるとおり運用されています。



ロ. 国債整理基金残高

このように国債整理基金特別会計に蓄積された基金残高等は次表のとおりです。

国債整理基金の国債償還財源の繰入額等、償還額等、年度末基金残高、借換額 (単位：億円)

	14年度(実績)	15年度(予定)	16年度(予定)
〔償還財源繰入額等〕			
国債	70,041	202,919	193,082
一般会計	65,332	72,740	83,340
特別会計	—	122,481	104,601
たばこ特別税	1,351	—	—
株式売払収入	395	3,969	4,109
運用収入等	2,962	3,729	1,032
借入金	510,708	498,426	516,333
一般会計	3,054	2,808	3,078
特別会計	507,655	495,618	513,255
合計	580,749	701,345	709,415
〔償還額〕			
国債	71,761	195,170	178,559
普通国債	54,721	69,349	71,833
出資国債等	17,040	3,783	2,911
財政融資資金特別会計国債	—	122,038	103,816
借入金	510,022	497,807	515,832
合計	581,783	692,977	694,391
一般会計へ繰入	1,389	1,636	988
当年度末基金残高	51,879	57,623	71,659
〔参考〕前倒債の発行収入金			
	62,593	90,000	140,000
〔参考〕前倒債の発行収入金等を含む当年度末基金残高(=国債等により運用((2)参照))			
	116,107	148,611	211,659
国債借換額	696,155	749,690	844,913

(注1) 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものである。

(注2) 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含む。

(注3) 年度末整理基金残高には、国債整理基金特別会計法第5条ノ2の規定による借換国債及び株式売払収入のうち、翌年度において一般会計に繰入れる額を含まない。ただし、14～15年度末は「翌年度における一般会計へ繰入の財源として基金残高から留保する株式売払収入金相当額」として、14年度末は1636億円、15年度末は988億円を控除した額である。

(注4) 14年度末における「一般会計へ繰入」の欄の金額には、本表の外に13年度から繰越して繰入れた金額18,947億円がある。

(注5) 単位未満は四捨五入してあるので、計において合致しない場合もある。

(2) 国債整理基金の運用

国債整理基金の余裕金は、「国債ヲ以テ保有シ又ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用」することができることとなっており(国債整理基金特別会計法第4条)、国債の発行・償還等国債整理基金の資金繰りを見極めながら運用しています。運用に当たっては、円滑な国債償還を図るため、換金の確実性や安全性を第一とし、併せてできるだけ効率的かつ有利な運用となるよう努めています。具体的には、日本銀行との間で行う国債の売戻条件付買入取引、政府短期証券の引受・買入、買入消却のための国債の保有等により運用しています。

国債整理基金の運用残高の推移

(単位：億円)

区分	年度				15年度			
	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	6月末	9月末	12月末	3月末
長期国債	59,406	87,835	99,267	59,939	24,055	56,774	25,020	82,455
政府短期証券	11,441	12,770	38,751	58,378	79,998	46,998	44,999	63,944
計	70,847	100,605	138,018	118,317	104,053	103,742	70,019	146,398

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

2-5 今後の財政収支及び国債発行残高に関する試算

(1) 平成16年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算等

平成17年度以降についての前提となる経済指標を「構造改革と経済財政の中期展望 2003年度改定」(以下「改革と展望 2003年度改定」といいます。)の記述に基づき仮置きした上で、平成16年度予算における制度・施策を前提として算出された、19年度までの歳出・歳入とその差額の推移が、「平成16年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」において示されています。

平成16年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

(単位：兆円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
歳出	国債費	16.8	17.6	18.8	19.7	20.4
	地方交付税等	17.4	16.5	17.2	17.3	19.7
	一般歳出	47.6	47.6	49.0	49.9	51.0
	社会保障関係費	19.0	19.8	20.9	21.9	23.0
	公共事業関係費	8.1	7.8	7.8	7.8	7.7
	その他	20.5	20.0	20.2	20.2	20.4
	NTT無利子貸付償還時補助	—	0.4	0.8	0.8	0.4
	計	81.8	82.1	85.9	87.8	91.5
税収等	税収	41.8	41.7	42.5	43.9	45.2
	その他収入	3.6	3.8	4.1	4.0	3.5
	計	45.3	45.5	46.6	47.9	48.7
差 額		36.4	36.6	39.3	39.9	42.8

<経済指標の前提>

名目経済成長率 (%)	0.1%	0.5%	1.25%	2.00%	2.50%
消費者物価上昇率 (%)	▲0.2%	▲0.2%	0.50%	1.00%	1.50%

(注1) 平成15年度の歳出・歳入は当初予算額。また、平成15年度及び16年度の経済指標の前提は政府経済見直しによる。

(注2) 平成16年度以降、平成13年度第2次補正予算において措置されたNTT無利子貸付(Bタイプ)につき、償還時補助が計上(NTT無利子貸付償還時補助欄に別掲)されている他、国債費には産業投資特別会計受入金相当額が、その他収入には産業投資特別会計受入金、それぞれ計上されている。

また、上記の試算を前提に、平成29年度までの国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算の結果が、「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」として公表されており、その中で、一定の仮定に基づく普通国債残高等の計算結果が示されています。

国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算（普通国債残高等の項目を抜粋）

（単位：億円）

	年度末普通国債残高	利払費	償還額	借換債発行額
平成16年度	4,826,300	91,300	914,100	844,500
平成17年度	5,151,400	94,600	1,129,100	1,042,000
平成18年度	5,469,400	97,500	1,240,100	1,144,800
平成19年度	5,792,700	102,100	1,386,400	1,268,400
平成20年度	6,111,600	107,600	1,461,700	1,344,000
平成21年度	6,475,400	112,000	1,411,800	1,317,700
平成22年度	6,814,700	119,300	1,418,500	1,320,700
平成23年度	7,155,100	126,200	1,423,700	1,326,800
平成24年度	7,485,600	134,000	1,458,900	1,356,200
平成25年度	7,823,900	142,100	1,450,400	1,355,700
平成26年度	8,159,100	146,000	1,528,100	1,416,000
平成27年度	8,463,200	152,000	1,630,700	1,501,200
平成28年度	8,757,700	157,800	1,714,000	1,574,700
平成29年度	9,036,800	163,500	1,810,800	1,655,900

（注）「平成16年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を前提に、「差額」が全て公債金で賄われるものと仮定して推計しており、平成20年度以後の新規公債発行額は、19年度の差額 42.8兆円と同額であるものと仮置きしている。

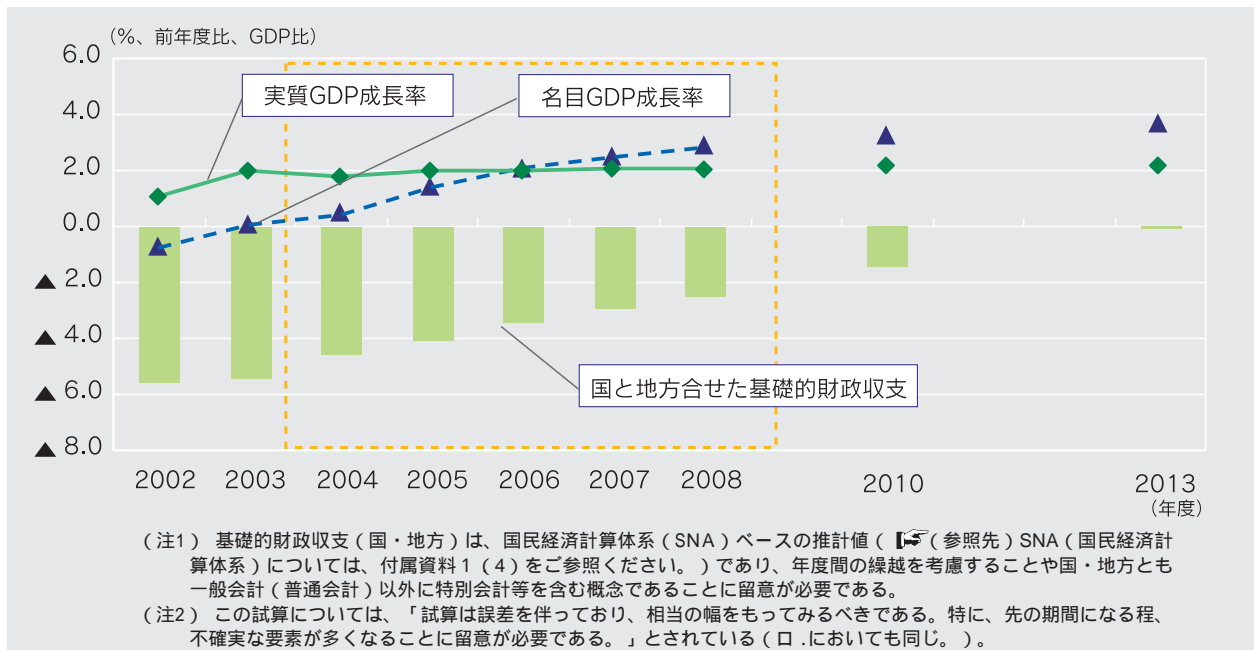
（2）内閣府による試算

内閣府においては、経済財政諮問会議における「改革と展望 2003年度改定」の審議のための参考として試算を公表しています。これは、「改革と展望 2003年度改定」で示された構造改革の方向性の下、内閣府が各分野の具体的な改革の進め方について多様な可能性の中から一つを前提として選び、マクロ経済の姿や国と地方の財政の姿等がどのようになるかを、経済と財政の相互関係を考慮した経済財政モデルにより試算したものです。

この試算では、「政府の大きさは2002年度の水準を上回らない程度を目指す」といった「改革と展望 2003年度改定」に示された方針を踏まえ、国、地方の歳出削減等について、例えば2005年度（平成17年度）以降の投資的経費を前年度比 3%で機械的に削減する等の前提を、内閣府において仮に設定しており、その試算結果は以下のとおりとなっています。

内閣府による試算

イ. 国と地方合せた基礎的財政収支等



ロ. 公債等残高（普通国債、地方債及び交付税特別会計借入金の残高の合計）

年度	H.15 (2003)	H.16 (2004)	H.17 (2005)	H.18 (2006)	H.19 (2007)	H.20 (2008)
公債等残高(兆円)	639.6	674.2	706.0	736.0	764.6	791.5
<GDP比>	128.4%	134.7%	139.1%	142.0%	143.9%	144.7%
一般政府支出(兆円)	182.1	181.4	182.5	185.5	190.0	195.8
<GDP比>	36.6%	36.2%	36.0%	35.8%	35.8%	35.8%

(参考) 「改革と展望 2003年度改定」における経済の展望等に関する記述(抄)

【経済の展望】

「2004年度については、実質成長率は1.8%程度、名目成長率は0.5%程度となる見込みである。集中調整期間後については、実質成長率は1.5%程度あるいはそれ以上、名目成長率についても徐々に上昇し、2006年度以降は概ね2%程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。」

【基礎的財政収支（プライマリー・バランス）】

- ・「政府は、中期的に財政収支を確実に改善していくため、民間需要主導の持続的成長を実現するための構造改革を加速するとともに、歳出改革を加速する。こうした取組を継続することにより、2002・2003年度とGDP比5%台半ばで推移している基礎的財政収支の赤字は、2004年度から縮小に向かうものと見込まれる。」
- ・「2006年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。」
- ・「2007年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指す。」

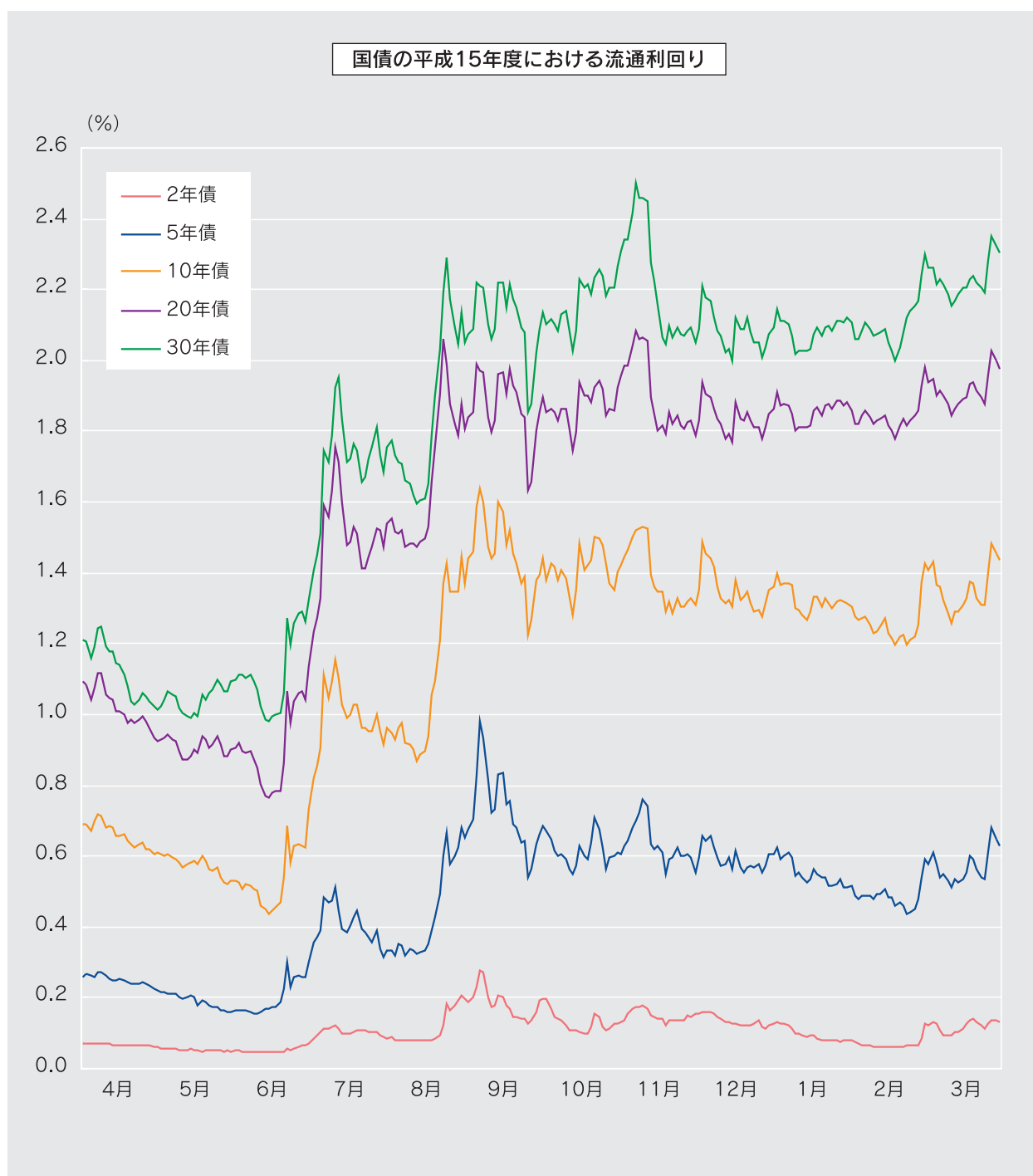
☞(参照先) 「平成16年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」及び「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」は、財務省ホームページに掲載されています。

☞(参照先) 「改革と展望 2003年度改定」の全文及びその参考資料((2)の内閣府による試算)は、経済財政諮問会議のホームページ(<http://www.keizai-shimon.go.jp/>) から入手することができます。

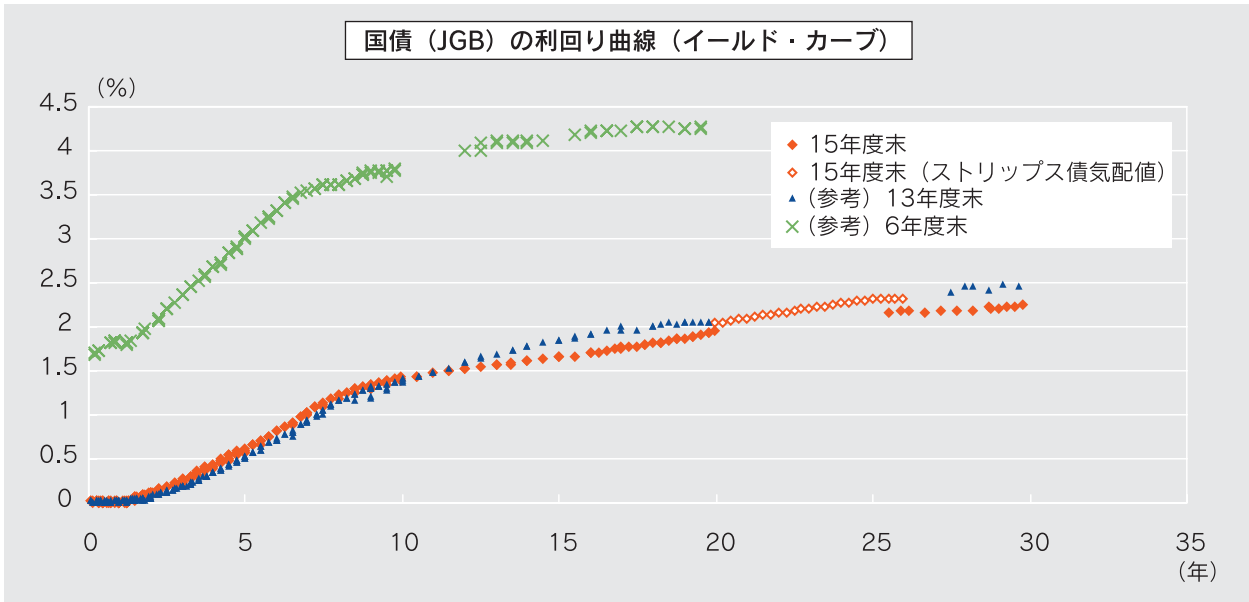
3 平成15年度における国債発行・流通市場の状況

(1) 平成15年度における国債(JGB)金利の動向

平成15年度中、利付国債(10年)の流通利回りは、6月には約0.4%にまで低下しました。その後、景気持直しに向けた期待が出てきたこと等を反映し、6月下旬～7月上旬及び8月下旬～9月上旬の2度にわたって金利は上昇しました。



また、平成16年3月末の国債(JGB)の利回り曲線(イールド・カーブ)は次図のとおりです。これを過去のものと比較すると、超長期債の発行やベンチマーク銘柄の育成、ストリップス制度の導入(平成15年1月)等を通じ、よりスムーズな利回り曲線が実現されるようになりました。なお、国債金利がここ数年間、基本的に低下傾向を示していることを反映し、利回り曲線は全体的に下方にシフトしています。



(2) 平成15年度における国債(JGB)等売買高

平成15年度中の国債(JGB)の東京店頭市場における売買高は次表のとおりです。平成15年度を通じた公社債売買高(5,486.8兆円)のうち国債・政府短期証券売買高(5,208.9兆円)の占める割合は約95%に上ります。このように、国債は信用リスク・フリーの金融商品であり、債券市場において中心的な位置を占めています。このため、国債市場の発展は、債券市場全体の発展にも寄与するものと考えられます。

国債売買高及びその公社債売買高に占める割合

(単位：兆円)

	国債				政府短期証券	その他	公社債 (計)
	長期債	中期債・割引債	割引短期国債				
11年度	2,540.8 (63.1%)	1,074.1 (26.7%)	93.7 (2.3%)	1,372.9 (34.1%)	1,378.8 (34.2%)	109.1 (2.7%)	4,028.7 (100.0%)
12年度	2,401.5 (57.9%)	1,085.9 (26.2%)	302.9 (7.3%)	1,012.7 (24.4%)	1,570.0 (37.9%)	176.3 (4.3%)	4,147.8 (100.0%)
13年度	2,314.5 (59.8%)	1,213.6 (31.4%)	413.8 (10.7%)	687.1 (17.8%)	1,347.6 (34.8%)	208.3 (5.4%)	3,870.5 (100.0%)
14年度	2,649.7 (68.0%)	1,501.3 (38.6%)	631.8 (16.2%)	516.6 (13.3%)	1,003.7 (25.8%)	240.7 (6.2%)	3,894.0 (100.0%)
15年度	3,777.3 (68.8%)	2,041.3 (37.2%)	1,085.2 (19.8%)	650.8 (11.9%)	1,431.6 (26.1%)	278.0 (5.1%)	5,486.8 (100.0%)

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 売買高は現先売買高を含む売り及び買いの合計で、額面ベースである。

(注3) 国債等の売買高は日本証券業協会会員(証券会社)の売買高及び特別会員(ディーリング業務を行っている登録金融機関等)の売買高を合算したものである。

(注4) 割引債の売買高は、償還年限1年超の割引国債の売買高並びに分離元本振替国債及び分離利息振替国債の売買高を合計したものである。

(注5) 各欄の下段は各年度の公社債売買高に占める構成比。

(出典) 日本証券業協会

(3) 平成15年度における振替国債の元利分離

平成15年1月からストリップス制度が導入され、その導入後に発行された振替国債については、保有者からの申請に応じて元本部分と利子部分との分離(ストリップス化)が行えるようになりました。平成15年度の各四半期末の分離元本振替国債(元利分離が行われている分離適格振替国債の元本部分であった振替国債をいいます。)の現在高は次表のとおりです。

分離元本振替国債の現在高の推移

<凡例> 分離元本振替国債の現在高(分離適格振替国債として発行された国債の残高)

(単位：億円)

	30年債		20年債		10年債		5年債		2年債		計	
14年度末	12	(2,996)	15	(7,981)	852	(77,096)	33	(72,045)	1,098	(48,901)	2,010	(209,019)
15年度												
6月末	11	(6,994)	15	(25,440)	1,349	(152,112)	56	(145,009)	1,164	(118,238)	2,595	(447,793)
9月末	11	(10,987)	16	(34,173)	1,801	(229,198)	66	(218,114)	1,197	(187,794)	3,090	(680,266)
12月末	31	(14,994)	172	(50,632)	1,442	(305,593)	73	(291,029)	1,202	(254,574)	2,918	(916,822)
3月末	31	(18,989)	170	(66,308)	1,444	(382,147)	80	(363,690)	1,232	(320,840)	2,954	(1,151,975)

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(4) 平成15年度におけるレポ、先物、オプション市場等

国債は、通常の売買(アウトライト)に加え、様々な取引動機に応じ、レポ、先物、オプション等の様々な手法により活発に取引されています。

イ. 債券貸借取引

平成15年度における債券貸借取引の新規成約高は次表のとおりです。

債券貸借取引・新規成約高(約定・額面ベース)

(単位：兆円)

	債券貸付			債券借入		
		うち有担保取引	うち無担保取引		うち有担保取引	うち無担保取引
11年度	2,377.4	2,178.3	199.1	2,094.7	1,844.4	250.4
12年度	2,943.9	2,852.0	91.9	2,348.5	2,147.2	201.2
13年度	3,754.7	3,684.3	70.4	2,752.9	2,606.2	146.8
14年度	4,009.6	3,914.9	94.8	2,995.6	2,852.7	142.9
15年度	4,544.0	4,398.3	145.7	3,551.7	3,286.5	265.2

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 成約高は、日本証券業協会会員(証券会社及び外国証券会社)及び特別会員(証券業務の登録を受けた金融機関)の成約高を合算したものである。また、成約高には投資勘定分の取引が含まれる。

(出典) 日本証券業協会

なお、広義のレポ取引としては、この債券貸借取引のほか、平成13年度から導入された新現先取引が代表的です。この新現先取引は売買形式であり、また、取引の安全を高めるためのリスク管理手法等が盛り込まれています。なお、平成14年11月からは日本銀行において新現先方式による金融調節取引(オペレーション)が導入されています。

☞ (参照先) 新現先取引については、その基本的な取扱いを規定した「債券等の条件付売買取引の取扱いについて(理事会決議)」等を日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/>)から入手することができます。

ロ. 国債先物取引

国債先物取引とは、将来の特定の時期に国債を予め合意した価格で取引(売付または買付)する契約をいいます。国債先物取引の売買高及び建玉(決済が未了である約定に係る国債等の数量)をいいます。現在高は次表のとおりです。

国債先物取引の売買高等

(単位：億円)

	売買高	建玉現在高(年度末)
11年度	10,176,075	225,468
12年度	9,178,191	51,201
13年度	7,008,023	45,695
14年度	5,905,592	43,629
15年度	6,937,846	95,230

(注1) 取引終了限月取引の最終建玉残高については、最終決済期日まで建玉現在高に加算されている。

(注2) 平成15年度末の建玉現在高は、(株)日本証券クリアリング機構のデータである。

(出典) 東京証券取引所

ハ. 国債オプション取引

債券オプション取引(選択権付債券取引)とは、債券を一定の期日または期間内に一定の価格で買付けるまたは売付ける権利を売買する取引です(「買う権利」をコール・オプションといい、「売る権利」をプット・オプションといいます。)。なお、この取引において権利を行使するか否かはオプションの買い手の任意であり、義務ではないのに対し、売り手は、買い手の権利行使に応じる義務を負います。また、買い手はこのような選択権の対価として売り手に一定の対価(プレミアム)を支払います。

国債店頭オプション取引の新規売買高は次表のとおりです。

国債店頭オプション取引の新規売買高(額面ベース)

(単位：億円)

	合 計	コール		プット	
		買 い	売 り	買 い	売 り
		11年度	1,435,415	460,315	286,478
12年度	776,752	278,704	129,624	211,622	156,802
13年度	447,938	158,187	70,087	134,177	85,487
14年度	430,914	141,588	79,272	119,831	90,223
15年度	2,914,079	805,859	678,848	697,988	731,384

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 売買高は、証券会社の売買高及び金融機関のディーリング業務での売買高を合算したものである。

(出典) 日本証券業協会

二. 国債先物オプション取引

国債先物オプション取引とは、国債先物取引を対象とするオプション取引で、国債先物取引のある銘柄のある限月において、一定数量を一定期間内に買付けるまたは売付けることができる権利(国債先物オプション)を取引対象とするものです。国債先物オプション取引の取引高及び建玉現在高は次表のとおりです。

国債先物オプション取引の取引高等

(単位：億円)

	取引高	建玉現在高		建玉現在高 (年度末)	建玉現在高	
		コール	プット		コール	プット
11年度	1,031,492	419,170	612,322	27,691	10,875	16,816
12年度	1,241,474	504,121	737,353	17,232	7,440	9,792
13年度	1,064,622	419,731	644,891	14,596	3,030	11,566
14年度	977,600	394,107	583,493	14,234	3,213	11,021
15年度	1,057,773	421,142	636,631	23,210	8,368	14,842

(注1) 東証会員及び特別参加者の自己売買並びに総合証券及び特別参加者のうち主要金融機関(地銀を除く。)の委託売買の売付・買付の合計。

(注2) 平成12年11月以降の取引高には中期国債が含まれる。

(出典) 東京証券取引所

(5) 平成15年度における国債発行

イ. 月別の国債発行額

平成15年度中の月別・消化方法別の国債発行額は次表のとおりです。

平成15年度における国債発行

(単位:億円)

① 普通国債

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
<市中発行>	97,465	100,364	93,878	100,346	93,873	96,380	93,872	111,964	98,004	100,375	85,335	105,151	1,177,008
30年債	—	2,992	—	2,981	—	—	—	3,504	—	—	2,468	—	11,945
20年債	5,977	—	5,992	—	5,993	—	4,499	4,993	4,495	3,993	1,979	4,491	42,410
変動15年債	—	9,990	—	9,991	—	9,990	—	9,988	—	9,991	—	9,992	59,942
10年債	17,510	17,507	17,504	17,491	17,502	17,511	17,496	18,499	18,501	17,510	17,006	16,998	211,036
5年債	15,997	15,490	15,994	15,497	15,989	14,486	18,487	18,489	18,526	15,497	13,491	17,984	195,929
2年債	17,983	14,388	14,389	14,387	14,390	14,395	13,391	16,492	16,485	13,386	10,394	15,687	175,766
TB(1年)	16,999	16,999	16,999	17,000	17,000	17,000	16,999	17,000	16,999	16,999	16,999	17,000	203,991
TB(6ヶ月)	22,999	22,999	22,999	23,000	22,999	22,999	23,000	22,999	22,998	22,999	22,998	22,999	275,988
<公的部門>	3,865	3,367	16,429	3,857	5,027	8,324	3,660	2,014	23,527	2,830	3,922	13,574	90,396
郵貯窓販	2,296	1,380	1,300	2,138	1,530	1,450	3,189	1,480	1,800	2,645	1,480	1,281	21,969
10年債	200	180	100	200	180	100	180	180	200	200	180	95	1,995
5年債	350	300	300	350	350	350	350	300	400	350	300	291	3,991
2年債	1,000	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,100	1,000	895	11,995
個人向け国債	746	—	—	588	—	—	1,659	—	—	995	—	—	3,988
日銀乗換 ^(注3)	1,569	1,987	15,129	719	3,497	5,874	471	534	20,727	185	2,442	11,295	64,429
財政融資資金乗換 ^(注3)	—	—	—	1,000	—	1,000	—	—	1,000	—	—	998	3,998
<個人向け国債>	2,740	—	—	2,214	—	—	7,772	—	—	12,956	—	—	25,683
計	104,070	103,731	110,307	106,418	98,900	104,704	105,305	113,978	121,532	116,161	89,257	118,725	1,293,087

② 財政融資資金特別会計国債(財投債)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
<市中発行>	6,496	9,594	10,081	9,616	10,097	9,595	6,107	2,004	1,998	9,578	18,623	5,800	99,588
30年債	—	1,006	—	1,012	—	—	—	503	—	—	1,527	—	4,048
20年債	2,012	—	1,996	—	2,000	—	500	—	497	996	3,011	502	11,516
10年債	1,490	1,493	1,496	1,509	1,498	1,489	1,504	501	499	1,490	1,994	2,002	16,964
5年債	2,993	3,499	2,993	3,498	3,001	4,507	499	500	501	3,490	5,494	999	31,974
2年債	—	3,597	3,596	3,597	3,598	3,599	3,603	500	501	3,602	6,596	1,299	34,088
物価連動債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	998	998
<経過措置分>	15,787	15,062	15,801	15,126	15,827	15,060	15,847	15,102	15,832	15,043	15,772	15,041	185,300
郵貯資金	8,273	8,281	8,282	8,311	8,293	8,281	8,306	8,302	8,301	8,275	8,284	8,315	99,504
10年債	2,781	2,786	2,792	2,816	2,795	2,780	2,808	2,902	2,895	2,879	2,890	3,108	34,232
5年債	2,095	2,099	2,095	2,098	2,100	2,103	2,096	1,998	2,002	1,994	1,997	2,003	24,680
2年債	3,397	3,396	3,395	3,397	3,398	3,398	3,402	3,402	3,404	3,402	3,397	3,204	40,592
年金資金	4,822	4,588	4,827	4,610	4,836	4,586	4,841	4,600	4,835	4,580	4,792	4,515	56,432
20年債	241	—	239	—	240	—	240	—	238	—	202	—	1,400
10年債	1,986	1,990	1,994	2,012	1,997	1,985	2,005	2,002	1,996	1,986	1,993	2,006	23,952
5年債	1,796	1,799	1,795	1,799	1,800	1,802	1,796	1,798	1,801	1,794	1,798	1,804	21,582
2年債	799	799	799	799	799	799	800	800	800	800	799	705	9,498
簡保資金	2,692	2,193	2,692	2,205	2,698	2,193	2,700	2,200	2,696	2,188	2,696	2,211	29,364
20年債	503	—	499	—	500	—	500	—	497	—	502	—	3,001
10年債	1,067	1,069	1,071	1,081	1,073	1,067	1,078	1,076	1,073	1,067	1,071	1,081	12,874
5年債	1,122	1,124	1,122	1,124	1,125	1,126	1,122	1,124	1,126	1,121	1,123	1,130	13,489
計	22,283	24,656	25,882	24,742	25,924	24,655	21,954	17,106	17,830	24,621	34,395	20,841	284,888

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 計数は額面ベース。

(注3) 平成15年度において、日銀乗換は全てTB(1年)により行われた。また、財政融資資金乗換は全て10年債により行われた。

なお、平成15年度における国債発行のカレンダー・ベースでの実績を当初予定と比べた場合、主な変更点は次のとおりです。

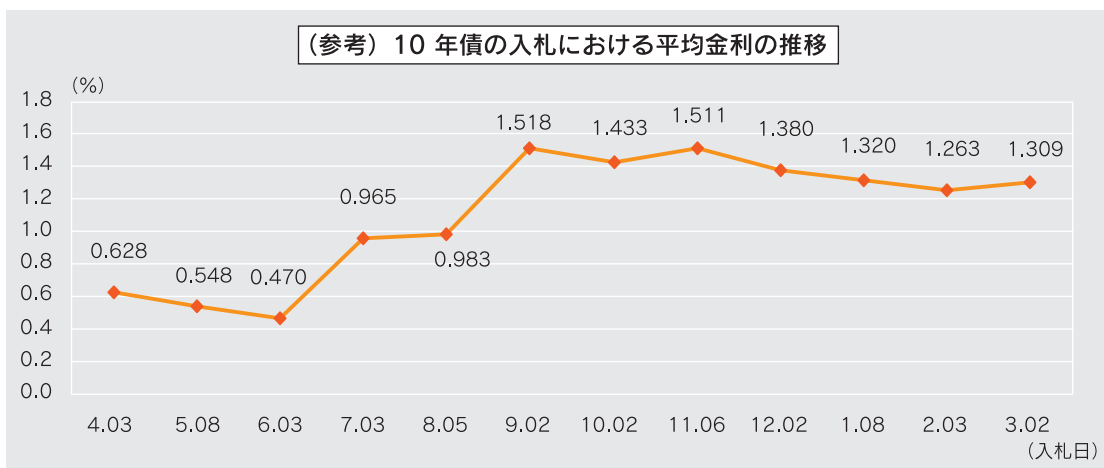
- (a) 市場関係者からの要望等を踏まえ、借換債の年限振替により20年債の発行額を当初予定(4兆8,000億円)から6,000億円増額(2年債の発行額を6,000億円減額)しました。
- (b) 個人向け国債が当初予定(1兆2,000億円)を上回る発行額となりました。

ロ. 平成15年度における国債の入札

① 概況

平成15年度においては、113.9兆円の国債が市中発行されましたが、その入札は滞りなく行われました。

その間、(1)で述べたとおり、6月には10年債の流通利回りが約0.4%まで低下し、6月下旬～7月上旬及び8月下旬～9月上旬の2度にわたり金利が上昇しました。国債の入札における平均金利もこうした動きと同様の推移を辿り、10年債の入札における平均金利は、6月3日に行われた入札(第250回債)では0.470%となった一方、9月2日に行われた入札(第253回債)では1.518%となりました。しかしながら、こうした金利の上昇局面においても入札は滞りなく行われ、国債発行に支障を来すことはありませんでした。



(参考) 6～10月における20年債、10年債及び5年債の入札の状況

		6月	7月	8月	9月	10月
20年債	入札日	6.17	—	8.19	—	10.21
	発行日	6.20	—	8.25	—	10.27
	応募額(億円)	15,583	—	12,951	—	8,324
	最高利回	0.791%	—	1.813%	—	1.920%
	平均利回	0.788%	—	1.800%	—	1.901%
10年債	入札日	6.03	7.03	8.05	9.02	10.02
	発行日	6.20	7.22	8.20	9.22	10.20
	応募額(億円)	47,217	25,149	39,731	46,340	35,082
	最高利回	0.473%	1.065%	0.994%	1.530%	1.451%
	平均利回	0.470%	0.965%	0.983%	1.518%	1.433%
5年債	入札日	6.10	7.08	8.12	9.09	10.09
	発行日	6.25	7.22	8.25	9.25	10.27
	応募額(億円)	64,640	46,669	50,099	35,220	59,068
	最高利回	0.155%	0.497%	0.310%	0.841%	0.564%
	平均利回	0.153%	0.489%	0.306%	0.833%	0.560%

② 入札結果

平成15年度中の国債の入札結果は次表のとおりです。

平成15年度中の国債入札の結果

(a) 利付国債(30年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
10	H15.05.20	H15.05.26	H45.03.20	1.1	4,000	10,926	3,998	99.37	1.125
11	H15.07.24	H15.07.30	H45.06.20	1.7	4,000	7,921	3,993	98.84	1.750
12	H15.11.13	H15.11.20	H45.09.20	2.1	4,000	10,422	4,007	99.34	2.130
13	H16.02.24	H16.02.27	H45.12.20	2.0	4,000	6,379	3,995	98.23	2.080

(b) 利付国債(20年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
61	H15.04.17	H15.04.25	H35.03.20	1.0	8,000	19,818	7,989	99.40	1.036	99.30	1.042
62	H15.06.17	H15.06.20	H35.06.20	0.8	8,000	15,583	7,988	100.20	0.788	100.15	0.791
63	H15.08.19	H15.08.25	H35.06.20	1.8	8,000	12,951	7,993	99.99	1.800	99.80	1.813
64	H15.10.21	H15.10.27	H35.09.20	1.9	5,000	8,324	4,999	99.98	1.901	99.70	1.920
64	H15.11.20	H15.11.26	H35.09.20	1.9	5,000	11,604	4,993	100.90	1.838	100.80	1.844
65	H15.12.18	H15.12.25	H35.12.20	1.9	5,000	11,626	4,992	100.55	1.862	100.45	1.869
65	H16.01.22	H16.01.30	H35.12.20	1.9	5,000	15,216	4,989	100.39	1.873	100.30	1.879
66	H16.02.17	H16.02.25	H35.12.20	1.8	5,000	11,945	4,990	99.62	1.826	99.55	1.830
67	H16.03.18	H16.03.25	H36.03.20	1.9	5,000	13,259	4,993	99.55	1.931	99.45	1.938

(c) 変動利付国債(15年)

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	初回基準金利 (%)	スプレッド (%)
22	H15.05.22	H15.05.30	H30.05.20	10,000	30,113	9,990	0.59	▲0.55
23	H15.07.15	H15.07.22	H30.07.20	10,000	28,004	9,991	1.01	▲0.61
24	H15.09.11	H15.09.22	H30.09.20	10,000	31,453	9,990	1.57	▲0.57
25	H15.11.18	H15.11.25	H30.11.20	10,000	31,833	9,988	1.55	▲0.69
26	H16.01.20	H16.01.26	H31.01.20	10,000	33,771	9,991	1.37	▲0.75
27	H16.03.11	H16.03.22	H31.03.20	10,000	46,897	9,992	1.35	▲0.83

(d) 利付国債(10年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)
248	H15.04.03	H15.04.21	H25.03.20	0.7	19,000	46,945	14,018	100.67	0.628	100.65	0.630	231.25
249	H15.05.08	H15.05.26	H25.03.20	0.6	19,000	51,651	14,957	100.49	0.548	100.45	0.552	240.88
250	H15.06.03	H15.06.20	H25.06.20	0.5	19,000	47,217	14,957	100.28	0.470	100.25	0.473	241.47
251	H15.07.03	H15.07.22	H25.06.20	0.9	19,000	25,149	14,947	99.40	0.965	98.50	1.065	252.61
252	H15.08.05	H15.08.20	H25.06.20	1.0	19,000	39,731	14,958	100.15	0.983	100.05	0.994	241.11
253	H15.09.02	H15.09.22	H25.09.20	1.6	19,000	46,340	14,958	100.71	1.518	100.60	1.530	241.13
254	H15.10.02	H15.10.20	H25.09.20	1.4	19,000	35,082	14,956	99.71	1.433	99.55	1.451	243.93
255	H15.11.06	H15.11.20	H25.09.20	1.5	19,000	229,932	14,957	99.90	1.511	99.75	1.528	242.63
256	H15.12.02	H15.12.22	H25.12.20	1.4	19,000	36,822	14,956	100.17	1.380	100.10	1.388	242.61
256	H16.01.08	H16.01.26	H25.12.20	1.4	19,000	37,786	14,956	100.70	1.320	100.65	1.326	242.99
257	H16.02.03	H16.02.20	H25.12.20	1.3	19,000	39,366	14,960	100.32	1.263	100.30	1.266	239.08
258	H16.03.02	H16.03.22	H26.03.20	1.3	19,000	29,751	14,954	99.92	1.309	99.50	1.356	245.34

(e) 利付国債(5年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)
25	H15.04.10	H15.04.25	H20.03.20	0.3	19,000	76,214	18,858	100.22	0.254	100.21	0.256	132.73
26	H15.05.15	H15.05.30	H20.03.20	0.2	19,000	88,922	18,810	100.04	0.191	100.03	0.193	179.14
27	H15.06.10	H15.06.25	H20.06.20	0.2	19,000	64,640	18,817	100.23	0.153	100.22	0.155	170.07
28	H15.07.08	H15.07.22	H20.06.20	0.5	19,000	46,669	18,847	100.05	0.489	100.01	0.497	147.78
29	H15.08.12	H15.08.25	H20.06.20	0.3	19,000	50,099	18,837	99.97	0.306	99.95	0.310	152.99
30	H15.09.09	H15.09.25	H20.09.20	0.8	19,000	35,220	18,855	99.84	0.833	99.80	0.841	138.08
31	H15.10.09	H15.10.27	H20.09.20	0.6	19,000	59,068	18,819	100.19	0.560	100.17	0.564	167.13
32	H15.11.11	H15.11.25	H20.09.20	0.7	19,000	47,742	18,830	100.07	0.685	100.05	0.689	158.79
33	H15.12.09	H15.12.25	H20.12.20	0.6	19,000	51,167	18,865	99.89	0.622	99.88	0.624	161.96
33	H16.01.15	H16.01.30	H20.12.20	0.6	19,000	51,174	18,826	100.29	0.539	100.28	0.541	160.84
34	H16.02.10	H16.02.25	H20.12.20	0.5	19,000	49,673	18,829	100.11	0.476	100.10	0.478	156.63
35	H16.03.09	H16.03.25	H21.03.20	0.6	19,000	49,188	18,847	100.06	0.587	100.05	0.589	136.93

(f) 利付国債(2年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)
208	H15.04.24	H15.05.20	H17.05.20	0.1	18,000	683,771	17,889	100.09	0.054	100.09	0.054	95.36
209	H15.05.29	H15.06.20	H17.06.20	0.1	18,000	2,051,691	17,888	100.12	0.039	100.12	0.039	96.96
210	H15.06.26	H15.07.22	H17.07.20	0.1	18,000	491,611	17,900	100.08	0.059	100.08	0.059	84.40
211	H15.07.31	H15.08.20	H17.08.20	0.1	18,000	474,878	17,896	100.05	0.074	100.05	0.074	92.02
212	H15.08.28	H15.09.22	H17.09.20	0.2	18,000	164,092	17,903	100.03	0.184	100.02	0.189	90.77
213	H15.09.25	H15.10.20	H17.10.20	0.1	17,000	45,250	16,890	99.92	0.140	99.90	0.150	104.07
214	H15.10.30	H15.11.20	H17.11.20	0.1	17,000	55,862	16,874	99.92	0.140	99.92	0.140	117.97
215	H15.11.27	H15.12.22	H17.12.20	0.1	17,000	44,862	16,875	99.88	0.160	99.87	0.165	110.90
216	H15.12.25	H16.01.20	H18.01.20	0.1	17,000	218,640	16,853	99.93	0.135	99.92	0.140	135.39
217	H16.01.29	H16.02.20	H18.02.20	0.1	17,000	1,850,546	16,854	100.06	0.069	100.05	0.074	135.75
218	H16.02.26	H16.03.22	H18.03.20	0.1	17,000	1,067,961	16,872	100.07	0.064	100.07	0.064	114.10
219	H16.03.25	H16.04.20	H18.04.20	0.1	17,000	1,974,321	16,879	99.98	0.110	99.98	0.110	110.27

(g) 割引短期国債(1年/6ヶ月)

① 1年物


回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
327	H15.04.15	H15.04.21	H16.04.20	17,000	1,062,454.9	16,999.0	99.989	0.0101	99.989	0.0109
329	H15.05.15	H15.05.20	H16.05.20	17,000	1,920,419.9	16,998.6	99.991	0.0086	99.991	0.0089
331	H15.06.17	H15.06.20	H16.06.21	17,000	306,185.0	16,999.0	99.990	0.0095	99.990	0.0099
333	H15.07.15	H15.07.22	H16.07.20	17,000	37,810.0	16,999.6	99.975	0.0241	99.974	0.0260
335	H15.08.15	H15.08.20	H16.08.20	17,000	32,650.0	16,999.6	99.982	0.0172	99.979	0.0208
337	H15.09.16	H15.09.22	H16.09.21	17,000	34,645.0	16,999.9	99.955	0.0448	99.949	0.0508
339	H15.10.14	H15.10.20	H16.10.20	17,000	51,570.0	16,999.4	99.959	0.0401	99.958	0.0417
341	H15.11.17	H15.11.20	H16.11.22	17,000	52,320.0	16,999.5	99.982	0.0175	99.982	0.0178
343	H15.12.16	H15.12.22	H16.12.20	17,000	66,060.0	16,998.7	99.986	0.0140	99.986	0.0140
345	H16.01.15	H16.01.20	H17.01.20	17,000	60,900.0	16,998.9	99.980	0.0193	99.980	0.0198
347	H16.02.17	H16.02.20	H17.02.21	17,000	76,100.0	16,998.9	99.987	0.0124	99.987	0.0128
349	H16.03.16	H16.03.22	H17.03.22	17,000	1,059,909.9	16,999.7	99.976	0.0230	99.976	0.0239

② 6ヶ月物

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
326	H15.04.07	H15.04.10	H15.10.10	23,000	125,843.0	22,999.3	99.992	0.0140	99.992	0.0158
328	H15.05.06	H15.05.12	H15.11.10	23,000	3,087,359.9	22,998.7	99.995	0.0097	99.995	0.0099
330	H15.06.05	H15.06.10	H15.12.10	23,000	1,803,009.9	22,999.3	99.996	0.0079	99.996	0.0079
332	H15.07.07	H15.07.10	H16.01.13	23,000	45,625.0	22,999.6	99.991	0.0161	99.990	0.0194
334	H15.08.05	H15.08.11	H16.02.10	23,000	552,050.0	22,999.3	99.996	0.0077	99.996	0.0079
336	H15.09.05	H15.09.10	H16.03.10	23,000	68,435.0	22,999.2	99.985	0.0299	99.984	0.0319
338	H15.10.07	H15.10.10	H16.04.12	23,000	69,330.0	22,999.7	99.983	0.0319	99.983	0.0333
340	H15.11.04	H15.11.10	H16.05.13	23,000	136,340.0	22,999.2	99.990	0.0192	99.990	0.0196
342	H15.12.05	H15.12.10	H16.06.10	23,000	1,219,799.9	22,998.3	99.995	0.0083	99.995	0.0099
344	H16.01.06	H16.01.13	H16.07.12	23,000	4,033,999.9	22,998.9	99.997	0.0050	99.997	0.0060
346	H16.02.05	H16.02.10	H16.08.10	23,000	2,260,512.8	22,997.9	99.997	0.0057	99.997	0.0059
348	H16.03.05	H16.03.10	H16.09.10	23,000	2,535,450.0	22,999.0	99.992	0.0149	99.992	0.0157

(h) 物価連動国債(10年)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
1	H16.03.04	H16.03.10	H26.03.10	1.2	1,000	4,844	998	99.11	1.295

 (参照先) 国債等の入札結果は、その都府県省のホームページに掲載されています。

(参考) 平成15年度においては、平成14年度までと同様、国債整理基金特別会計法第5条ノ2

(注1)に基づき、国会で議決された限度額の範囲内で(注2)、平成16年度借換債の前倒発行を行いました。平成15年度における前倒発行の状況は次表のとおりです。

(注1) 国債整理基金特別会計法第5条ノ2は、2-2(2)イ.をご参照ください。

(注2) 平成15年度特別会計予算総則

第8条 国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成15年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、9,000,000,000千円とする。


2 前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

借換債の前倒発行の状況

(単位：億円)

	限度額	発行額 (額面ベース)
11年度分(10年度中に発行)	50,000	26,782
12年度分(11年度中に発行)	50,000	22,522
13年度分(12年度中に発行)	50,000	50,000
14年度分(13年度中に発行)	70,000	62,437
15年度分(14年度中に発行)	90,000	62,593
16年度分(15年度中に発行)	90,000	89,120
17年度分(16年度中に発行)	140,000	—

(注)「X年度分」とは、X年度の借換債のうち(X - 1)年度に前倒して発行するものをいう。

 (参照先) 平成16年度における平成17年度借換債の前倒発行の限度額等については、2 - 2 (2)イ. をご参照ください。

4 国債管理政策の展開

国債管理政策とは、できる限り財政負担の軽減を図りながら、国債が国民経済の各方面において無理なく受入れられるよう、国債の発行、消化、流通及び償還の各局面にわたり行う種々の政策をいいます。

我が国の国債管理政策の基本的考え方は次のとおりです。

【国債管理政策の基本的考え方】

確実かつ円滑な発行

中長期的な調達コストの抑制

財務省としては、財政構造改革の推進により国債に対する信認を確保しつつ、中長期的な調達コストの抑制、確実かつ円滑な国債の消化を図るため、国債管理政策を適切に運営していく方針です。

4-1 国債の安定消化促進・市場のインフラ整備

国債の大量発行が続く中、財務省では、国債の一層の安定消化の確保を図るとともに、流動性の高い国債市場の構築に取り組んでいます。

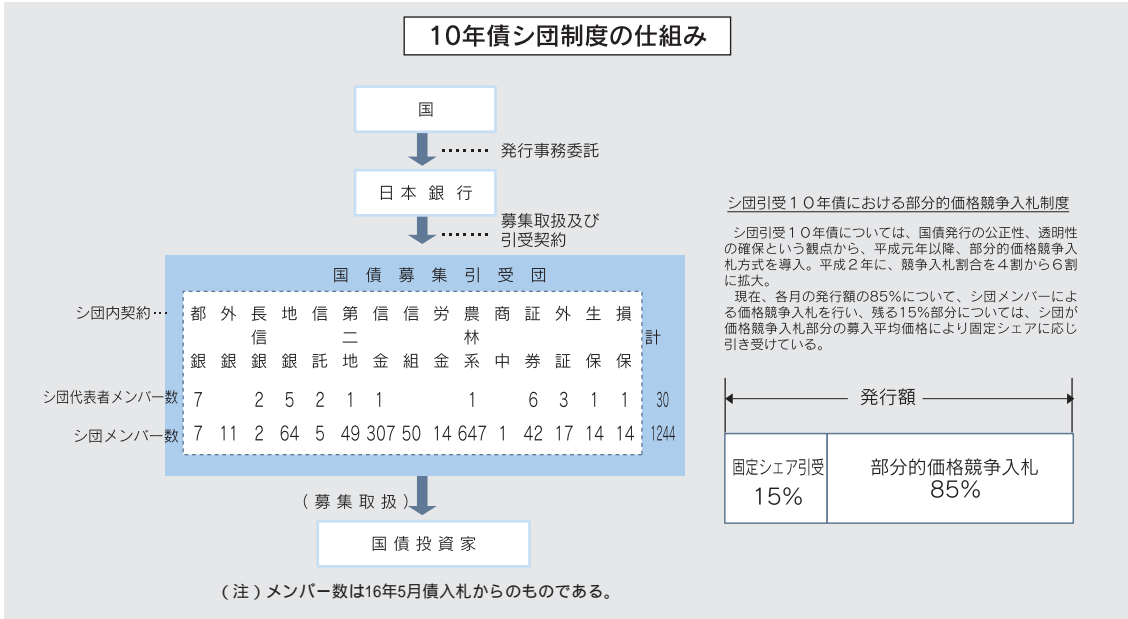
国債の安定消化促進・市場のインフラ整備に関する主な取組み

平成12年4月～	入札結果発表時間等の繰上げ(平成12年4月以降、数度にわたる繰上げが実施され、現在は利付国債の同発表時間は13:00)
平成13年 1月	国債決済等の即時グロス決済(RTGS)(日本銀行)
3月	リオープン制度の導入
平成14年 4月	10年債シ団制度において競争入札比率の引上げ(5月からは75%に)、引受手数料
～5月	の引下げ(100円当り63銭から39銭)
平成15年 1月	入札から発行までの期間短縮(10年債等の入札を月初に実施)
平成15年 1月	新振替決済制度の導入
5月	10年債シ団制度において競争入札比率の引上げ(5月からは80%に)
平成16年 2月	入札前取引の開始
5月	10年債シ団制度において競争入札比率の引上げ(5月からは85%に)、引受手数料
10月～	「国債市場特別参加者(仮称)」制度を段階的に導入
(平成17年5月を目途)	国債清算機関の業務開始

(1) 「国債市場特別参加者(仮称)」制度の導入(平成16年10月～)等

イ. 10年債のシ団(国債募集引受団)制度

現在、市中発行総額の約2割を占める10年債については、安定消化の仕組みとしていわゆるシ団(国債の募集の取扱い及び引受を目的として組織される団体(国債募集引受団)をいいます。)制度が重要な役割を果たしています。この10年債シ団方式については、競争的かつ効率的な市場を形成する観点から、これまでも見直しを行ってきたところですが、平成16年5月からは、さらに競争入札比率の引上げ(80%から85%)、引受手数料の引下げ(100円当り39銭から23銭)を実施しました。他方、10年債以外の国債については全て入札方式により発行しています。



ロ. 「国債市場特別参加者(仮称)」制度

10年債については、イ. で述べたとおり、安定消化の枠組みとしてシ団制度が重要な役割を果たしてきましたが、10年債だけでなく国債全体の安定消化を図る等の観点から、主要諸外国において広く採用されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」と同様の機能を果たす「国債市場特別参加者(仮称)」制度を、平成16年10月から段階的に導入します。

「国債市場特別参加者(仮称)」制度は、市場参加者の主体的行動に支えられ、より一層マーケット・メカニズムが発揮される仕組みであり、国債全体の安定消化が促進され、また、国債市場の流動性が維持・向上されることが期待されています。

「国債市場特別参加者(仮称)」制度の概要

- ① 主な目的・機能

国債の安定的な消化の促進及び国債市場の流動性等の維持・向上
- ② 「国債市場特別参加者(仮称)」の責任

「国債市場特別参加者(仮称)」が応札責任・落札責任等を果たすこと等を通じ、国債の安定消化等を図ります。

(参考) 「国債市場特別参加者(仮称)」の責任


 - (a) 応札： 全ての国債の入札について、競争的に、積極的に、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応な額を応札すること
 - (b) 落札： 直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、落札実績額及び引受実績額の発行予定額に占める割合が一定(原則1%)以上であること
 - (c) 流動性提供： 国債流通市場に十分な流動性を提供すること
 - (d) 情報提供： 財務省に対し国債の取引動向等を報告すること

③ 「国債市場特別参加者（仮称）」の資格

「国債市場特別参加者（仮称）」は財務省との定例会合への参加等の資格を有します。

（参考）「国債市場特別参加者（仮称）」の資格

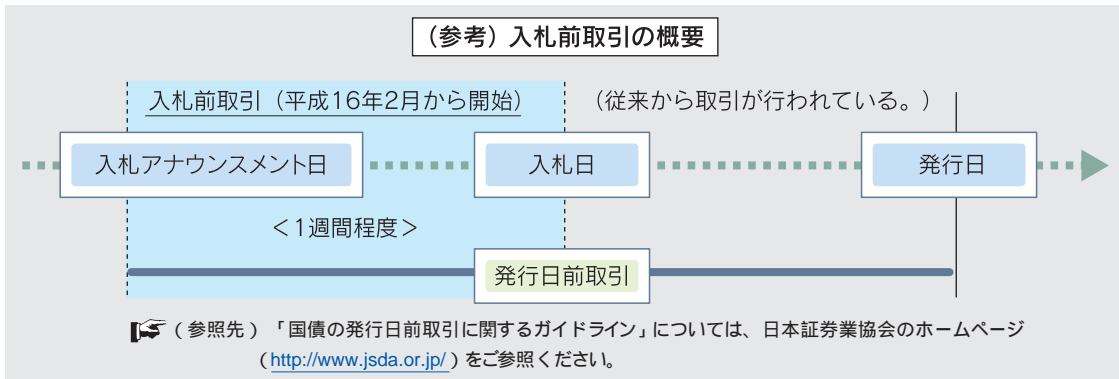
- （a）**財務省との定例会合への参加：** 財務省が原則として四半期に一回開催する、全特別参加者との会合（「国債市場特別参加者懇談会」）に参加し、財務省との間で意見交換等を行うことができる。
- （b）**買入消却入札への参加：** 財務省が実施する買入消却のための入札に参加できる。
- （c）**ストリップス債の分離・統合：** ストリップス債の元利分離・元利統合の申請を行うことができる。
- （d）**「第I非価格競争入札（仮称）」への参加：** 毎回の入札で、競争入札と並行して、非価格競争入札に参加できる。
- （e）**「第II非価格競争入札（仮称）」への参加：** 毎回の入札で、競争入札・非価格競争入札の結果発表後（入札当日）、追加的に実施される入札に参加できる。
- （f）**「金利スワップ取引」への参加：** 財務省が実施する金利スワップ取引の優先的な取引対象先となることができる。
- （g）**「流動性供給入札（仮称）」への参加：** 財務省が国債市場の流動性維持・向上等を目的として実施する、既発銘柄（複数銘柄）の追加発行のための入札に参加できる。

（参照先）「国債市場特別参加者（仮称）」制度に関する具体的な検討状況については、財務省のホームページに国債市場懇談会の配布資料及び議事要旨が掲載されています（国債市場懇談会については、4 - 4 . (1)をご参照ください。）。

(2) 入札前取引の開始(平成16年2月～)

平成16年2月に入札前取引が開始されました。入札前取引とは、入札前(具体的には、入札アナウンスメントが行われた日から入札までの間)、発行日に新発債を受渡すことを前提として、利回りベースで行う取引をいいます。入札前取引の実施によって、入札価格が一層円滑に形成されることが期待されています。

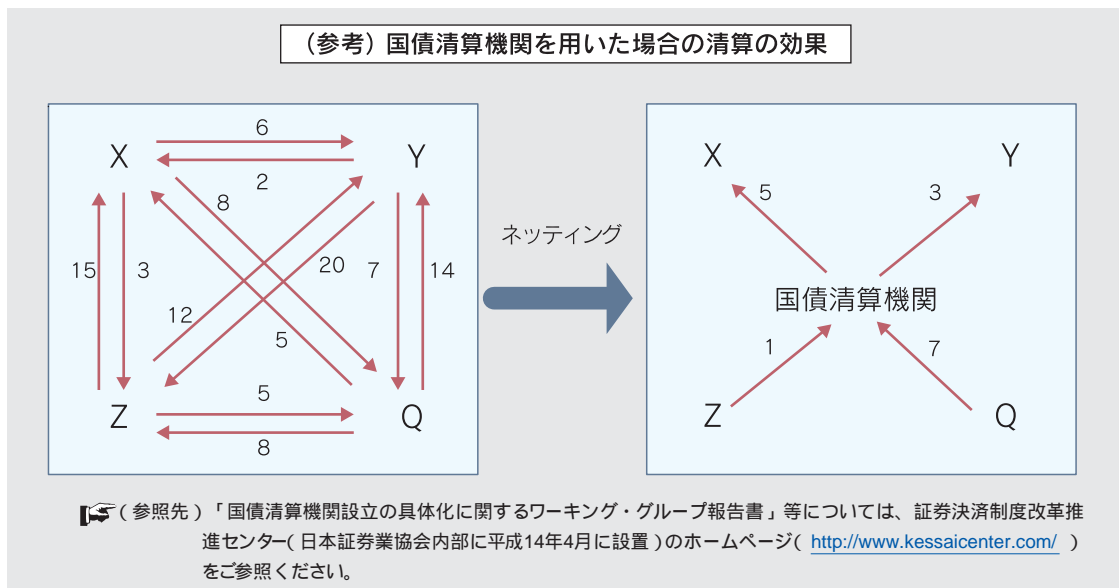
入札前取引に関する市場慣行については、平成15年7月に日本証券業協会において「国債の発行日前取引に関するガイドライン」が策定されています。



(3) 国債清算機関の業務開始(平成17年5月を目途)

国債清算機関とは、国債の決済量を削減し、一層円滑な決済を図るために国債決済のネットティングを行うための機関をいいます。

国債清算機関については、国債市場懇談会(平成13年3月27日)において「清算機関の創設」が提言されたことを受け、日本証券業協会において市場関係者による検討が進められ、平成14年10月に「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ報告書」が取りまとめられました。同報告書を踏まえ、国債清算機関への出資の意向を持った会社が自主的に集まり「日本国債清算機関設立準備委員会」が設置され、平成15年10月17日、市場参加者19社の出資により「株式会社国債清算機関」が設立されました。現在、同社において清算業務に係るインフラ整備及び業務運営に関する実務的な事項について検討が行われており、平成17年5月を目途に業務を開始できるよう、作業が進められているところです。



4-2 商品性・保有者層の多様化

我が国の国債保有構造については、公的部門による保有が多く、また、民間部門でも預金金融機関による保有割合が高いとの指摘があります。国債市場の一層の安定性向上を図る観点からは、できるだけ多様なニーズを持った投資家により国債が保有されることは望ましいことです。こうした中、家計、海外投資家及び事業法人による国債保有を促進する観点から、商品性の一層の多様化及び税制の改正等を行っています。

(1) 商品性の多様化(物価連動国債の発行(平成16年3月～)等)

商品性の多様化に関する主な取組み

—— かつて我が国の国債は10年債に偏っているといわれていましたが、近年、商品性の多様化を図ってきたところです。

平成11年4月	割引短期国債(1年)の公募入札開始
9月	30年債の公募入札開始
12月	5年債の導入
平成12年6月	15年変動利付債の公募入札開始
平成13年4月	中期債の5年債への統一(4年債・6年債の発行を取止め)
平成15年1月	ストリップス制度の導入
3月	個人向け国債の導入
平成16年3月	物価連動国債の導入

イ. 物価連動国債の発行(平成16年3月～)

平成15年度においては、物価連動国債を導入し、平成16年3月に公募入札を開始しました。第1回債の入札(平成16年3月4日、1,000億円)第2回債の入札(6月3日、3,000億円)はともに円滑に行われました。なお、平成16年度においては、今後、第3回債の入札(3,000億円程度)を予定しています。

(参考)物価連動国債の入札結果

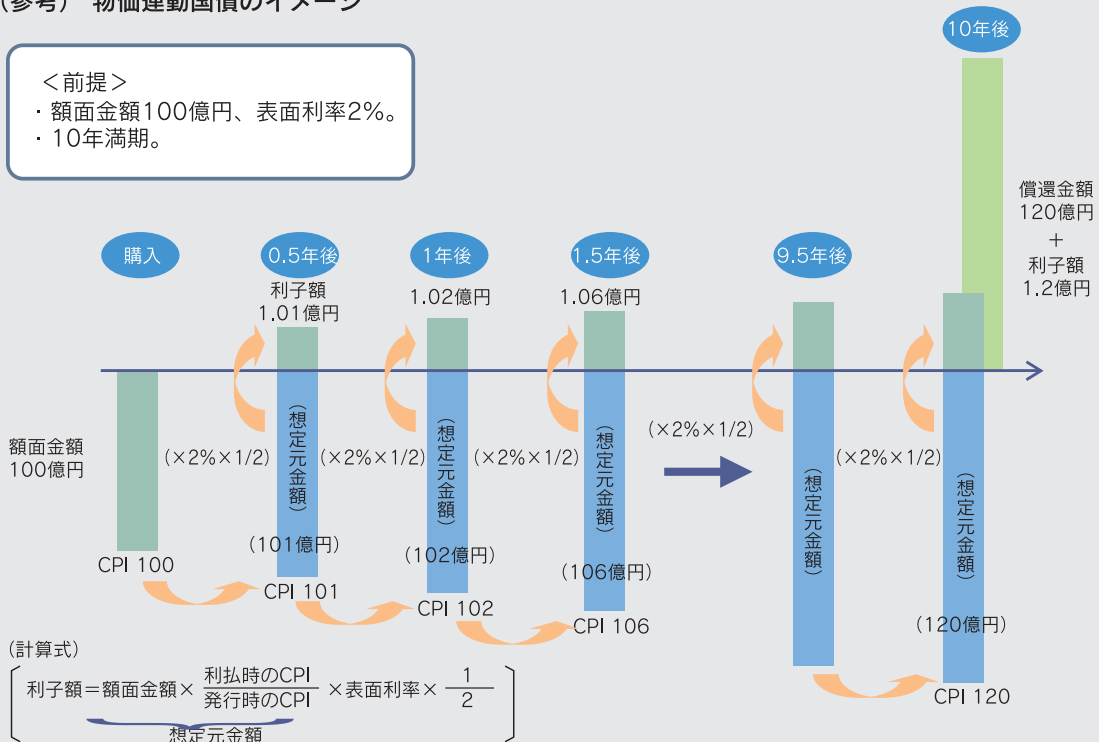
回号	入札日	発行日	償還日	表面利率(%)	発行予定額(億円)	応募額(億円)	落札・割当額(億円)	最低価格(円)	最高利回(%)
1	H16.03.04	H16.03.10	H26.03.10	1.2	1,000	4,844	998	99.11	1.295
2	H16.06.03	H16.06.10	H26.06.10	1.1	3,000	22,513	2,995	100.00	1.100

物価連動国債の商品概要

- ・ 満期は10年。
- ・ 発行方法は、イールド・ダッチ方式による入札発行(ただし、リオープンの場合には価格コンベンショナル方式による入札方式)です。
- ・ 元金額が物価(全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数。以下「CPI」といいます。))の動向に応じて増減します。償還額は償還時点での想定元金額(増減後の元金額をいいます。)となります。なお、物価が下落した場合の元本保証は設けられていません。
- ・ 利子額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出されます。この表面利率は発行時に固定され、全利払を通じて同一です。したがって、物価が上昇し、想定元金額が増加した場合には、それに伴って利子額が増加します。
- ・ 譲渡制限が付されており、譲渡可能な者は、一定の条件を満たした金融機関や外国政府等となっています(具体的には財務省ホームページをご参照ください。)

(参考) 物価連動国債のイメージ

<前提>
 ・ 額面金額100億円、表面利率2%。
 ・ 10年満期。



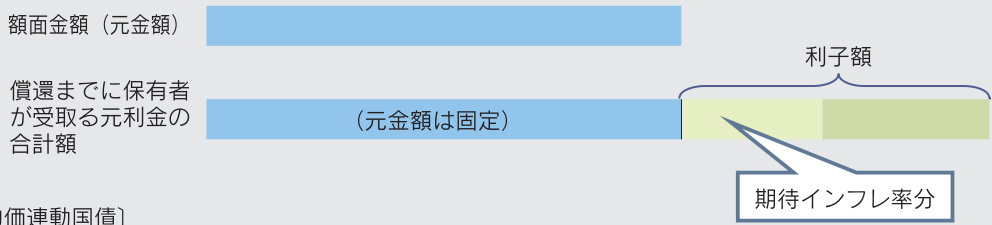
(注) 表面利率2%とCPIの上昇率について一定の仮定を置いたイメージです。

(参照先) 商品設計の詳細は財務省ホームページをご参照ください。

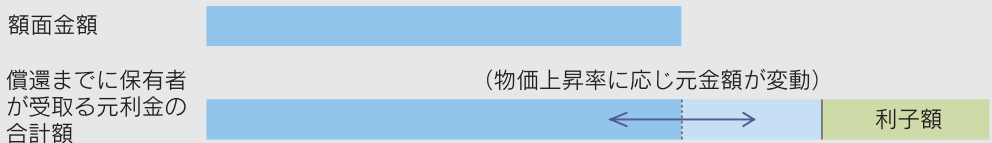
物価連動国債は、投資家の多様なニーズに応えるとともに、市場の期待インフレ率の把握に寄与することが期待されています(注)。

(注) 一般的に、固定利付国債の利回りが、実質金利と期待インフレ率の和であるものと捉えた場合、それと物価連動国債の利回りとの差が、基本的にはその時点での市場の期待インフレ率(将来のインフレに対する予想)に相当するものではないか、といわれている。

[固定利付国債]



[物価連動国債]



ただし、同時に、物価連動国債の利回りは、期待インフレ率の他、物価連動国債の市場の大きさや流動性、各投資家の物価連動国債に対する投資のスタンス、国債市場全体の動向等、様々な複合的な要因を反映して変動するとされており、物価連動国債の利回りから直ちに市場の期待インフレ率を導けるとは限らないことには留意が必要である。

ロ. 個人向け国債

個人による国債保有の促進を図るため、平成14年度に導入した個人向け国債（正式名称：個人向け利付国庫債券（変動・10年））は、これまでに6回発行しており、その発行額の合計は約4兆7,691億円、うち平成15年度の発行額は約2兆9,671億円となりました。

財務省理財局としては、個人向け国債の商品性に対する理解が深まること等により、個人向け国債がより一層広く定着していくことが重要であると考えており、民間金融機関等との意見交換に努めるとともに、積極的な広報活動を行っています。

個人向け国債の販売状況

	平成14年度	平成15年度				平成16年度
	第1回債	第2回債	第3回債	第4回債	第5回債	第6回債
発行日	15.3.10	15.4.10	15.7.10	15.10.10	16.1.13	16.4.12
初回の利子の適用利率(基準金利)	年0.09% (0.89%)	年0.05% (0.80%)	年0.05% (0.51%)	年0.77% (1.57%)	年0.62% (1.42%)	年0.55% (1.35%)
民間金融機関 販売実績(億円)	3,336	2,740	2,214	7,772	12,956	12,941
(取扱機関数)	(392機関)	(437機関)	(676機関)	(692機関)	(694機関)	(701機関)
郵便局 販売実績(億円)	499	746	588	1,659	995	1,244
販売総額	3,835	3,486	2,802	9,432	13,951	14,185

(参考・各年度の個人向け国債の発行予定額・販売実績)


	平成14年度	平成15年度	平成16年度
発行予定額(億円)	3,500	15,000	21,000
民間金融機関	3,000	12,000	16,000
郵便局	500	3,000	5,000
販売実績(億円)	3,835	29,671	14,185
民間金融機関	3,336	25,683	12,941
郵便局	499	3,988	1,244

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 平成16年度の販売実績は第6回債(4月12日発行)分。16年度においては、第6回債の他、第7回債(7月発行)、第8回債(10月発行)及び第9回債(1月発行)の発行を予定している。

個人向け国債の商品概要

- ・個人(居住者・非居住者)のみ保有することが可能。
- ・1万円から購入可能(他の国債の最低額面金額は5万円)。
- ・変動金利制(半年ごとに実勢金利を反映して適用利率(クーポン)が変動)
- ・最低金利保証(実勢金利が下がった場合でも0.05%の最低金利保証が設定)
- ・発行から1年経過すれば、いつでも中途換金可能。
- ・10年満期。利子の支払は他の利付国債と同様、半年ごとに年2回。

 (参照先) 商品設計の詳細は財務省ホームページをご参照ください。

また、新たな商品性の個人向け国債の導入に向けて早急に検討を行い、金融機関等のシステム対応等、所要の準備が完了した段階で発行する方針です。

(2) 海外投資家や事業法人の国債保有を促進するための税制改正

国債に関する主な税制改正

【海外投資家等に関するもの】

- 平成11年9月 非居住者等が保有する国債の利子の非課税化
- 平成13年4月 非居住者等が適格外国仲介業者を通じて保有する国債の利子の非課税化
- 平成14年4月 国債のレポ取引(新現先取引)において、外国金融機関等が受取る利子について、一定の要件の下に非課税化
- 平成15年1月 外国人が保有する分離振替国債の保有・譲渡から生ずる所得の非課税化
- 平成16年4月 非居住者等が適格外国仲介業者を通じて保有する割引短期国債・政府短期証券の償還差益の源泉徴収免除

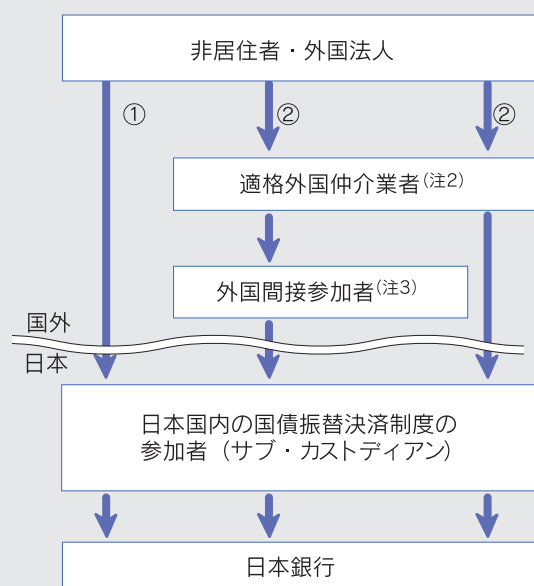
【海外投資家等に関するもの以外】

- 平成11年4月 有価証券取引税、取引所税の撤廃
- 平成11年4月 割引短期国債等の償還差益の源泉徴収免除
- 平成15年4月 資本金1億円以上の事業法人が保有する国債の利子の源泉徴収を免除

イ. 海外投資家の国債保有を促進するための平成16年度税制改正の概要

非居住者の国債保有の促進を図るため、平成16年度からは新たに、外国法人が適格外国仲介業者を通じて割引短期国債または政府短期証券を保有する場合、その償還差益に対する源泉徴収を免除することとされました。

非居住者等非課税制度の概要



左図①のように非居住者等が日本国内の国債振替決済制度の参加者に口座を開設した場合だけでなく、左図②のように適格外国仲介業者を通じて国債を保有している場合についても、当該非居住者等の受取る国債利子等を非課税措置の対象としています。

(注1) グローバル・カストディアンとは、海外投資家を顧客とし、顧客のために各国の証券を一元的に保護預りしている海外金融機関をいう。

(注2) 適格外国仲介業者とは、一定の要件の下に、日本銀行及び日本橋税務署長の承認を受けたグローバル・カストディアン等の海外金融機関等をいう。

(注3) 適格外国仲介業者が他の外国間接参加者(国債振替決済制度に参加している他の海外金融機関等)を経由してサブ・カストディアンに国債の口座を開設する場合にも、上記の非課税措置は適用される。

(※) 矢印は下位機関から上位機関への国債の口座開設に係る流れを示します。

☞(参照先) 詳細については、財務省及び日本銀行のホームページをご参照ください。

ロ. 事業法人の国債保有を促進するための平成15年度税制改正の概要

事業法人の国債保有の促進を図るため、平成15年度から、資本金1億円以上の事業法人が保有する国債の利子のうち、社債等振替法の振替口座簿に記載等がされた国債の利子で一定のものについて、源泉徴収を免除することとされました。

(参考) 国債の保有者別内訳

我が国の国債保有構造は、公的部門による保有が多く、また、民間部門でも預金金融機関による保有割合が高いと指摘されています。

国債の保有者別内訳

所有者	【日本(16年3月末(速報))】		【米国】	【英国】	【ドイツ】
	所有額(億円)	割合	(16年3月末)	(14年3月末)	(15年9月末)
政府等	2,357,919	41.4%	14.5%	4.0%	0.0%
うち 財政融資資金	535,046	9.4%			
郵便貯金	874,603	15.3%			
簡易生命保険	527,402	9.3%			
公的年金	406,906	7.1%			
中央銀行	852,303	15.0%	16.3%	5.5%	0.3%
銀行、民間保険会社、企業年金等	1,920,819	33.7%	9.0%	} 68.6%	} 40.1%
うち 預金金融機関	1,206,522	21.2%	4.0%		
証券投資信託	86,355	1.5%	7.1%		
証券会社	49,718	0.9%	0.5%		
海外	213,569	3.7%	39.9%	12.2%	40.2%
家計	145,368	2.6%	11.9%	9.6%	19.3%
対家計民間非営利団体	62,661	1.1%			
非金融法人企業	10,544	0.2%	0.1%	0.1%	
合計	5,699,256	100.0%	(\$41,438億)	(£2,788億)	(13,459億ユーロ)

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 米国については、連邦政府が社会保障信託基金その他の政府勘定向けに発行した非市場性国債を含まない。なお、こうした政府勘定向けの非市場性国債の残高は、平成16年3月末現在、30,086億ドル(出典: Treasury Bulletin)。

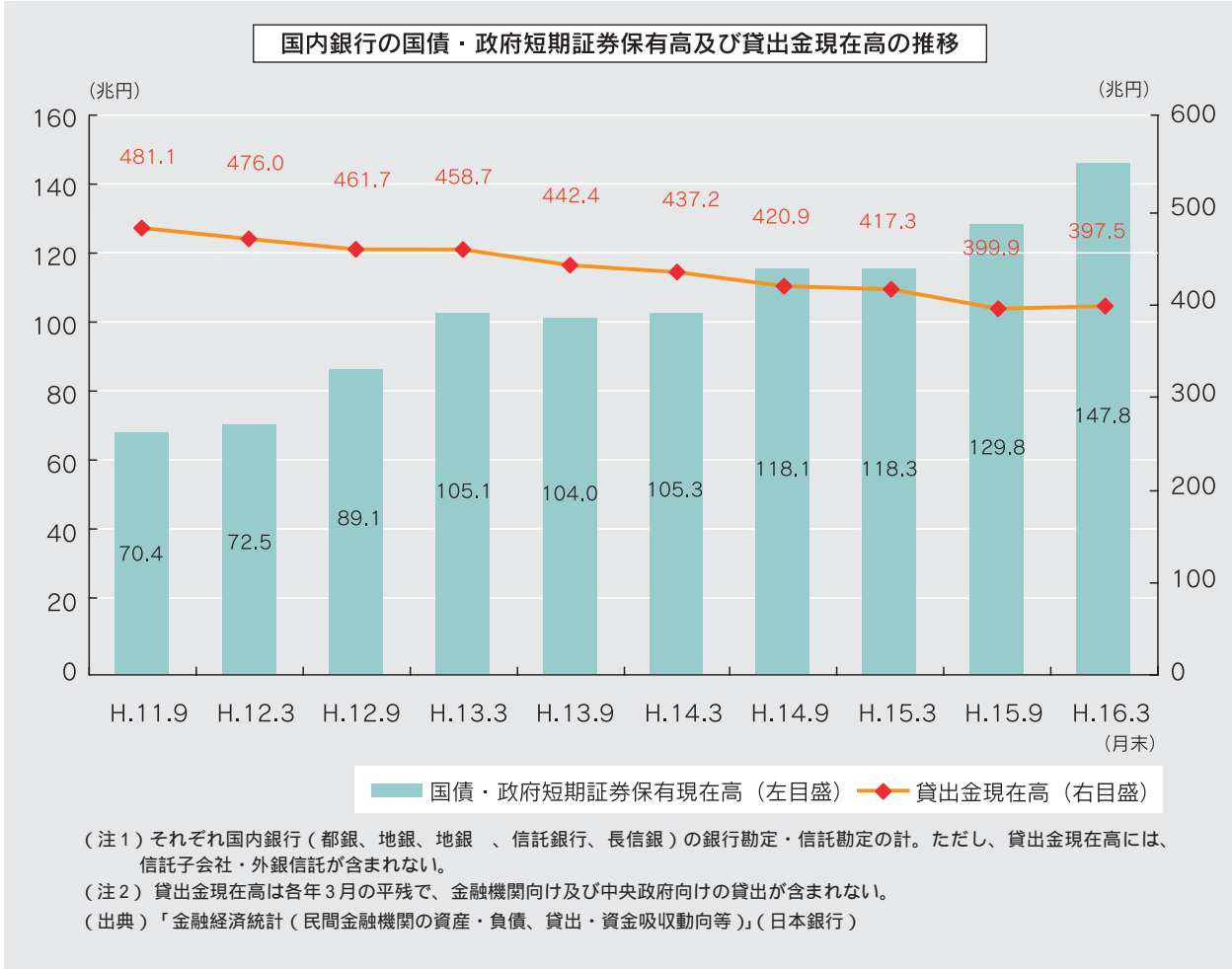
(注3) 各国間で部門や取引項目の分類方法等が若干異なっている。

(注4) ドイツのデータは公共債。

(注5) 日本について、合計額(569.9兆円)が「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」における国債現在高(556.4兆円)と一致しないが、これは、資金循環統計上、国債が時価評価されていること等によるものである。

(出典) 日本: 資金循環統計(日本銀行)、米国: Flow of Funds Accounts of the United States (FRB)、英国: Bank of England Quarterly Bulletin, Bank Return (BOE)、ドイツ: Deutsche Bundesbank Monthly Report (2004年4月号)

なお、現在、企業部門における資金需要の低迷等の結果として、預金金融機関の貸出残高が減少し、国債保有高が増加しています。



4-3 既発国債の適切な管理

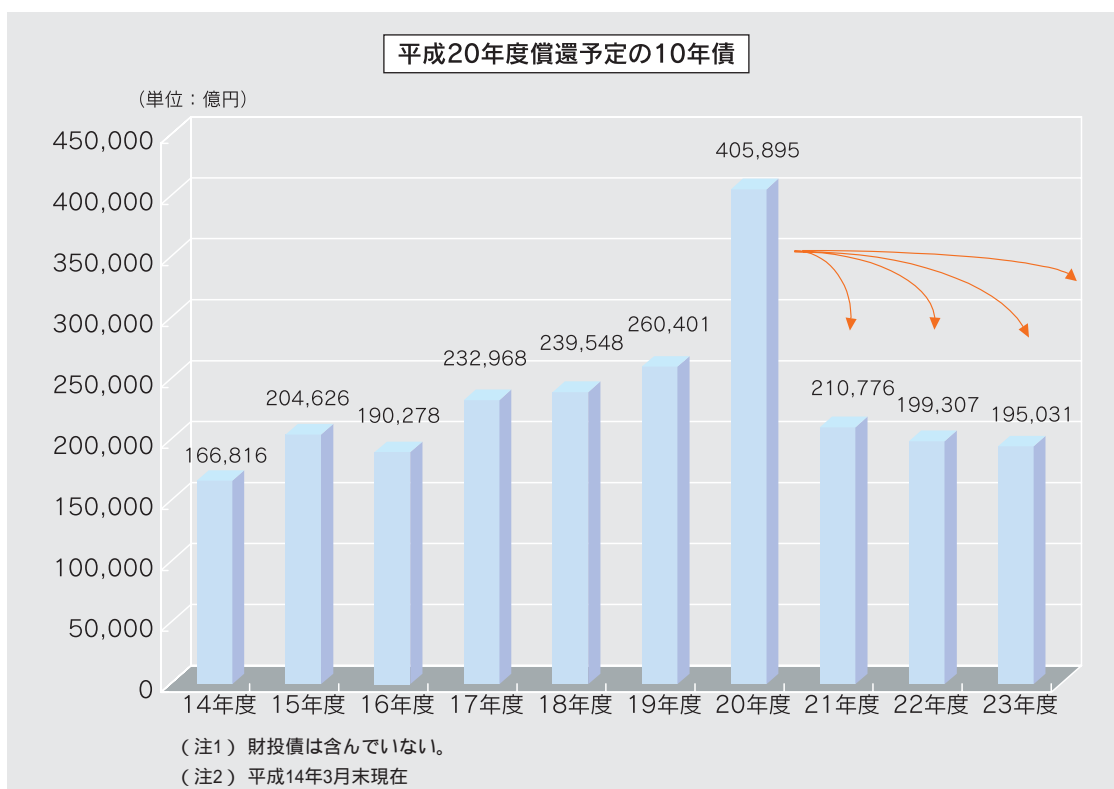
既発国債の残高は多額に上っており、財務省理財局では、その流動性を確保していくとともに、既発国債に係る金利変動リスク等を把握し、適切に管理するよう努めています。

(1) 平成20年度の国債満期償還額の平準化(国債の買入消却)

イ. 買入消却の目的等

平成20年度に満期償還を迎える普通国債の額は、前年度までと比べ増加する見込です。こうした中、国債の償還の集中を緩和し、毎年度の国債発行額を平準化するとともに、国債整理基金の安定的運営を図るため、平成15年2月から、平成20年度に集中している償還の平準化を目的とした買入消却を行っています。

なお、平成20年度の満期償還額が多いのは、平成10年度中の10年債発行額(40.6兆円)が9年度の発行額(26.0兆円)を大幅に上回ったこと等によるものです。



(参考) 平成10年度における10年債の発行額

(単位: 億円)

	9年度実績	10年度当初予定	10年度中実績
10年債発行額	260,401	326,432	405,895

(+66,031)

(+79,463)

(注) 平成10年度(当初)の10年債発行予定額(326,432億円)には、国鉄長期債務の一般会計承継に係る借換債(26,864億円)及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る借換債(16,008億円)が含まれる。また、平成10年度には3次にわたる補正予算が編成され、それに伴い、平成10年度中に発行された10年債(実績)は、当初予定と比べ79,463億円増加した。

ロ. 買入消却の実施状況

① 概観

平成15年度には市中金融機関及び財政融資資金から1.0兆円の買入消却を実施しました。平成16年度においては、市中金融機関、財政融資資金及び日本銀行から約2兆円の買入消却を実施する予定です。

買入消却の実施状況

(銘柄別)

(単位：億円)

(年限)	(回号)	平成14年度	平成15年度
10年		1,464	9,390
	203	0	1,766
	204	170	1,978
	205	0	4,041
	206	0	300
	207	215	897
	208	0	0
	209	152	0
20年		726	582
	7	399	241
	8	195	131
	9	102	79
	10	30	131
計	2,190	9,972	

(買入先別)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (予定)
市中金融機関	2,190	5,972	約6,000
財政融資資金	—	4,000	約10,000
日本銀行	—	—	約4,000
計	2,190	9,972	約20,000

② 市中金融機関からの買入消却

平成15年度における、買入消却に係る市中金融機関からの国債買入の入札結果は、次表のとおりです。

平成15年度における対市中の国債の買入消却に係る入札結果

オファー日	実行日	オファー額 (億円)	応札額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均較差	足切較差	案分比率
15. 4.18	15. 4.23	500	2,608	500	-0.010%	-0.011%	31.8%
15. 5.26	15. 5.29	500	2,429	503	-0.011%	-0.013%	79.3%
15. 6.24	15. 6.27	500	1,791	503	-0.002%	-0.005%	9.9%
15. 7. 7	15. 7.10	500	2,387	501	0.015%	0.015%	96.2%
15. 8. 6	15. 8.11	500	2,120	467	0.006%	0.004%	100.0%
15. 9. 1	15. 9. 4	500	1,578	501	0.073%	0.070%	33.9%
15.10.20	15.10.23	500	1,338	480	0.071%	0.068%	100.0%
15.11. 4	15.11. 7	500	1,627	496	0.042%	0.040%	100.0%
15.12. 3	15.12. 8	500	1,887	501	-0.018%	-0.020%	74.1%
16. 1.13	16. 1.16	500	1,293	501	-0.035%	-0.038%	56.3%
16. 2. 4	16. 2. 9	500	1,958	501	-0.020%	-0.021%	65.1%
16. 3. 8	16. 3.11	500	1,519	502	-0.018%	-0.020%	60.0%

③ 財政融資資金及び日本銀行からの買入消却

で述べたとおり、買入消却を一層効率的に実施する観点等から、市中金融機関からだけでなく、平成 15 年度には財政融資資金からも、平成 16 年度には財政融資資金及び日本銀行からも、買入消却を実施することとしています。このように、財政融資資金及び日本銀行からも買入消却を行う背景には、買入消却の対象として予定している平成 20 年度償還国債を財政融資資金及び日本銀行が多く保有していることがあります。

(2) 既発国債の適切な管理に関する今後の取組み

平成 20 年度の国債満期償還額を平準化するための買入消却以外にも、財務省理財局では、既発国債の適切な管理に関し、次の取組みに関する具体的検討を行っています。

イ. 買入消却の新たな目的のための積極的活用に向けた検討等

買入消却は、(1) で述べた償還の平準化のみならず、流動性が低い銘柄を市中から引上げることにより、流通市場全体の流動性の向上や残存年限の調整といった目的を達成する手段として活用することができるものと考えられます。


今後、償還平準化という目的に加え、こうした目的のために買入消却を積極的に活用し、既発国債の流動性の維持・向上を図るよう、検討を進めていく方針です。

また、こうした買入消却の活用に加え、既発銘柄（複数銘柄）の追加発行を行い、既発国債の流動性を維持・向上させるよう、検討を進めていく方針です。

ロ. 金利スワップの導入に向けた体制整備

金利スワップを行うことにより、既発国債に係る金利リスクの適切なコントロールに資することが期待されています。

現在は、金利スワップの導入に向けた準備等も含め、適切な債務管理を実現するためのシステム等の体制整備を行っています。

 (参照先) 買入消却入札、金利スワップ取引及び既発銘柄（複数銘柄）の追加発行等については、4 - 1 (1)ロ. を併せてご参照ください。



リスクの定量的な把握・分析(コスト・アット・リスク分析等)

国債管理政策を行う上で、将来にわたる金利変動はリスク（不確定要因）であり、中長期的視点から資金調達コストを最小化するためには、こうしたリスクをできるだけ確に把握し、管理することが重要です。

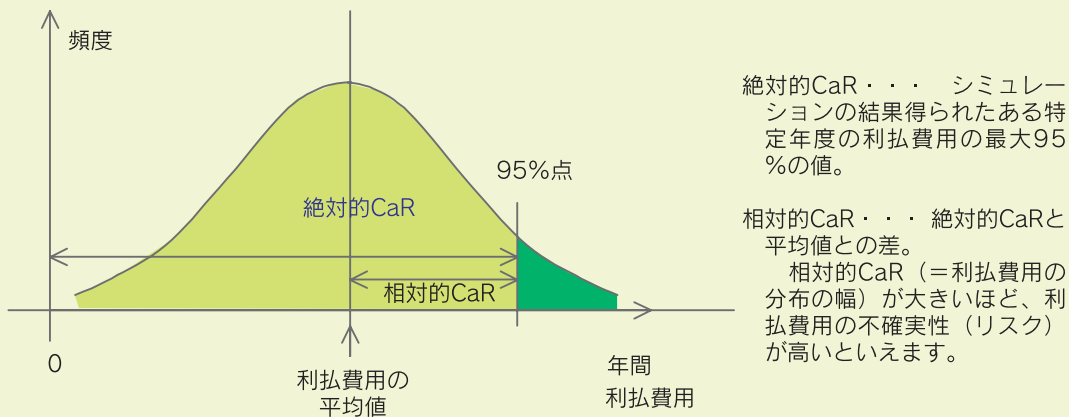
財務省理財局では、国債満期償還・借換債発行が特定の年度だけに偏らないようにしたり、国債発行計画において短期・中期・長期・超長期にわたりバランスの取れた満期構成としたりすることにより、こうしたリスク管理に努めています。

現在は、そうした取組みに加え、金利変動リスクをコスト・アット・リスク（CaR）分析等の手法を用いて定量的に把握・分析し、それを国債管理政策に役立てられるよう、所要のシステム開発を行っているところです。このコスト・アット・リスク（CaR）分析について概説すると以下のとおりです。

(1) コスト・アット・リスク(CaR)分析とは

コスト・アット・リスク(CaR)分析では、将来の国債発行計画(発行額・満期構成等)を所与として、将来にわたる金利変動パターンについて確率的なモデルに基づきシミュレーションすることにより、利払費用の平均値(コスト)や利払費用の分布の幅の大きさ(リスク)を計測します。

コスト・アット・リスク分析における利払費用の分布（イメージ）



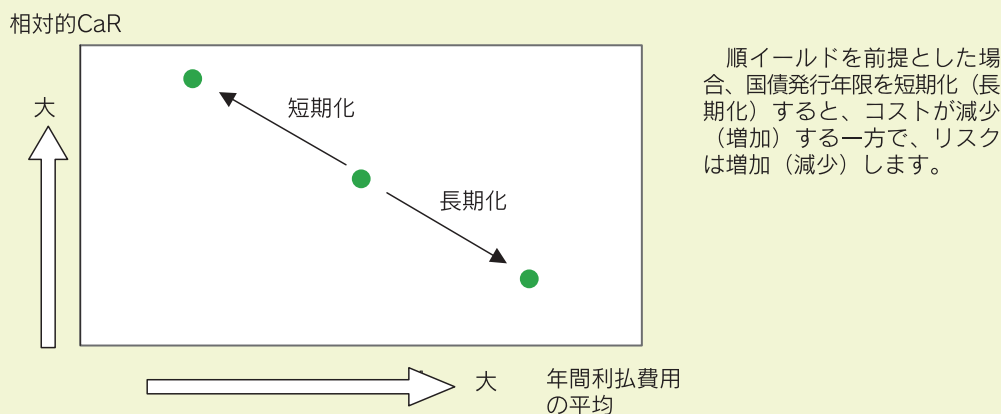
(2) コスト・アット・リスク(CaR)分析によるコストとリスクの背反関係の把握

(1)で述べたコスト・アット・リスク(CaR)分析において、前提とする国債発行計画のパターンを複数設けて分析し(国債発行年限を短期化するケース、長期化するケース等)それぞれのパターンにおける中長期的なコストとリスクとの関係を比較すること等によって、国債発行計画を立案する上での参考とすることができるのではないかと考えられます。

こうした比較を行った場合、通常、イールド・カーブは右上がりであることから、それを前提とする限り、国債発行年限を短期化した方が利払費用(コスト)を低く抑えられます。しかしながら、国債発行年限を短期化した場合、借換の頻度が高くなることから、金利の不確実性(リスク)に晒される可能性が高くなります。こうしたコストとリスクの背反関係は、コスト・アット・リスク(CaR)分析によっても定量的に示されるものと思われます。

すなわち、国債発行年限を短期化した場合と長期化した場合における、特定年度の年間利払費用(コスト)と相対的CaR(リスク)との相関関係は、通常、次図のようになるものと思われれます。

国債発行の満期構成によるコストとリスクとの関係 (イメージ)



ただし、コスト・アット・リスク(CaR)分析は、将来にわたる金利変動パターンについて用いるモデルや、前提の置き方等によって結果が大きく異なり得ることに注意が必要です。また、国債費は金利変動以外にも財政状況その他の要因によっても変動し得る点にも留意が必要です。したがって、定量的な分析を行うことによって、直ちに将来にわたる利払負担や国債発行のあり方が導かれるわけではなく、こうした分析は、あくまでも国債発行計画の策定や既発国債の管理を行うための一つの参考として用いられるべきものです。



国債管理体制の強化

財務省理財局では、国債関係部署の機構及び定員を拡充し、国債管理体制の強化を図ります。


(1) 機構の拡充

平成16年度からは、次に示すとおり、国債関係の機構を拡充しました。

- ・国債担当審議官の新設
- ・国債企画課・国債業務課の二課体制化(平成15年度までは国債課の一課体制)
市場関係部門等を新設する「国債業務課」に分掌し、債務管理政策に関する企画・立案機能を強化。
- ・「市場分析官」の新設
「市場分析官」は、国債市場の動向分析や国債残高が抱えるリスクの分析・管理を行う。
「市場分析官」には民間人を登用。

(2) 定員の拡充

平成16年度からは、国債関係定員を、48名から53名に増員しました(係の数も16から18に拡充しました)。

 (参照先) 拡充後の国債関係の機構については、巻末付属資料2.(財務省理財局の組織図)をご参照ください。

4 - 4.市場との対話

国債安定消化の確保や、市場の流動性維持・向上のための施策を的確に実施していくため、市場との対話を一層強化し、財務省理財局の行う国債管理政策に対する信頼を高めていく方針です。

市場との対話に関する主な取組み

- 平成12年9月～ 国債市場懇談会を開催
- 平成14年4月～ 国債投資家懇談会を開催

(1) 国債市場懇談会及び国債投資家懇談会

国債の消化を一層確実かつ円滑なものとするとともに、国債市場の整備を進めていくため、恒常的に市場のニーズ・動向等をフォローアップする必要があることから、市場関係者・有識者等から意見を聴取する場として、平成12年9月から国債市場懇談会を、また、投資家・有識者等から意見を聴取する場として、平成14年4月から国債投資家懇談会を開催しています。平成15年度において取扱ったテーマは次表のとおりです。

平成15年度における国債市場懇談会及び国債投資家懇談会の開催状況

イ. 国債市場懇談会

(参考) ・平成12年度 7回開催 ・平成13年度 9回開催
 ・平成14年度 9回開催

第26回 (15. 5.30)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会より、国債の清算機関の設立準備状況等について説明した後、これについてディスカッション ・超長期債の発行方式等についてディスカッション ・個人向け国債についてディスカッション
第27回 (15. 6.27)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省理財局より、主要国の「プライマリー・ディーラー制度」について説明した後、我が国の国債安定消化の枠組み、国債管理政策上望ましい「日本版プライマリー・ディーラー制度」の具体的な仕組み等についてディスカッション
第28回 (15. 8. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省理財局より、平成16年度税制改正要望に向けての基本的な考え方について説明した後、最近の国債市場の動向等についてディスカッション
第29回 (15. 9.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省理財局より、平成16年度税制改正要望、平成16年度理財局機構・定員要望、物価連動国債について説明した後、これらについてディスカッション ・国債市場の動向についてディスカッション
第30回 (15.11.18)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度国債発行計画を参考として、平成16年度の国債発行計画等についてディスカッション
第31回 (15.12. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の国債発行計画等についてディスカッション ・財務省理財局より「国債市場特別参加者（仮称）」制度の財務省案について説明した後、これについてディスカッション
第32回 (16. 2.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省理財局より、平成16年度の国債発行計画、税制改正、機構・定員要求の結果について報告 ・最近の国債市場の動向や今後の見通し等についてディスカッション
第33回 (16. 3.31)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省理財局より「国債市場特別参加者（仮称）」制度運営等基本要領（案）の概要等について説明した後、これについてディスカッション

ロ. 国債投資家懇談会

(参考) ・平成14年度 4回開催

第5回 (15. 6.20)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会より、国債の清算機関の設立準備状況等について説明した後、これについてディスカッション ・最近の国債市場の動向等についてディスカッション
第6回 (15.10. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省理財局より、平成16年度税制改正要望、平成16年度理財局機構・定員要望について説明した後、これらについてディスカッション ・国債市場の動向についてディスカッション
第7回 (15.12. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度国債発行計画を参考として、平成16年度の国債発行計画等についてディスカッション

(参考) 国債市場懇談会及び国債投資家懇談会のメンバー (平成16年6月現在)

イ. 国債市場懇談会

① 市場参加者

- ・株式会社東京三菱銀行
 - ・株式会社みずほ銀行
 - ・株式会社みずほコーポレート銀行
 - ・株式会社三井住友銀行
 - ・クレディスイスファーストボストン証券会社
 - ・ゴールドマン・サックス証券会社
 - ・新光証券株式会社
 - ・J.P.モルガン証券会社
 - ・大和証券エスエムビーシー株式会社
 - ・ドイツ証券会社
 - ・ドスナー・グライント・ワッサーマン証券会社
 - ・日興シティグループ証券株式会社
 - ・野村證券株式会社
 - ・パークレイズ・キャピタル証券会社
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社
 - ・みずほ証券株式会社
 - ・三菱証券株式会社
 - ・メリルリンチ日本証券株式会社
 - ・モルガン・スタンレー証券会社
 - ・U F Jつばさ証券株式会社
 - ・U B S証券会社
 - ・リーマン・ブラザーズ証券会社
- (22社)

② 学者・研究者

- ・翁 百合 (日本総合研究所主席研究員)
- ・神田 秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・富田 俊基 (野村総合研究所研究理事)
- ・中里 実 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部教授)

ロ. 国債投資家懇談会

① 投資家

- ・信金中央金庫
 - ・全国共済農業協同組合連合会
 - ・中央三井信託銀行株式会社
 - ・東京海上火災保険株式会社
 - ・日本生命保険相互会社
 - ・農林中央金庫
 - ・株式会社三井住友銀行
 - ・株式会社八千代銀行
 - ・株式会社横浜銀行
- (9社)

② 学者・研究者

- ・翁 百合 (日本総合研究所主席研究員)
- ・神田 秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・富田 俊基 (野村総合研究所研究理事)
- ・中里 実 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部教授)

(2) 今後の取組み(「日本版アドバイザー・コミッティー」の設立)

今後は、「国債市場特別参加者(仮称)」制度の導入と併せ、民間有識者による助言のための会議(「日本版アドバイザー・コミッティー」)を設立する方針です。米国では、市場関係者等の有識者により構成されるアドバイザー・コミッティーが設けられており、財務省に対して連邦債務管理政策等について助言を行っていますが、現在は、それを参考にしつつ、この「日本版アドバイザー・コミッティー」の名称やあり方等について検討を行っているところです。

第3章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

政府短期証券、借入金及び政府保証債務はそれぞれ性格が異なりますが、いずれも国債（JGB）と同様、財政活動に伴う資金調達による債務であり、財務省理財局において管理しています。

1 政府短期証券

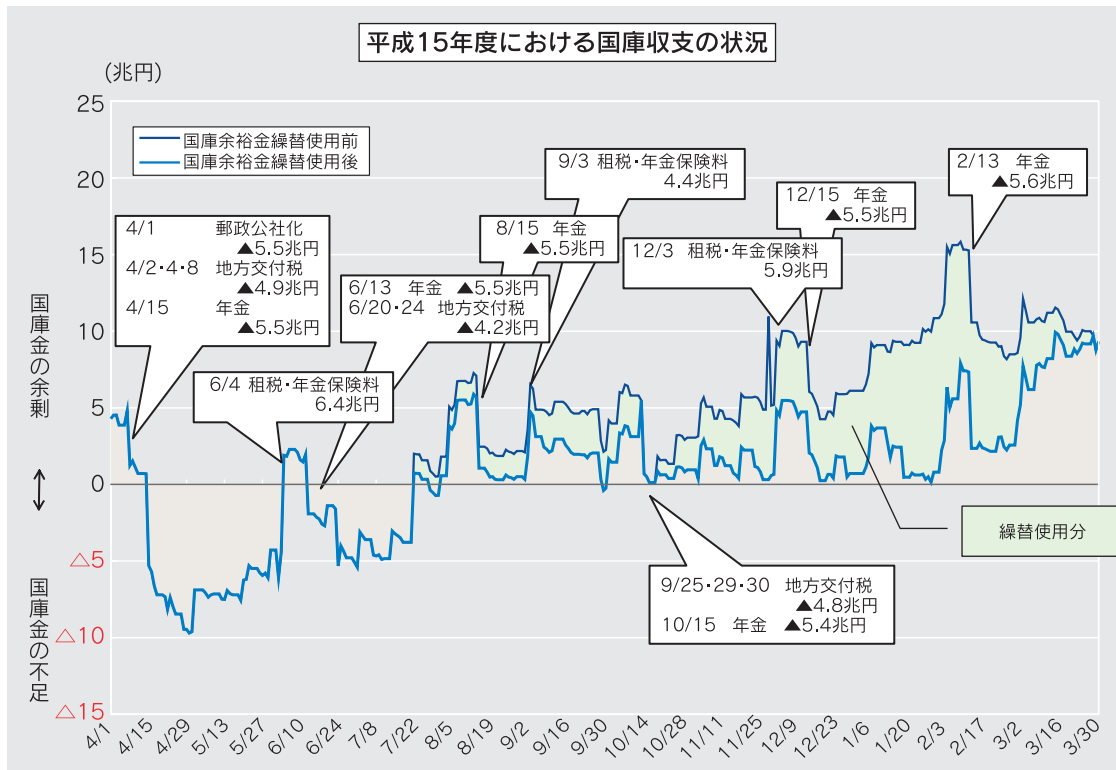
(1) 国庫資金繰り

【国庫資金繰りの基本的考え方】

確実な資金繰りの確保を図ることを前提としつつ、それとともに、

- ① 国庫金の効率的運用
- ② 政府預金残高の水準の抑制
- ③ 民間金融市場に対する配慮
- ④ 国庫の状況についての透明性の向上に努める。

平成 15 年度においてもこれまでと同様に、確実な資金繰りを行うとともに、資金の不足する特別会計に対し国庫余裕金繰替使用（無利子）を積極的に活用することにより、国庫金の効率的運用に努めました。



財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、その資金繰りの方針を決定します。平成15年度においてこの収支見込の策定事務に影響を及ぼした事柄としては、平成14年度まで国庫の一部を構成していた郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計及び郵政事業特別会計が日本郵政公社に移行し、それに伴い、その保有する資金が国庫金の対象外となったこと等が挙げられます。

(2) 政府短期証券の基本的な仕組み

イ. 概況

政府短期証券は、財政法または各特別会計法に基づいて、国庫の一時的な資金不足を補うために発行されます。政府短期証券は、従前の「定率公募残額日銀引受方式」においては、実態として大部分が日本銀行により引受けられていましたが、平成11年4月以降、原則として公募入札により市中発行されています。政府短期証券の市中発行日は原則として毎週最初の営業日であり、また、その償還期限は原則として13週間です。なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受を行う仕組みになっています。この場合、日本銀行が引受けた政府短期証券は、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還することになっています。

ロ. 発行根拠別の分類

これまでに発行された政府短期証券について、その発行根拠に応じて分類すると次表のとおりです。ただし、これらの券種の債券は合せて発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

政府短期証券の発行根拠別の分類

券種	根拠法	主な目的
財務省証券	財政法第7条	一般会計の資金繰り
食糧証券	食糧管理特別会計法第3条1項、2項	証券発行見合いで、食糧等を買入れ、その売却収入が得られるまでの資金繰り（在庫ファイナンス）
外国為替資金証券	外国為替資金特別会計法第4条	外国為替資金において外国為替の売買を行う上で、本邦通貨たる現金に不足が生じた場合の資金繰り（外国為替資金特別会計は証券発行の見合いとなる外貨資産を保有している。☞（参照先）外国為替資金特別会計についての詳細は後掲（コラム）をご参照ください。）
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条	財政融資資金の資金繰り
石油証券	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第12条、第13条	証券発行見合いで、国家備蓄石油を購入し、その売却収入が得られるまでの資金繰り（在庫ファイナンス）

(3) 平成15年度における政府短期証券の発行

イ. 平成15年度末における政府短期証券の券種別の発行残高

平成15年度末の政府短期証券の券種別残高は、次表・図のとおりです。

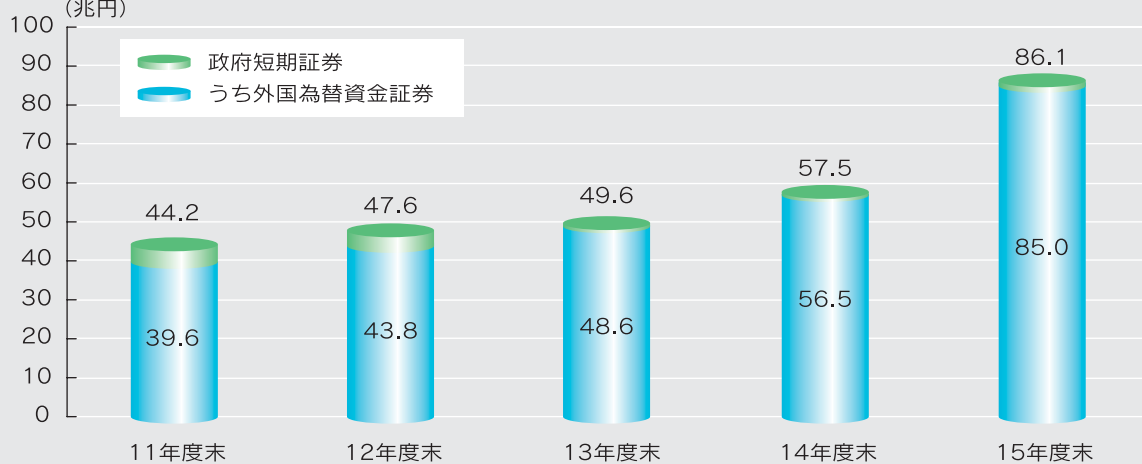
平成15年度末の政府短期証券の券種別残高

(単位：億円)

	財務省証券	食糧証券	外国為替 資金証券	財政融資 資金証券	石油証券	計
15年度末残高	0	6,750	850,397	0	4,112	861,259
15年度発行限度額	240,000	12,000	1,000,000	150,000	7,713	1,409,713
16年度発行限度額	240,000	11,000	1,400,000	150,000	8,390	1,809,390

(注) 15年度発行限度額は、補正後予算ベース、16年度発行限度額は当初予算ベース。

(参考) 政府短期証券の残高(年度末)の推移
(兆円)



こうした平成15年度末の政府短期証券の発行状況について、券種別に解説すると、次のとおりです。

① 外国為替資金証券

外国為替資金の支払資金に充てるために発行されており、平成15年度においては、為替平衡操作による円資金調達のため、その残高は85.0兆円となり、前年度末に比べ大幅に(+28.5兆円)増加しました(注)。

(注) 平成15年度における外国為替資金特別会計(外為特会)の円資金の調達に関しては、外国為替資金証券を発行した他、政府が為替市場のいかなる動向に対しても十分な余裕をもって引続き機動的な対応を行うことができるようにするため、時限的な対応として、外為特会が保有する米国国債を日本銀行に買戻条件付で売却した(平成15年度末現在のこの米国国債の残高は6兆1,489億円。なお、16年6月末までに全額を買戻を終え、現在は、その残高はゼロになっている)。

② 財務省証券

平成15年度においても前年度と同様に、国庫内の収支を調整した結果として、年度末の財務省証券の残高がゼロとなりました。このことは、年度末の政府預金残高の水準の抑制に寄与しました。

③ 石油証券

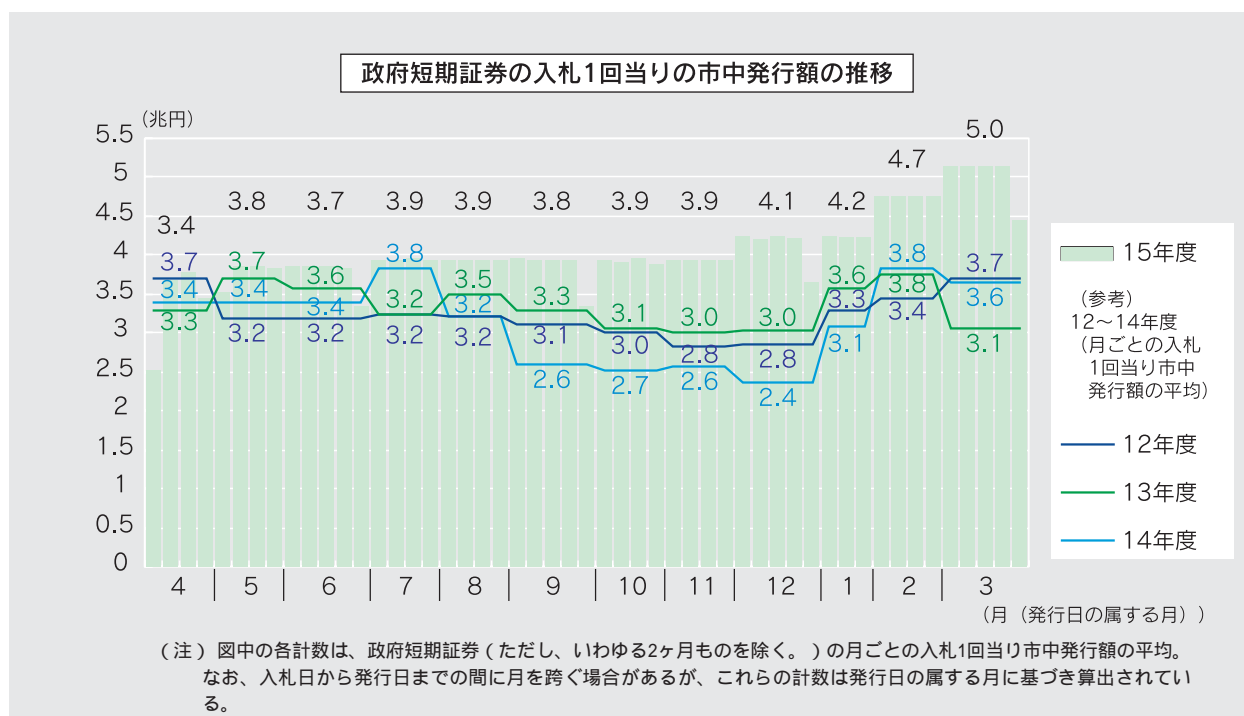
「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)の直轄事業となりました(国家備蓄石油は平成15年4月に移管。国家備蓄施設の設置は16年2月に移管。)。これに伴い、平成15年度から国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるため、石油証券が発行されることになりました。

☞(参照先) 国家備蓄事業の国への移管に伴う石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の資金調達のうち、国家備蓄施設の設置に係る経費等については、借入により行われるようになりました。その詳細については、2.(3)ハ.をご参照ください。

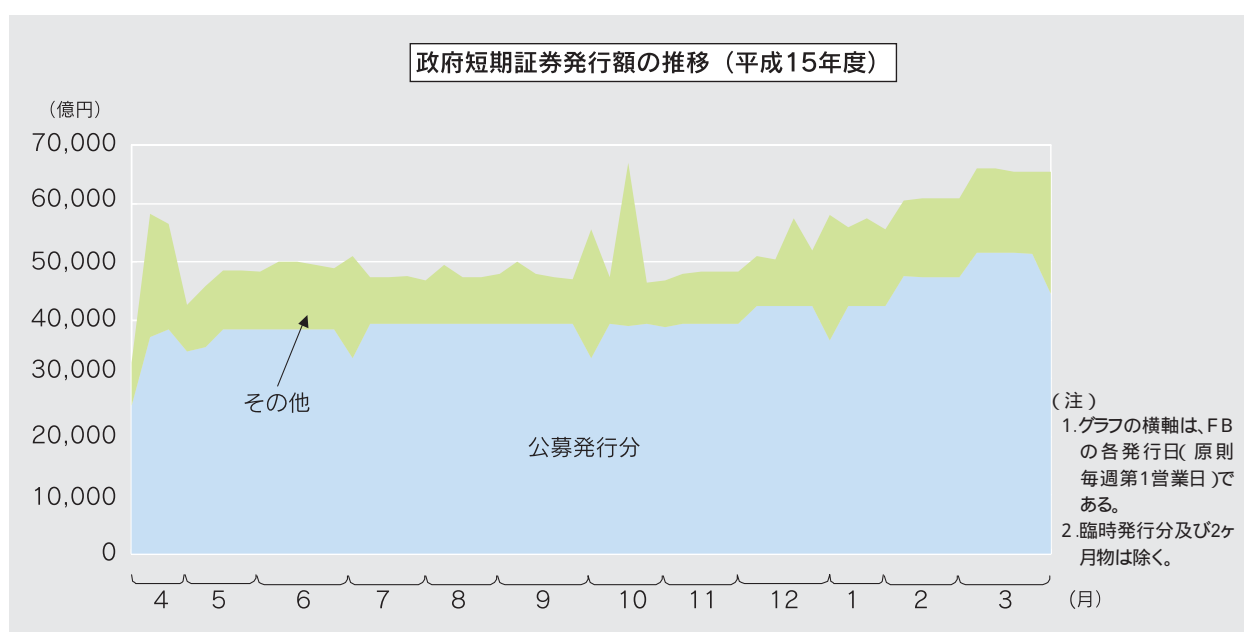
ロ. 平成15年度における政府短期証券の市中発行

① 概況

平成15年度においては、イ.で述べたとおり、外国為替資金証券の発行額が増加したこと等から、政府短期証券の入札1回当りの市中発行額が増加し、平成16年3月には5.0兆円となりました。しかしながら、入札1回当りの市中発行額が増加する中でも、政府短期証券の入札は滞りなく行われました。



なお、国庫収支は(1)で述べたとおり、年間を通じて大きな変動がありますが、市中での政府短期証券の安定的消化を図る観点から、市中への発行は平準化に努めています。



② 平成15年度における政府短期証券の入札結果

平成15年度における政府短期証券の入札結果は次表のとおりです。

平成15年度における政府短期証券(FB)入札の結果

記号	入札日	発行日	償還期限	募入決定額 億円	応募額 億円	募入平均価格 (募入平均利回り)	募入最低価格 (募入最高利回り)	募入最低価格に おける案分比率
220	15.4.2	15.4.7	15.7.7	25,208.40	1,226,199.90	99円99銭7厘4毛 (0.0103%)	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	0.2103%
221	15.4.3	15.4.8	15.6.4	19,998.50	2,162,269.90	99円99銭8厘5毛 (0.0094%)	99円99銭8厘5毛 (0.0094%)	0.8614%
222	15.4.9	15.4.14	15.7.14	37,187.40	2,204,665.90	99円99銭5厘9毛 (0.0162%)	99円99銭5厘5毛 (0.0178%)	0.3976%
223	15.4.10	15.4.15	15.6.4	19,998.10	1,534,999.90	99円99銭7厘5毛 (0.0178%)	99円99銭7厘5毛 (0.0178%)	1.3077%
224	15.4.16	15.4.21	15.7.22	38,489.00	1,183,197.90	99円99銭7厘0毛 (0.0117%)	99円99銭7厘0毛 (0.0117%)	39.1815%
225	15.4.23	15.4.28	15.7.28	34,546.70	4,171,291.80	99円99銭7厘1毛 (0.0115%)	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	0.5964%
226	15.4.30	15.5.6	15.8.4	35,309.20	1,458,170.00	99円99銭7厘0毛 (0.0120%)	99円99銭7厘0毛 (0.0120%)	15.6963%
227	15.5.7	15.5.12	15.8.11	38,455.10	6,726,959.70	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.4711%
228	15.5.14	15.5.19	15.8.18	38,429.00	7,332,719.70	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	65.6682%
229	15.5.21	15.5.26	15.8.25	38,395.50	7,429,108.70	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	0.5039%
230	15.5.28	15.6.2	15.9.1	38,478.40	1,580,700.00	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	2.1130%
231	15.6.4	15.6.9	15.9.8	38,487.90	1,745,749.90	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	2.2445%
232	15.6.11	15.6.16	15.9.16	38,484.80	6,338,824.80	99円99銭8厘7毛 (0.0051%)	99円99銭8厘5毛 (0.0058%)	0.3111%
233	15.6.18	15.6.23	15.9.22	38,409.60	8,622,718.60	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	34.8342%
234	15.6.19	15.6.24	15.9.3	19,998.80	4,314,979.80	99円99銭8厘8毛 (0.0060%)	99円99銭8厘5毛 (0.0076%)	0.1667%
235	15.6.25	15.6.30	15.9.29	33,446.60	6,187,800.80	99円99銭8厘2毛 (0.0071%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.2213%
236	15.7.2	15.7.7	15.10.6	39,429.00	303,060.00	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	12.7848%
237	15.7.9	15.7.14	15.10.14	39,449.30	107,640.00	99円99銭7厘1毛 (0.0113%)	99円99銭7厘0毛 (0.0117%)	46.6446%
238	15.7.16	15.7.22	15.10.20	39,469.00	106,805.00	99円99銭6厘5毛 (0.0140%)	99円99銭6厘5毛 (0.0140%)	59.4916%
239	15.7.23	15.7.28	15.10.27	39,378.90	250,282.00	99円99銭7厘1毛 (0.0115%)	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	10.3308%
240	15.7.30	15.8.4	15.11.4	39,409.00	502,350.00	99円99銭8厘5毛 (0.0058%)	99円99銭8厘5毛 (0.0058%)	7.1326%
241	15.8.6	15.8.11	15.11.10	39,428.20	3,673,149.90	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	1.0481%
242	15.8.13	15.8.18	15.11.17	39,428.90	1,015,400.00	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	3.7768%
243	15.8.20	15.8.25	15.11.25	39,428.80	60,075.00	99円99銭5厘5毛 (0.0176%)	99円99銭5厘0毛 (0.0196%)	55.3495%
244	15.8.27	15.9.1	15.12.1	39,469.50	82,722.00	99円99銭4厘1毛 (0.0234%)	99円99銭3厘5毛 (0.0257%)	98.0269%
245	15.9.3	15.9.8	15.12.8	39,429.30	96,255.00	99円99銭4厘5毛 (0.0218%)	99円99銭4厘0毛 (0.0238%)	18.0153%
246	15.9.10	15.9.16	15.12.15	39,359.00	139,133.00	99円99銭5厘0毛 (0.0200%)	99円99銭5厘0毛 (0.0200%)	33.2675%

記号	入札日	発行日	償還期限	募入決定額	応募額	募入平均価格 (募入平均利回り)	募入最低価格 (募入最高利回り)	募入最低価格に おける案分比率
247	15.9.17	15.9.22	15.12.22	39,449.70 億円	74,602.90 億円	99円99銭2厘4毛 (0.0301%)	99円99銭1厘5毛 (0.0337%)	34.4904%
248	15.9.24	15.9.29	15.12.29	33,479.50	81,745.00	99円99銭1厘4毛 (0.0341%)	99円99銭1厘0毛 (0.0357%)	22.8410%
249	15.10.1	15.10.6	16.1.13	39,448.40	111,290.00	99円99銭3厘5毛 (0.0237%)	99円99銭3厘0毛 (0.0255%)	16.9889%
250	15.10.8	15.10.14	16.1.19	39,048.70	143,771.00	99円99銭5厘1毛 (0.0182%)	99円99銭5厘0毛 (0.0186%)	41.1483%
251	15.10.15	15.10.20	16.1.26	39,458.40	538,660.00	99円99銭5厘2毛 (0.0176%)	99円99銭5厘0毛 (0.0184%)	4.4467%
252	15.10.22	15.10.27	16.2.2	38,879.40	1,968,691.90	99円99銭6厘5毛 (0.0129%)	99円99銭6厘5毛 (0.0129%)	97.0011%
253	15.10.29	15.11.4	16.2.9	39,438.90	922,550.00	99円99銭8厘1毛 (0.0070%)	99円99銭8厘0毛 (0.0074%)	2.9073%
254	15.11.5	15.11.10	16.2.16	39,405.80	3,735,432.90	99円99銭8厘7毛 (0.0047%)	99円99銭8厘5毛 (0.0055%)	0.5773%
255	15.11.12	15.11.17	16.2.23	39,408.40	1,028,923.00	99円99銭8厘5毛 (0.0055%)	99円99銭8厘5毛 (0.0055%)	4.0049%
256	15.11.19	15.11.25	16.3.1	39,383.30	6,615,388.80	99円99銭8厘8毛 (0.0044%)	99円99銭8厘5毛 (0.0055%)	0.1754%
257	15.11.26	15.12.1	16.3.8	42,479.10	218,786.00	99円99銭8厘6毛 (0.0051%)	99円99銭8厘5毛 (0.0055%)	15.3915%
258	15.12.3	15.12.8	16.3.15	42,424.70	4,785,526.90	99円99銭8厘4毛 (0.0058%)	99円99銭8厘0毛 (0.0073%)	0.0084%
259	15.12.10	15.12.15	16.3.22	42,489.20	7,389,188.60	99円99銭9厘0毛 (0.0036%)	99円99銭9厘0毛 (0.0036%)	84.3750%
260	15.12.17	15.12.22	16.3.29	42,448.70	3,774,988.80	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	99円99銭9厘5毛 (0.0018%)	12.8594%
261	15.12.24	15.12.29	16.4.7	36,449.00	940,251.00	99円99銭9厘1毛 (0.0032%)	99円99銭9厘0毛 (0.0036%)	2.5258%
262	16.1.7	16.1.13	16.4.12	42,488.00	7,121,679.70	99円99銭9厘5毛 (0.0020%)	99円99銭9厘5毛 (0.0020%)	1.1665%
263	16.1.14	16.1.19	16.4.19	42,406.60	2,799,261.00	99円99銭8厘6毛 (0.0055%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	1.1274%
264	16.1.21	16.1.26	16.4.26	42,457.90	1,614,550.00	99円99銭8厘4毛 (0.0063%)	99円99銭8厘0毛 (0.0079%)	0.5454%
265	16.1.28	16.2.2	16.5.6	47,465.10	3,954,026.90	99円99銭8厘6毛 (0.0053%)	99円99銭8厘5毛 (0.0057%)	0.8195%
266	16.2.4	16.2.9	16.5.12	47,445.30	7,719,319.60	99円99銭9厘2毛 (0.0031%)	99円99銭9厘0毛 (0.0038%)	0.3419%
267	16.2.10	16.2.16	16.5.17	47,455.10	5,990,099.70	99円99銭9厘1毛 (0.0035%)	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	0.6190%
268	16.2.18	16.2.23	16.5.24	47,455.90	8,271,018.50	99円99銭9厘1毛 (0.0035%)	99円99銭9厘0毛 (0.0039%)	0.4225%
269	16.2.25	16.3.1	16.5.31	51,472.80	8,120,198.40	99円99銭8厘6毛 (0.0055%)	99円99銭8厘5毛 (0.0059%)	0.4783%
270	16.3.3	16.3.8	16.6.7	51,477.40	2,814,809.90	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	99円99銭7厘5毛 (0.0099%)	1.5874%
271	16.3.10	16.3.15	16.6.14	51,468.90	3,537,984.90	99円99銭7厘1毛 (0.0115%)	99円99銭7厘0毛 (0.0119%)	1.0696%
272	16.3.17	16.3.22	16.6.21	51,449.20	997,250.00	99円99銭6厘4毛 (0.0142%)	99円99銭6厘0毛 (0.0158%)	1.0005%
273	16.3.24	16.3.29	16.6.28	44,470.50	970,091.00	99円99銭6厘9毛 (0.0122%)	99円99銭6厘5毛 (0.0138%)	0.8988%

外国為替資金特別会計と外国為替平衡操作の実施状況等

(1) 外国為替資金特別会計の「貸借対照表」

平成16年度特別会計予算参照書によると、外国為替資金特別会計の「貸借対照表」は次表のとおりです。

外国為替資金に属する本邦通貨たる現金に不足が生じた場合には、外国為替資金証券を発行することができます(外国為替資金特別会計法第4条)。具体的には、円売りの介入(外国為替平衡操作)を行う場合において、そのための円資金を調達する必要があるとき、外国為替資金証券が発行されています。外国為替資金証券が発行された場合、同証券は外国為替資金特別会計の「貸借対照表」の貸方に計上され、円売りの介入により買入れられた外貨証券等が借方に計上されることとなります。

平成15年度においては、多額の円売りの介入(外国為替平衡操作)が実施されたこと等から、外国為替資金特別会計の「貸借対照表」上、借方では「外貨証券」等の金額が、貸方では「外国為替資金証券」等の金額が、それぞれ対前年度末比で大幅に増加する見込となっています。

外国為替資金特別会計の「貸借対照表」(平成16年度特別会計予算参照書)

科目	借方			科目	貸方		
	平成14年度末 決算額(億円)	平成15年度末 予定額(億円)	平成16年度末 予定額(億円)		平成14年度末 決算額(億円)	平成15年度末 予定額(億円)	平成16年度末 予定額(億円)
円貨預け金	127,153	124,593	119,335	外国為替資金証券	565,254	1,000,000	1,400,000
円貨貸付金	0	8,948	8,948	国際通貨基金 通貨代用証券	17,169	17,402	16,890
外貨預け金	79,645	185,590	278,632	特別決済勘定借	0	0	0
金地金	428	474	474	仮受金	0	0	0
外貨証券	429,685	730,471	1,037,120	資金	7,556	7,556	7,556
特別引出権	2,975	2,935	5,527	特別引出権純 累積配分額	1,434	1,394	3,776
国際通貨基金 出資	21,416	20,807	20,807	外国為替等評 価益	2,738	0	0
仮払金	194	684	172	積立金	109,406	111,760	111,887
外国為替等評 価損	0	21,252	0	本年度利益	17,353	14,318	8,832
外国為替等繰 越評価損	59,415	56,677	77,928				
計	720,912	1,152,430	1,548,942	計	720,912	1,152,430	1,548,942

(注1) 平成14年度において生じた決算上の剰余17,353億円については、外国為替資金特別会計法第13条の規定により、15,000億円を平成15年度の一般会計の歳入に繰入れ、残額2,353億円を積立金として積立している。

(注2) 平成15年度において生ずる決算上の剰余14,318億円については、外国為替資金特別会計法第13条の規定により、14,190億円を平成16年度の一般会計の歳入に繰入れることとし、残額128億円を積立金として積立していることとしている。

(注3) 外国為替資金特別会計の資金調達と資金運用を通じ、過去に総計約28兆円の運用純益を計上し、このうち約17兆円は一般会計に繰入れて、一般会計の歳出財源として活用されており、残り約11兆円が積立金として同特別会計に残されている。

(注4) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算は、基準外国為替相場等による。具体的には、例えばドル・円レートの場合、平成14年度末は121円を、平成15年度末及び平成16年度末は115円を、それぞれ前提としている。

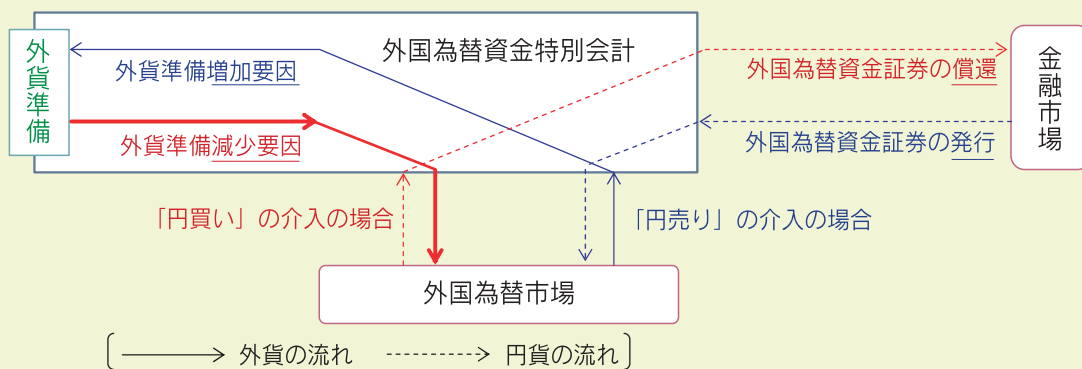
(出典) 平成16年度特別会計予算参照書

(2) 外国為替平衡操作及び外貨準備高の推移

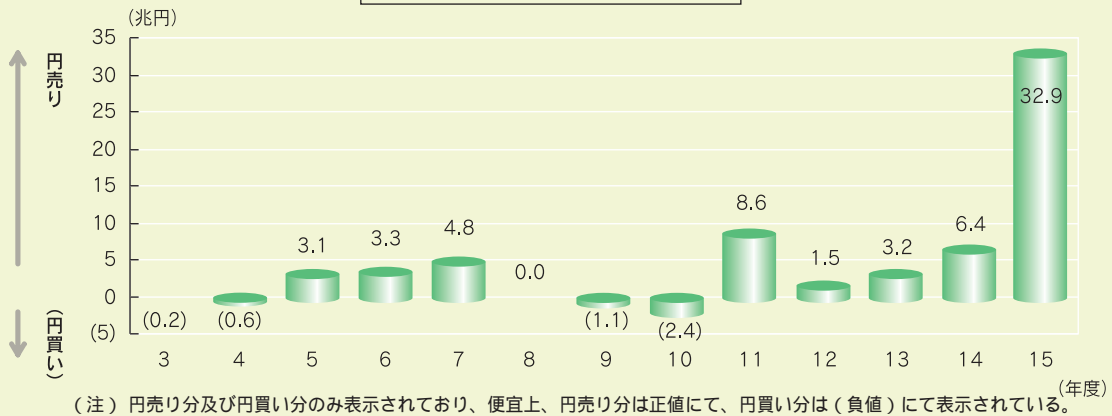
外国為替平衡操作により円売りの介入を行った場合、それは外貨準備高の増加要因となります(図)。外貨準備とは、国際収支不均衡の直接ファイナンス、為替市場介入で自国通貨の為替レートに影響を与えることによる間接的な不均衡の調整等のために、通貨当局が直ちに利用可能で、かつ、その管理下にある対外資産であり、我が国では外国為替資金特別会計及び日本銀行により保有されています。

外国為替平衡操作の実施状況は図 のとおりです。また、我が国の外貨準備高の推移は図 のとおりです。

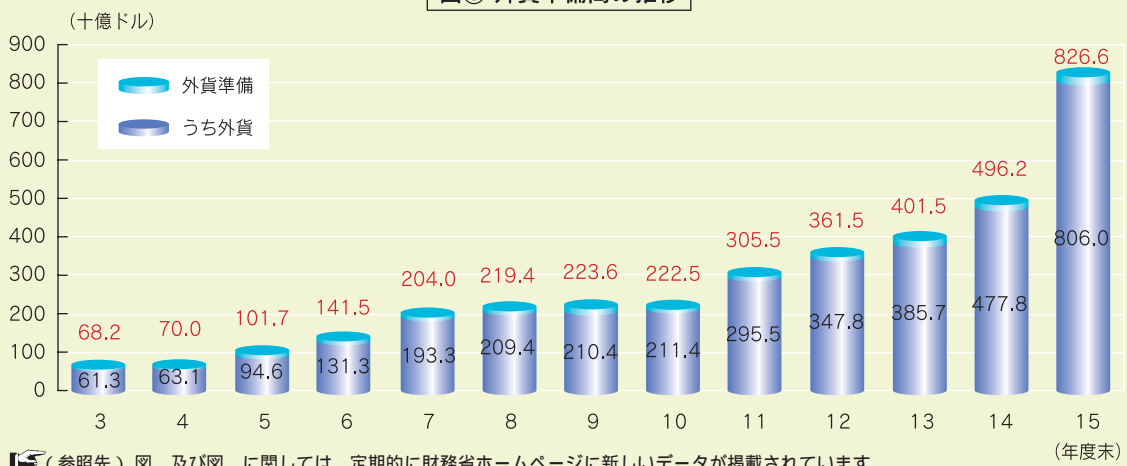
図① 外国為替平衡操作と外貨準備高の増減



図② 外国為替平衡操作の実施状況



図③ 外貨準備高の推移



2 借入金

主に特別会計における歳出需要を賄うため、国債によるほか、借入金による資金調達が行われています。借入金も国債と同様、国の債務を構成するものであり、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう努めています。

(1) 借入金の基本的な仕組み

イ. 借入金の法的根拠等

それぞれの特別会計法等に定めのある場合において、国会の議決を経たときは、その特別会計等は借入を行うことができます。広義の借入金には、一時の資金不足を調整するための一時借入金及び財源不足を補うための(狭義の)借入金があります。(狭義の)借入金が基本的に会計年度を跨るものとなるのに対し、一時借入金は、一時借入の行われた会計年度内に償還されることが原則となっています。

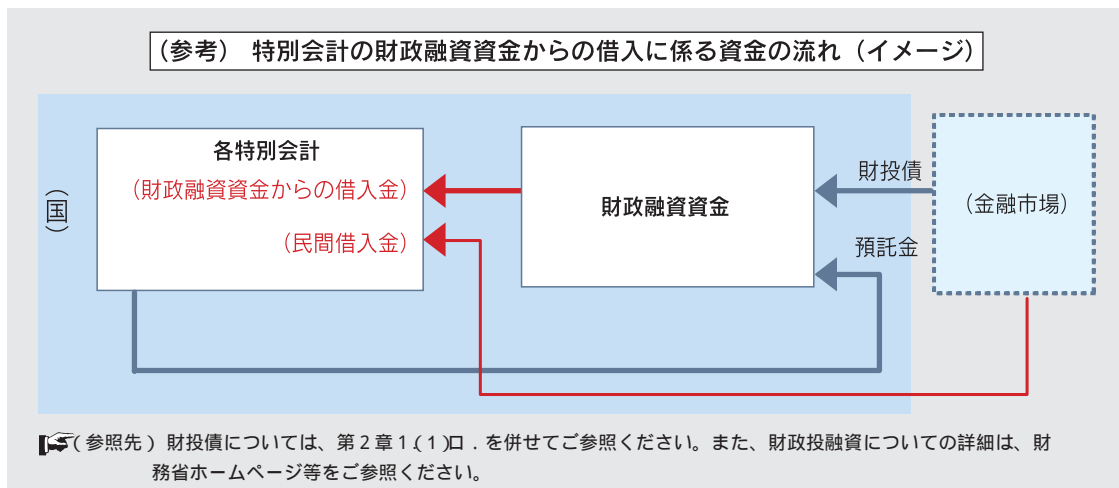
ロ. 借入金に関する予算上の取扱い

特別会計予算総則に、(狭義の)借入金については当該年度における借入金の限度額が、一時借入金については当該年度における残高の最高額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

ハ. 借入先

特別会計等は、現在、財政融資資金や民間金融機関からの借入を行っています。予算上は特別会計が財政融資資金と民間金融機関のいずれから借入されるか、区分されていませんが、平成15年度末現在、一般会計及び10の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があります。また、平成15年度においては、交付税及び譲与税配付金特別会計、国有林野事業特別会計、及び、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において、民間金融機関からの借入が行われました。

民間金融機関からの借入が、国の民間に対する債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入は、いわば「国」の部門間での貸借です(なお、財政融資資金の貸付等に必要な資金は、財政融資資金特別会計国債(財投債)の発行及び特別会計等からの預託金により調達されています。)

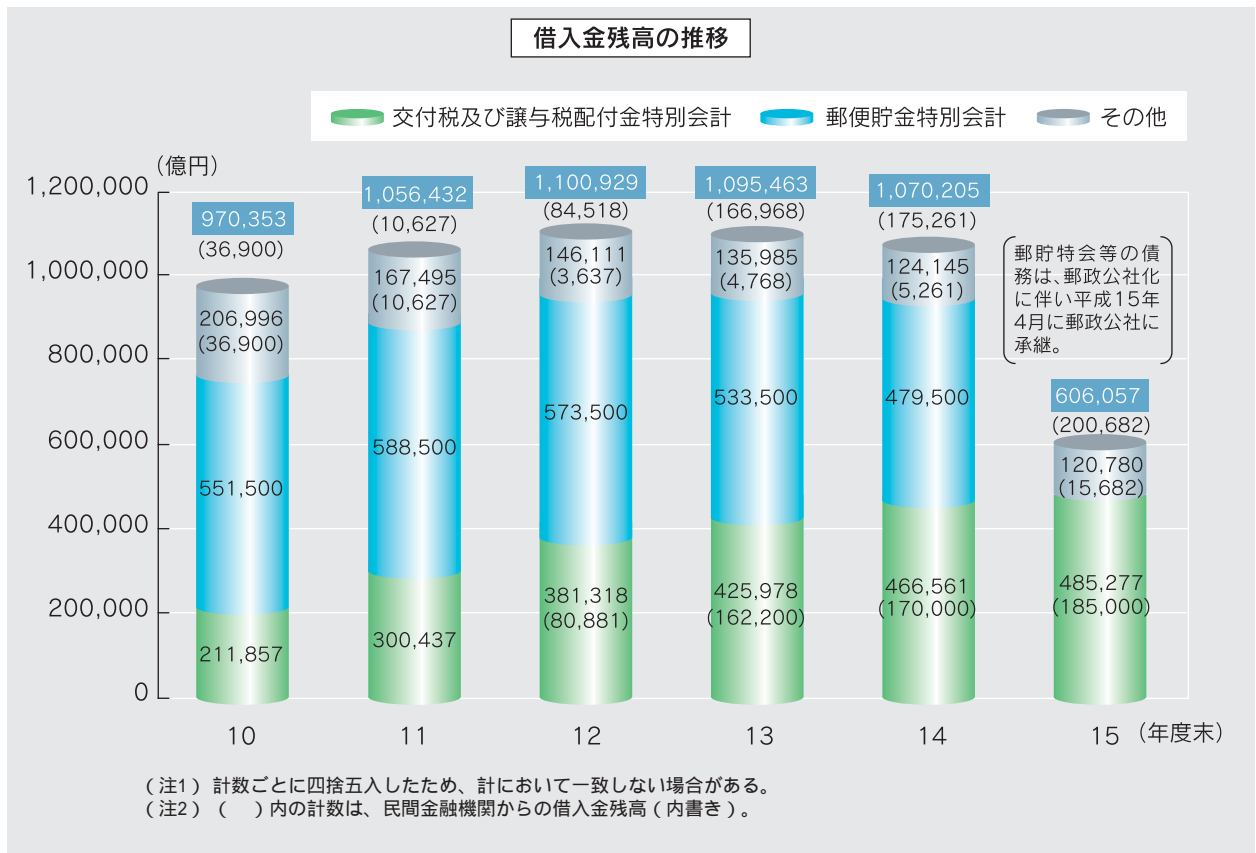


(2) 平成15年度中における借入(実績)

イ. 借入金残高の推移

借入金残高の推移は次図のとおりです。平成14年度までは、同残高(総額)に対し、交付税及び譲与税配付金特別会計と並んで郵便貯金特別会計が高い比率を占めていました。しかしながら、郵便貯金特別会計等は平成15年4月に廃止され、その債権・債務が日本郵政公社に承継されたことから、それ以後、その借入金は「国」の借入金の対象から外れました。

(注) 郵便貯金特別会計の平成14年度末までの借入金は、旧金融自由化対策資金によるものです。



ロ. 平成15年度末の借入金残高

平成15年度末における会計別の借入金残高を示すと次表のとおりです。

平成15年度末の借入金残高

(単位:億円)

会計名	14年度末残高	15年度末残高	借入先内訳		
			財政融資 資金	民間金融 機関	その他
一般会計	41,505	36,150	35,092	—	1,057
旧臨時軍事費 ^(注3)	414	414	—	—	414
交付税及び譲与税配付金 ^(注3)	6,796	3,487	3,487	—	—
旧日本国有鉄道 ^(注3)	31,858	28,549	28,549	—	—
旧日本国有鉄道清算事業団 ^(注3)	2,436	1,496	1,496	—	—
本州四国連絡橋公団 ^(注3)	—	2,204	1,561	—	643 ^(注4)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	466,561	485,277	300,277	185,000	—
石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計 ^(注5)	1,374	13,350	2,135	11,215	—
特定国有財産整備特別会計	4,199	3,477	3,477	—	—
国立学校特別会計 ^(注6)	10,201	10,047	10,047	—	—
厚生保険特別会計(健康勘定)	14,792	14,792	14,792	—	—
国立病院特別会計 ^(注7)	9,988	9,972	9,972	—	—
国有林野事業特別会計 (国有林野事業勘定)	12,617	12,796	8,328	4,467	—
国営土地改良事業特別会計	9,740	9,092	9,092	—	—
都市開発資金金融通特別会計	2,136	1,650	1,650	—	—
空港整備特別会計	9,717	9,453	9,453	—	—
計	1,070,205	606,057	404,317	200,682	1,057

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 平成14年度の各欄の借入金残高の和が計に一致しないのは、(注1)の理由による他、本表に掲載されていない郵便貯金特別会計(479,500億円(平成14年度末残高))及び郵政事業特別会計(7,874億円(同))が平成15年4月から公社化されたことに伴い、「国」の借入金の対象から外れたことによるものである。

(注3) 一般会計の内訳のうち、「旧臨時軍事費」(414)は、旧臨時軍事費特別会計の外資金庫及び横浜正金銀行(いずれも昭和20年に閉鎖)からの借入金。また、「交付税及び譲与税配付金」(3,487)は、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金のうち国負担分の債務を昭和59年10月に、「旧日本国有鉄道」(28,549)は、国鉄民営化に当ってその債務の一部を昭和62年3月に、「旧日本国有鉄道清算事業団」(1,496)は、同事業団の借入金に係る債務の一部を平成3年3月に、「本州四国連絡橋公団」(2,204)は、同公団の借入金に係る債務の一部を平成15年5月に、それぞれ一般会計に承継したものである。

(注4) 「本州四国連絡橋公団」(643)は、簡易生命保険資金からの借入金である。

(注5) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、国家備蓄事業が国の直轄事業となった(国家備蓄石油は平成15年4月に移管。国家備蓄施設の設置は平成16年2月に移管。ことに伴い、平成15年4月に10,681億円の債務を、平成16年2月に4,870億円の債務を、それぞれ石油公団から承継した。

(注6) 国立学校特別会計は、国立大学の法人化等に伴い、平成16年4月に廃止された。

(注7) 国立病院特別会計において経理されていた国立病院等は、そのうち国が自ら運営する必要のある国立高度専門医療センターについては国立高度専門医療センター特別会計に、それ以外については独立行政法人国立病院機構に、それぞれ平成16年4月に移行した。

(3) 特別会計民間借入

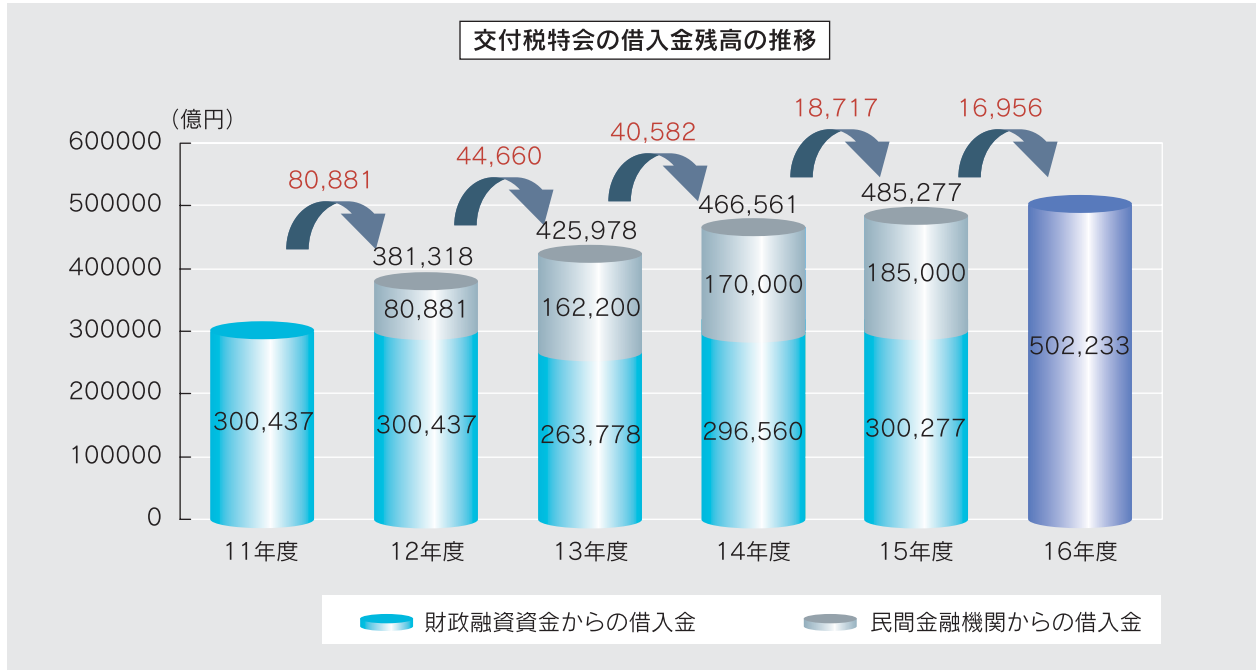
(2)で述べた借入金のうち、民間金融機関からの借入について解説すると以下のとおりです。

平成15年度においては、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」といいます。)、国有林野事業特別会計(以下「国有林野特会」といいます。)、及び、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石特会計」といいます。))において、民間金融機関からの公募入札による借入が行われました。

イ. 交付税特会

① 交付税特会の借入金残高の推移

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入を行い、その年度の地方交付税の一部に充てています。平成16年度にあっても、恒久的減税等に伴う地方財政の財源不足を補填するため、新規の借入が行われる予定です。



(参考) 地方財政計画における財源不足額とその主な補填措置

(単位：億円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
地方財政の財源不足額	140,461	130,177	143,534	147,219	173,767	141,498
【財源不足の主な補填措置】						
地方交付税等の増額による補填	107,785	103,282	97,470	92,082	88,477	72,395
交付税特会借入(新規増)	88,580	80,881	44,660	40,582	17,544	16,956
地方債の発行による補填	31,563	25,537	44,736	53,856	84,040	67,924
臨時財政対策債発行	—	—	14,488	29,801	58,696	41,905

(注1) グラフ及び(参考)表中の各計数は、計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) グラフ中の各計数は、平成14年度までは実績、平成15年度は補正後予算ベース、平成16年度は当初予算ベース。他方、(参考)表中の各計数は、地方財政計画(補正があった場合には補正後)ベース。

(注3) (参考)表中、「交付税特会借入(新規増)」の平成14年度以後の各計数は、借入金額(新規)から借入金償還額(臨時財政対策債に振替えられた分)が控除されている。また、平成15年度には、(参考)表に掲げた以外に国庫補助負担金の一般財源化に伴う交付税特会借入(1,172億円)が措置されている。

(出典) (参考)表については「地方財政要覧 平成15年12月」(財団法人地方財務協会)による。

☞(参照先) 臨時財政対策債については、第III部3(1)(参考)を併せてご参照ください。

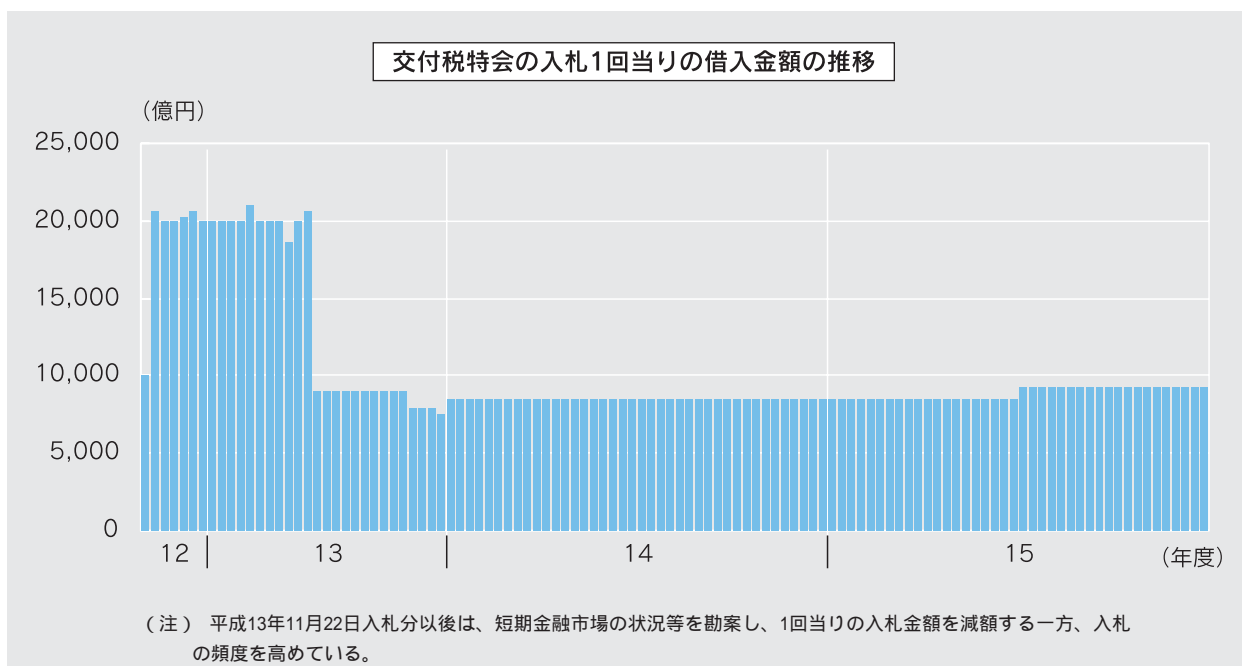
なお、交付税特会の借入金は、国と地方が将来にわたって償還することとなっており、平成15年度末の借入金残高48.5兆円のうち、国負担分は16.7兆円、地方負担分は31.8兆円です(平成16年度末には、借入金残高50.2兆円のうち、国負担分：17.4兆円、地方負担分：32.8兆円となる見込)。

交付税特会では、平成12年度以降、こうした借入金の一部を民間金融機関から借入れており、平成15年度末現在の借入金残高は18.5兆円と、特別会計の民間借入金残高(計20.1兆円)の約9割を占めています。

② 平成15年度における交付税特会の借入金の入札

交付税特会の民間借入の借入期間は、基本的に6ヶ月程度であり、返済期限が到来した場合には、ロール・オーバーされています。

平成15年度においては、交付税特会の借入金残高が増加する中、入札1回当たりの借入金額は、9月までは平成14年度と同じく8,500億円程度とし、10月以降は短期金融市場の状況等を見極めつつ、9,250億円程度としました。



平成15年度における交付税特会の借入金の入札結果は次表のとおりです。

平成15年度における交付税特会の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H15.04.09	H15.04.17	H15.10.16	24,912	8,500.00	0.039%	0.050%
H15.04.16	H15.04.24	H15.10.23	26,501	8,500.00	0.042%	0.047%
H15.04.21	H15.05.01	H15.10.30	23,143	8,500.00	0.043%	0.046%
H15.04.25	H15.05.08	H15.11.06	21,357	8,500.00	0.044%	0.050%
H15.05.07	H15.05.15	H15.11.13	27,315	8,500.00	0.041%	0.044%
H15.05.14	H15.05.22	H15.11.20	25,866	8,500.04	0.038%	0.039%
H15.05.21	H15.05.29	H15.11.27	21,955	8,500.00	0.041%	0.045%
H15.05.28	H15.06.05	H15.12.04	22,650	8,500.04	0.043%	0.049%
H15.06.04	H15.06.12	H15.12.11	21,560	8,500.00	0.046%	0.050%
H15.06.11	H15.06.19	H15.12.18	20,630	8,500.00	0.048%	0.054%

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H15.07.09	H15.07.17	H16.01.15	24,624	8,500.00	0.045%	0.050%
H15.07.16	H15.07.24	H16.01.22	24,720	8,500.00	0.046%	0.048%
H15.07.23	H15.07.31	H16.01.29	29,263	8,500.00	0.041%	0.043%
H15.07.30	H15.08.07	H16.02.05	26,827	8,500.00	0.028%	0.028%
H15.08.06	H15.08.14	H16.02.12	24,528	8,500.00	0.026%	0.028%
H15.08.13	H15.08.21	H16.02.19	26,215	8,500.00	0.025%	0.027%
H15.08.20	H15.08.28	H16.02.26	25,632	8,500.00	0.026%	0.027%
H15.08.27	H15.09.04	H16.03.04	19,888	8,500.00	0.033%	0.040%
H15.09.03	H15.09.11	H16.03.11	21,030	8,500.00	0.044%	0.054%
H15.09.10	H15.09.18	H16.03.18	20,379	8,500.00	0.049%	0.062%
H15.10.08	H15.10.16	H16.04.15	24,240	9,250.01	0.056%	0.060%
H15.10.15	H15.10.23	H16.04.22	28,920	9,250.00	0.050%	0.054%
H15.10.22	H15.10.30	H16.04.28	29,992	9,250.01	0.047%	0.050%
H15.10.29	H15.11.06	H16.05.06	30,290	9,250.01	0.040%	0.043%
H15.11.05	H15.11.13	H16.05.13	31,791	9,250.01	0.035%	0.039%
H15.11.12	H15.11.20	H16.05.20	32,010	9,250.00	0.029%	0.030%
H15.11.19	H15.11.27	H16.05.27	25,460	9,250.02	0.027%	0.030%
H15.11.26	H15.12.04	H16.06.03	28,045	9,250.04	0.027%	0.030%
H15.12.03	H15.12.11	H16.06.10	30,234	9,250.03	0.026%	0.030%
H15.12.10	H15.12.18	H16.06.17	32,275	9,250.01	0.025%	0.028%
H16.01.07	H16.01.15	H16.07.15	28,844	9,250.00	0.022%	0.026%
H16.01.14	H16.01.22	H16.07.22	26,380	9,250.00	0.021%	0.025%
H16.01.21	H16.01.29	H16.07.29	25,930	9,250.00	0.021%	0.025%
H16.01.28	H16.02.05	H16.08.05	25,998	9,250.01	0.022%	0.026%
H16.02.04	H16.02.12	H16.08.12	21,820	9,250.02	0.022%	0.025%
H16.02.12	H16.02.19	H16.08.19	24,880	9,250.00	0.024%	0.028%
H16.02.18	H16.02.26	H16.08.26	22,585	9,250.00	0.025%	0.030%
H16.02.25	H16.03.04	H16.09.02	26,532	9,250.00	0.027%	0.030%
H16.03.03	H16.03.11	H16.09.09	28,234	9,250.00	0.028%	0.030%
H16.03.10	H16.03.18	H16.09.16	26,240	9,250.04	0.027%	0.030%

□. 国有林野特会

国有林野特会は、平成10年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革を行い、それまでの財政融資資金借入に代え、平成10年度から民間金融機関からの借入を開始しました。

この民間金融機関からの借入(長期借入金、一時借入金)のうち、長期借入金(5年(半年賦元金均等償還(1年据置)))については、公平性・公正性、透明性を確保するため、平成15年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。これにより長期借入金利は低下しました。具体的には、平成14年度の長期借入金利の加重平均が約0.97%であったのに対し、平成15年度には約0.38%となりました。


平成15年度における国有林野特会の長期借入金の入札結果は次表のとおりです。

平成15年度における国有林野特会の長期借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H15.05.16	H15.05.26	H20.05.25	5年	5,760	828.00	0.273%	0.290%
H15.11.14	H15.11.25	H20.08.25	5年	5,425	734.00	0.505%	0.545%
H16.02.27	H16.03.05	H21.02.25	5年	626	79.00	0.290%	0.290%

八. 石特会計

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国(石特会計)の直轄事業となりました(国家備蓄石油は平成15年4月に移管。国家備蓄施設の設置は16年2月に移管。)。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成16年2月以降、石特会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)による借入が行われるようになりました。

 (参考先) 国家備蓄事業の国への移管に伴う石特会計の資金調達のうち、国家備蓄石油購入に係る経費については、政府短期証券(石油証券)により行われるようになりました。その詳細については、1.(3)イ.をご参照ください。

石特会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)では、平成15年度においては、平成16年2月20日及び3月12日に公募入札を行い、合計2,344億円の借入を行いました。

平成15年度における石特会計の借入金の入札結果は次表のとおりです。

平成15年度における石特会計の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H16.02.20	H16.02.27	H16.08.27	6ヶ月	5,022	1,063.00	0.037%	0.050%
H16.03.12	H16.03.19	H17.02.24	1年	7,492	1,281.00	0.036%	0.040%

(参考) 石特会計では、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定による借入の他、石炭勘定において平成12年度及び13年度に民間金融機関からの借入が行われており、その残高は平成15年度末現在1,145億円となっています(なお、石炭勘定は平成14年度以降、原則として13年度までに行った借入金の返済のみを行っています。)

3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている特殊法人等に対し、予算で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。このように、政府保証債務は、財政活動に伴う資金調達による債務であり、国債等と同様、确实かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の基本的な仕組み

イ. 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられています^(注)。

例外として、

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の确实性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限り、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定を設けているところです。また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(注) 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

ロ. 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。また、政府保証債(内国債)は、市場公募により発行される他、その一部は、政府保証付の政府資金引受債として、財政融資資金及び簡易生命保険資金により引受けられています。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

ハ. 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

① 予算等における取扱い

(a) 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることはイ.で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています^(注)。このため、毎年度の一般会計予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を得ています。

(注) 一例として預金保険法の関係条文を示すと、次のとおりです。

第42条の2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和三十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(以下 略)

(b) 財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、(a)のとおり予算において決定されますが、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第6条2項3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年を超えるものについては、財政投融资計画に計上されていません^(注)。

(注) 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律

第6条 内閣は、第二条第一項の議決を経ようとするときは、財政投融资計画を国会に提出しなければならない。


2 財政投融资計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分(国、法人(地方公共団体を除く。))及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人(地方公共団体を除く。)に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。)ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

一 (略)

二 (略)

三 法人(第二条第二項第二号から第四号までに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。)の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証(債務保証の期間が五年以上にわたる場合に限る。)

3 (略)

 (参照先) 各年度の財政投融资計画については、「財政投融资レポート」や財務省ホームページをご参照ください。

② 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債(内国債・市場公募分)の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています。

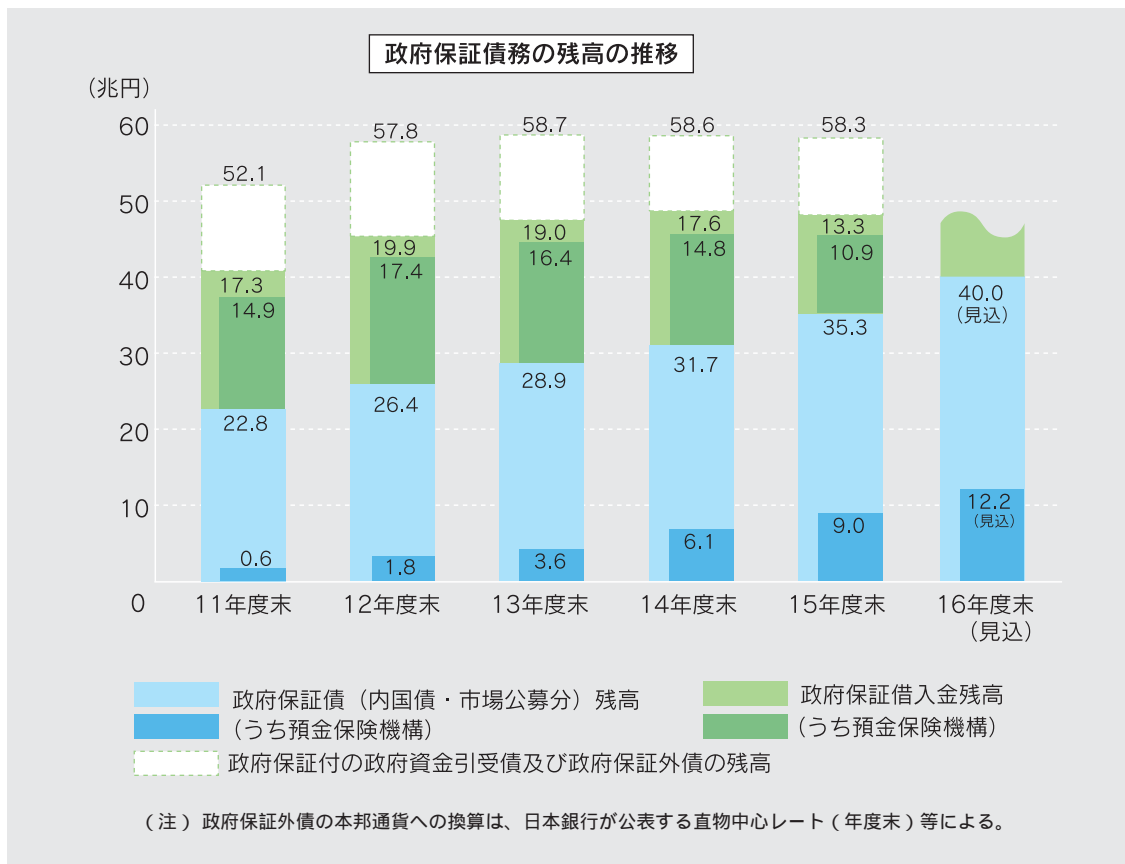
また、特殊法人等が政府保証債または政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したのものとして適切なものであるか等について、審査を行っています。

(2) 政府保証債務の発行・借入等

イ. 政府保証債務の発行・借入額等

① 概説

政府保証債務の残高の推移は次図のとおりです。



平成15年度においては、政府保証借入金の残高が減少した一方、政府保証債の残高が増加しました。これは、預金保険機構において、市場の動向等を踏まえ、政府保証借入金から政府保証債へとシフトしたこと等によるものです。

また、政府保証債(内国債・市場公募分)の年限構成については、市場のニーズ・動向等も踏まえつつ決定しています。平成15年度においては、投資家等のニーズが特に大きい中期債(2~7年債)の発行を増額しました。そうした中、平成15年度からは、預金保険機構及び国民生活金融公庫が7年債の発行を開始しました。

政府保証債(内国債・市場公募分)の発行額(当初予定)の推移

(単位: 億円)

	10年債	中期債						計
		7年債	6年債	5年債	4年債	2年債		
11年度	20,000	5,000	—	5,000	—	—	—	25,000
12年度	32,000	19,000	—	4,000	3,000	12,000	—	51,000
13年度	22,463	25,150	—	2,500	4,650	14,400	3,600	47,613
14年度	23,002	27,100	—	1,900	—	18,000	7,200	50,102
15年度	29,162	42,849	7,000	1,700	—	19,749	14,400	72,011
16年度	35,096	54,900	12,500	1,400	—	23,000	18,000	89,996

② 機関別内訳

政府保証債務(内国債)の発行・借入等の、平成15年度実績及び平成16年度予定を機関別に示すと次表(a)のとおりです。

また、そのうち政府保証債(内国債・市場公募分)について、発行月別に発行額(平成15年度実績)を表示すると、次表(b)のとおりです。

平成15年度末において、政府保証債(内国債・市場公募分)の残高が最も大きい機関は公営企業金融公庫(16.3兆円)であり、政府保証借入金の残高が最も大きい機関は預金保険機構(10.9兆円)です。

☞(参照先) 預金保険機構の財務状況等については、後掲(コラム)をご参照ください。

(a) 政府保証債務の発行・借入等の平成15年度実績及び平成16年度予定

(i) 政府保証債(内国債・市場公募分)

(単位:億円)

	14年度末残高	15年度発行額	15年度償還額	15年度末残高	16年度発行予定	16年度償還予定
公営企業金融公庫	167,122	13,959	17,696	163,384	12,500	14,537
預金保険機構	61,200	38,400	9,600	90,000	51,000	19,200
中小企業金融公庫	25,401	2,450	201	27,650	2,500	2,400
日本道路公団	15,990	6,029	970	21,049	14,053	900
住宅金融公庫	7,116	—	—	7,116	—	—
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(運輸施設整備事業団、日本鉄道建設公団)	7,524	—	1,222	6,302	—	1,793
電源開発株式会社	5,862	—	—	5,862	—	301
国民生活金融公庫	3,600	1,800	—	5,400	1,500	—
関西国際空港株式会社	3,234	2,217	365	5,086	258	97
首都高速道路公団	2,079	1,507	—	3,585	2,985	501
日本政策投資銀行	3,200	300	—	3,500	600	—
(独) 都市再生機構(都市基盤整備公団)	3,601	—	200	3,401	—	1,600
東京湾横断道路株式会社	3,741	—	889	2,852	—	1,118
中部国際空港株式会社	2,050	173	—	2,223	—	—
阪神高速道路公団	802	1,206	—	2,007	1,750	302
本州四国連絡橋公団	1,203	502	—	1,704	584	201
成田国際空港株式会社(新東京国際空港公団)	247	300	—	547	258	—
(独) 水資源機構(水資源開発公団)	500	—	—	500	—	—
農林漁業金融公庫	280	130	—	410	—	—
(独) 福祉医療機構(社会福祉・医療事業団)	400	—	—	400	—	—
国際協力銀行	250	—	—	250	—	—
民間都市開発推進機構	92	6	22	76	8	23
石油公団	1,525	—	<1,525>	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	—	—	—	—	2,000	—
計	317,017	68,978	32,690	353,304	89,996	42,971

(ii) 政府保証借入金

	14年度末残高	15年度借入額	15年度返済額	15年度末残高
預金保険機構	147,536	139,025	177,770	108,791
銀行等保有株式取得機構	1,870	8,177	1,870	8,177
民間都市開発推進機構	7,795	1,361	2,195	6,961
(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油公団、金属鉱業事業団)	15,765	2,946	<12,485> 3,163	3,064
生命保険契約者保護機構	1,360	—	—	1,360
(独) 農業者年金基金	560	2,334	—	2,894
株式会社産業再生機構	—	870	—	870
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(運輸施設整備事業団)	370	370	370	370
核燃料サイクル開発機構	247	58	109	196
(独) 環境再生保全機構(環境事業団)	25	65	2	88
(独) 農林漁業信用基金	—	20	—	20
(独) 空港周辺整備機構	10	3	3	10
計	175,538	155,229	197,967	132,800

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 機関名は、国家備蓄事業に係る債務が平成15年度に国に承継された石油公団(政府保証債)を除き、平成16年度末の名称を表示している。また、「(独)」とは独立行政法人の略、「」内は組織変更前の機関名。

(注3) 「償還額」欄の< >書きは、債務承継を示し、外書きである。

(注4) 平成15年度末の政府保証付の政府資金(財政融資資金及び簡易生命保険資金)引受債の残高は59,455億円(政府資金引受債及び政府保証外債は、(i)表中の計数に含まれていない(☞(参照先) 政府保証外債の残高については、次ページの(参考)をご参照ください。))。

(b) 平成15年度における政府保証債(内国債・市場公募分)発行額

(単位:億円)

年 間 計 画 (当 初)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年 度 累 計	
<10年債>														
公営企業金融公庫	13,910	3,000	2,900	700	700	700	700	700	700	800	900	1,459	13,959	
日本道路公団	6,000	200	200	600	350	400	800	500	400	800	600	600	579	
中小企業金融公庫	1,800	—	—	—	—	—	600	—	—	400	—	—	250	
首都高速道路公団	1,500	—	—	—	—	400	—	—	—	200	300	307	1,507	
阪神高速道路公団	1,200	—	—	300	—	—	—	300	—	—	300	306	1,206	
国民生活金融公庫	1,000	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	300	800	
日本政策投資銀行	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	300	
住宅金融公庫	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	
関西国際空港株式会社	544	—	—	320	—	—	—	227	—	—	—	—	547	
本州四国連絡橋公団	500	—	—	—	—	—	251	—	—	—	—	251	502	
成田国際空港株式会社 (新東京国際空港公団)	399	—	120	—	110	—	—	—	70	—	—	—	300	
中部国際空港株式会社	173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	173	173	
農林漁業金融公庫	130	—	—	—	—	—	—	—	130	—	—	—	130	
民間都市開発推進機構	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	
10年債小計	29,162	3,200	3,220	1,920	1,660	1,500	2,351	1,727	1,300	2,100	1,700	2,400	3,630	26,708
<7年債>														
預金保険機構	6,000	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	6,000	
国民生活金融公庫	1,000	—	—	—	—	—	—	500	—	500	—	—	1,000	
7年債小計	7,000	500	500	500	500	500	500	1,000	500	1,000	500	500	7,000	
<6年債>														
中小企業金融公庫	1,700	—	—	400	—	400	—	—	400	—	—	—	1,200	
<4年債>														
預金保険機構	18,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	18,000	
関西国際空港株式会社	1,749	—	—	—	—	300	400	—	300	—	300	370	1,670	
4年債小計	19,749	1,500	1,500	1,500	1,500	1,800	1,900	1,500	1,800	1,500	1,500	1,870	19,670	
<2年債>														
預金保険機構	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	14,400	
総計	72,011	6,400	6,420	5,520	4,860	5,400	5,951	5,427	5,200	5,800	4,900	5,900	7,200	68,978
(預金保険機構・合計)	38,400	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	38,400	

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 計数は額面ベース。

(注3) 新東京国際空港公団の債権・債務は平成16年4月に成田国際空港株式会社に承継された。

(参考) 政府保証外債残高の通貨別内訳

平成15年度末の政府保証外債残高を通貨別・機関別に示すと次表のとおりです。

平成15年度末の政府保証外債の通貨別・機関別残高

	米ドル (\$百万)	ユーロ (百万ユーロ)	英・ポンド (£百万)	瑞・フラン (百万フラン)	独・マルク (百万マルク)	仏・フラン (百万フラン)	蘭・ギルダー (百万ギルダー)	NZ・ドル (\$百万)	ユーロ円 (億円)	計<支出官レート により邦貨換算> (億円)
国際協力銀行	4,600	1,000	400	—	1,750	3,500	—	—	1,200	10,393
公営企業金融公庫	3,250	—	430	610	850	1,000	300	100	3,300	9,459
日本政策投資銀行	750	750	250	190	150	—	—	—	4,300	6,799
日本道路公団	4,400	—	—	—	—	—	—	—	—	5,368
東京都	1,530	150	—	—	—	1,700	—	—	—	2,345
横浜市	780	—	—	235	—	—	—	—	—	1,142
電源開発株式会社	—	250	—	—	—	1,800	—	—	380	994
関西国際空港株式会社	200	—	115	220	—	—	—	—	200	835
東京湾横断道路株式会社	400	—	—	390	—	—	—	—	—	804
中小企業金融公庫	—	600	—	—	—	—	—	—	—	702
神戸市	230	—	200	—	—	—	—	—	—	651
計	16,140	2,750	1,395	1,645	2,750	8,000	300	100	9,380	39,491

(参考) 支出官レート
(15年度)1米ドル
=122円1ユーロ
=117円1ポンド
=185円1瑞フラン
=81円1独マルク
=1.95583
ユーロ1仏フラン
=6.55957
ユーロ1蘭ギルダー
=2.20371
ユーロ1NZドル
=58円

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(注2) 「支出官レート」とは、支出官事務規程第21条に規定する外国貨幣換算率(財務省告示)をいう。

ロ. 政府保証債務の発行・借入方式

① 政府保証債(内国債・市場公募分)

政府保証債(内国債・市場公募分)の発行方式は次のとおりです。

- (a) 10年債 ... 金融機関と証券会社から構成されるシ団(引受シンジケート団)による募集引受の方式によります。発行条件は、既発債の流通実勢の他、公社債流通市場の動向やその時々金融経済情勢を総合的に勘案し、シ団会議において決定されます。
- (b) 2~7年債 ... 利回り競争入札により引受幹事会社及び発行条件が決定されます。ただし、預金保険機構では、平成16年度からイールド・ダッチ方式による競争入札が導入されました。

② 政府保証借入金

政府保証借入金は、協調融資団の方式により借入れられています。ただし、預金保険機構、産業再生機構及び銀行等保有株式取得機構では、金利競争入札(コンベンショナル方式)による借入が行われています。

(3) 平成15年度における政府保証債を巡る市場の状況

平成15年度における政府保証債(内国債・市場公募分)の表面利率及び発行価格は次表のとおりです。

平成15年度における政府保証債(内国債・市場公募分)の表面利率及び発行価格

イ. 10年債(公営企業金融公庫、日本道路公団等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	99.95	99.65	99.60	99.65	99.40	99.35	99.25	99.25	99.60	99.65	99.35	99.90
表面利率	0.7%	0.6%	0.5%	1.1%	0.9%	1.6%	1.4%	1.5%	1.5%	1.4%	1.3%	1.4%
発行額(億円)	3,200	3,220	1,920	1,660	1,500	2,351	1,727	1,300	2,100	1,700	2,400	3,630

(参考) 利付国債(10年)の発行金利(表面利率)

0.7%	0.6%	0.5%	0.9%	1.0%	1.6%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

ロ. 7年債(預金保険機構)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	100.20	99.93	99.89	100.09	99.79	99.93	99.93	100.12	100.09	99.93	100.29	99.83
表面利率	0.4%	0.3%	0.2%	0.8%	0.5%	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%
発行額(億円)	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500

ハ. 7年債(国民生活金融公庫)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	—	—	—	—	—	—	100.19	—	99.70	—	—	—
表面利率	—	—	—	—	—	—	1.0%	—	1.0%	—	—	—
発行額(億円)	—	—	—	—	—	—	500	—	500	—	—	—

ニ. 6年債(中小企業金融公庫)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	—	—	100.29	—	100.00	—	—	100.05	—	—	—	—
表面利率	—	—	0.2%	—	0.4%	—	—	0.8%	—	—	—	—
発行額(億円)	—	—	400	—	400	—	—	400	—	—	—	—

ホ. 4年債（預金保険機構）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	100.09	99.90	100.03	99.98	99.88	100.17	99.92	99.82	99.88	99.82	99.82	99.96
表面利率	0.2%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.9%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
発行額(億円)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

ヘ. 4年債（関西国際空港株式会社）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	—	—	—	—	99.90	100.09	—	99.88	—	—	100.17	99.94
表面利率	—	—	—	—	0.2%	0.5%	—	0.4%	—	—	0.4%	0.3%
発行額(億円)	—	—	—	—	300	400	—	300	—	—	300	370

(参考) 利付国債(5年)の発行金利(表面利率)

0.3%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

ト. 2年債（預金保険機構）

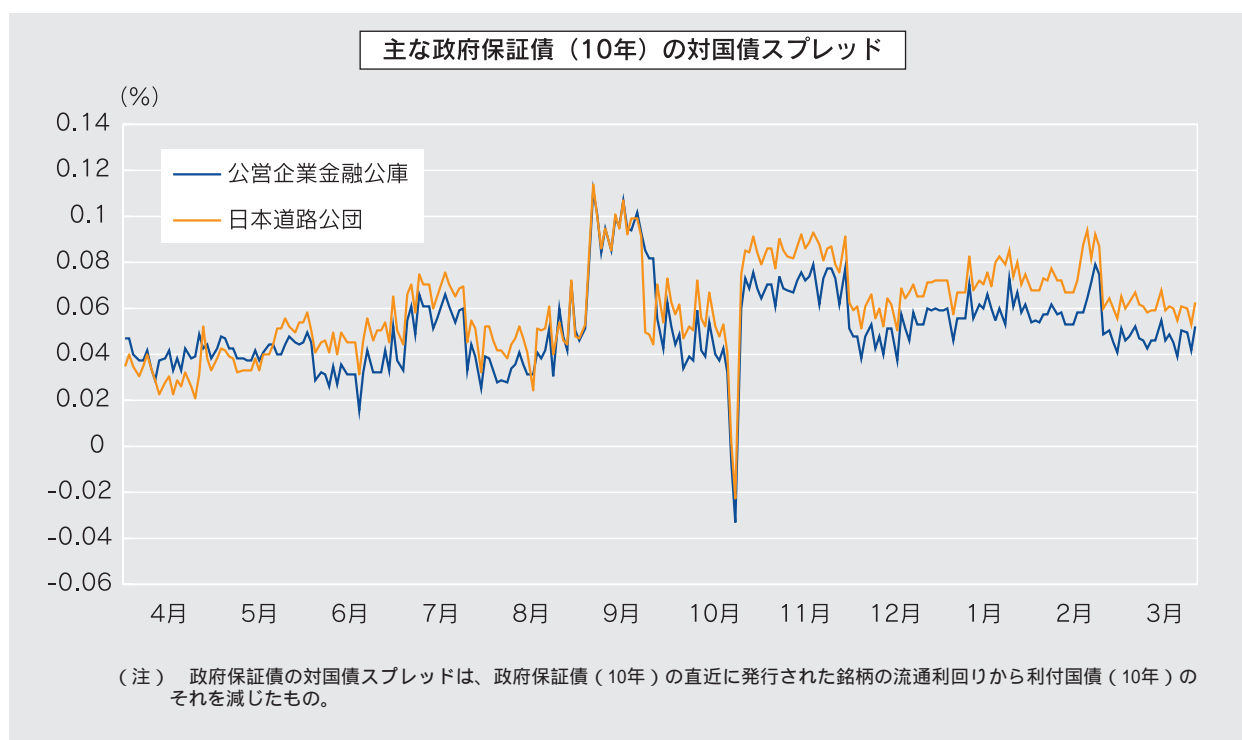
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発行価格(円)	100.09	100.12	100.15	100.03	100.07	99.94	100.09	100.03	100.04	99.95	100.04	99.94
表面利率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
発行額(億円)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(参考) 利付国債(2年)の発行金利(表面利率)

0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(注) 「発行額」の各計数は額面ベース。

また、平成15年度における、主な政府保証債(公営企業金融公庫及び日本道路公団の10年債(内国債・市場公募分))の流通市場での対国債の利回り較差(スプレッド)は次図のとおりです。





預金保険機構の財務状況

預金保険機構には、一般勘定、危機対応勘定、特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定、金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定、金融機関等経営基盤強化勘定及び産業再生勘定の7勘定があり、区分計理されています。このうち平成15年度末現在、政府保証債務の勘定別の残高は次表のとおりです。

(単位：億円)

	政府保証借入金 残高(15年度末)	政府保証債残高 (15年度末)	主な業務内容
一般勘定	41,746	11,400	保険金の支払、資金援助等
危機対応勘定	19,604	—	金融危機への対応
金融再生勘定	34,649	12,000	健全金融機関からの不良債権買取、旧金融安定化法に基づく金融機関の資本増強等
金融機能早期健全化勘定	12,731	66,600	早期健全化法に基づく金融機関の資本増強(14年3月末まで)
金融機関等基盤強化勘定	61	—	健全な金融機関が合併等の組織再編を行う場合の資本増強(15年度新設)
計	108,791	90,000	

(注) 政府保証債務残高のない勘定(特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定及び産業再生勘定)は省略している。

上表に掲げられた政府保証債務現在高のある勘定について、勘定ごとに財務状況等を概説すると、以下のとおりです。

(1) 一般勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
資金援助事業資産	523	短期借入金	41,746
協定承継銀行(日本承継銀行)株式	42	預金保険機構債券	11,400
協定銀行(整理回収機構)株式	120	協定銀行(整理回収機構)保証債務	3,000
協定銀行(整理回収機構)貸付金	15,409	負債合計	56,166
協定銀行保証債務見返	3,000	資本合計	▲34,934
資産合計	21,232	負債・資本合計	21,232

< 主な業務概況 >

- ・ 資金援助事業資産 ... 阪和銀行等からの買取資産
- ・ 協定銀行(整理回収機構)貸付金、協定銀行保証債務見返 ... 預金保険機構が整理回収機構に対し、破綻金融機関等の資産買取を委託する際の、整理回収機構への貸付または債務保証(資産の部には債務保証見返が計上)

(2) 危機対応勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
取得株式等	19,600	短期借入金	19,604
		負債合計	19,608
		資本合計	▲7
資産合計	19,600	負債・資本合計	19,600

< 主な業務概況 >

- ・ 取得株式等 ... 預金保険法(危機対応)に基づく金融機関の資本増強(平成15年度末残高：19,600億円(りそな銀行))

(3) 金融再生勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
特定協定銀行(整理回収機構)貸付金	1,946	短期借入金	34,649
協定銀行(整理回収機構)貸付金	4,799	預金保険機構債券	12,000
資産買取事業資産	28,317	負債合計	46,696
		資本合計	▲9,863
資産合計	36,833	負債・資本合計	36,833

<主な業務概況>

- ・特定協定銀行(整理回収機構)貸付金 ... 金融再生法(金融機能の再生の緊急措置に関する法律)に基づく健全金融機関からの資産買取に係るもの

(参考) この資産買取額の平成15年度までの累計：3,247億円(債権元本金額：37,974億円)

- ・協定銀行(整理回収機構)貸付金 ... 金融機能安定化法(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律)に基づく金融機関の資本増強(平成10年3月)に係るもの(平成15年度末残高：6,660億円)

(注1) この資本増強の注入合計額は18,156億円(うち11,496億円は15年度末までに償還・消却等返済)。

(注2) 金融機能安定化法は10年10月に廃止。

- ・資産買取事業資産 ... 預金保険機構が新生銀行及びあおぞら銀行から買取った、これらの銀行が保有していた債権、有価証券、不動産等

(4) 金融機能早期健全化勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
協定銀行(整理回収機構)貸付金	76,865	短期借入金	12,731
		預金保険機構債券	66,600
		負債合計	79,354
		資本合計	1,699
資産合計	81,053	負債・資本合計	81,053

<主な業務概況>

- ・協定銀行(整理回収機構)貸付金 ... 早期健全化法(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律)に基づく金融機関の資本増強(平成11年3月～14年3月)に係るもの(平成15年度末残高：76,833億円)

(注) この資本増強の注入合計額：86,053億円(9,220億円は15年度末までに償還・消却等返済)。


(5) 金融機関等経営基盤強化勘定

(単位：億円)

資産の部		負債及び資本の部	
協定銀行(整理回収機構)貸付金	60	短期借入金	61
		負債合計	61
		資本合計	▲0
資産合計	61	負債・資本合計	61

<主な業務概況>

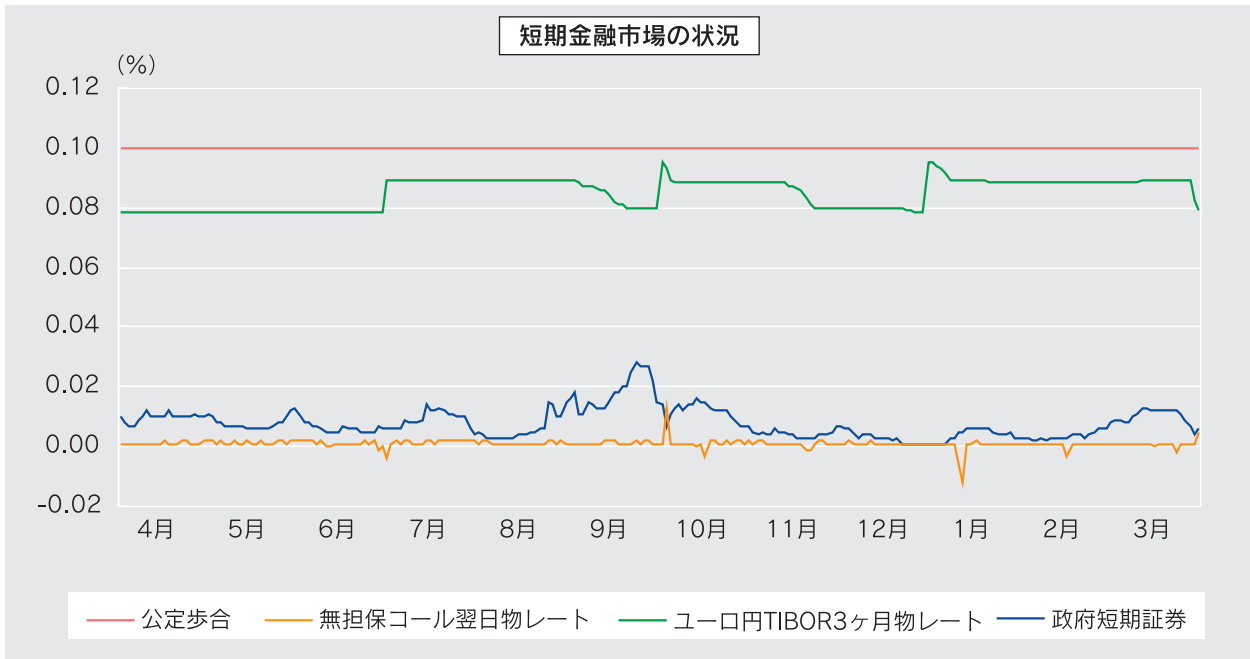
- ・協定銀行(整理回収機構)貸付金 ... 組織再編成促進特措法(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法)に基づく金融機関の資本増強(平成15年度末残高：60億円(関東つくば銀行))に係るもの

 (参照先) 預金保険機構の業務概況や政府保証債・政府保証借入金の入札結果等については、預金保険機構ホームページ(<http://www.dic.go.jp/>)をご参照ください。

4 平成15年度における短期金融市場の状況

(1) 短期金融市場の状況

日本銀行がいわゆる量的緩和政策を継続する中、平成15年度を通じて無担保コール翌日物レートはゼロ近傍を、政府短期証券の流通利回りも0.001～0.02%前後を、それぞれ辿りました。



(2) 公的部門による借入(短期資金(6ヶ月～1年程度)調達)

イ. 借入金額

平成15年度における公的部門の短期(6ヶ月～1年程度)の借入金額を一覧にして表示すると次表のとおりです。平成15年度においては、市中でのより安定的な短期借入を図る観点から、借入金額の増加を抑制するよう努めました。預金保険機構においては、市場の動向等を踏まえ、政府保証借入金を抑制する一方、政府保証債による資金調達のウェイトを高めました。

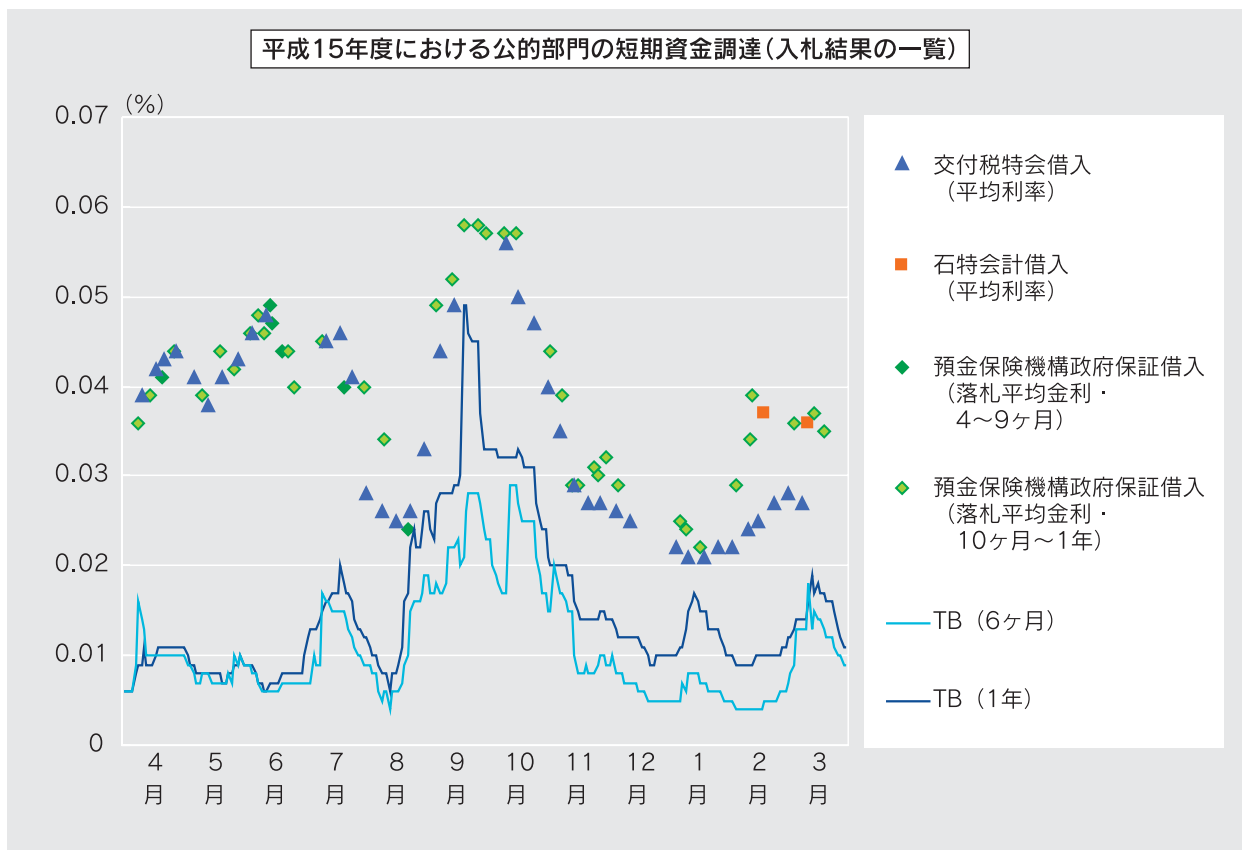
公的部門の市中からの借入金額

	14年度末残高	15年度借入額	15年度返済額	15年度末残高
〔借入金〕 交付税特会	17.0兆円	35.5兆円	34.0兆円	18.5兆円
石特会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)	—	0.2兆円	—	0.2兆円 ^(注)
〔政府保証借入金〕 預金保険機構	14.8兆円	13.9兆円	17.8兆円	10.9兆円
産業再生機構	—	0.1兆円	—	0.1兆円
銀行等保有株式取得機構	0.2兆円	0.8兆円	0.2兆円	0.8兆円
〔参考〕割引短期国債(6ヶ月)	12.8兆円	27.6兆円	26.6兆円	13.8兆円
割引短期国債(1年)	21.6兆円	26.8兆円	21.6兆円	26.8兆円

(注) 石特会計の借入金残高には、石油公団から承継した債務が含まれない。

ロ. 調達金利

平成15年度における公的部門の短期資金調達の入札結果を一覧形式で表示すると次図のとおりです。



(参考) 交付税特会に対する証券貸付債権並びに預金保険機構、産業再生機構及び銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権は、日本銀行が金融調節として行う与信における適格担保として認められています。

ハ. 入札日程の調整

安定的に調達を行うため、国債、借入金、政府保証債等の入札日程は相互に調整しています。

国債、借入金、政府保証債等の入札日程(平成16年2月)

(単位:億円)

日	月	火	水	木	金	土
2月1日	2	3 10年国債 19,000 政保借入金(株式取得機構) 38	4 F B 47,445 特会借入金(交付税) 9,250 4年政保債(預保) 1,500 10年政保債(公営公庫等) 2,400	5 T B (6ヶ月) 22,998 政保借入金(預保) 4,153	6 7年政保債(預保) 500	7
8	9 2年政保債(預保) 1,200 政保借入金(農業者年金基金) 301	10 5年国債 18,986 F B 47,455	11	12 特会借入金(交付税) 9,250	13 政保借入金(預保) 5,001	14
15	16 政保借入金(預保) 3,265	17 20年国債 4,990 T B (1年) 16,999	18 F B 47,456 特会借入金(交付税) 9,250	19 政保借入金(株式取得機構) 255	20 特会借入金(石特) 1,063 政保借入金(金属鉱業事業団) 2	21
22	23 4年政保債(閑空) 370	24 30年国債 3,995	25 F B 51,473 特会借入金(交付税) 9,250	26 2年国債 16,986	27 特会借入金(林野) 79 7年政保債(預保) 500	28

郵便貯金・簡易生命保険、公的年金に係る将来の支払義務、地方債、特殊法人等の債務は、国債や借入金等とはガバナンスの枠組みが異なり、また、財政活動に伴う資金調達による債務ではありませんが、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。

1 郵便貯金・簡易生命保険

郵便貯金・簡易生命保険は平成 15 年 4 月に国（郵政事業庁）から、国とは独立した法人格を有する日本郵政公社による経営に移行しましたが、移行後も郵便貯金・簡易生命保険には法律（注）により一括して政府保証が付されています。

（注）・郵便貯金法

第 3 条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払に係る公社の債務を保証する。

・簡易生命保険法

第 3 条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

郵便貯金残高は平成 14 年度末現在 233.2 兆円であり、簡易生命保険の資金量は 124.1 兆円です。

コラム

郵便貯金・簡易生命保険の資金運用状況等

（1）郵便貯金・簡易生命保険の貸借対照表

郵便貯金・簡易生命保険の貸借対照表は、日本郵政公社より公表されており、そのディスクロージャー誌等に掲載されています。その概要を示すと次のとおりです。

イ. 郵便貯金

（平成 14 年度末、単位：億円）

（借方）		（貸方）	
資産勘定	2,857,078	負債勘定	2,825,852
財政融資資金預託金	1,773,200	郵便貯金	2,332,465
有価証券	901,071	借入金	479,500
寄託金	105,401	その他	13,887
その他	77,406	積立金	13,922
		本年度利益金	17,304
合 計	2,857,078	合 計	2,857,078

ロ. 簡易生命保険

（借方）		（貸方）	
有価証券	779,664	保険契約準備金	1,221,221
貸付金	280,803	未払金	1
運用寄託金	143,000	剰余金	36,272
その他	54,027		
合 計	1,257,494	合 計	1,257,494

（出典）郵便貯金・簡易保険のディスクロージャー冊子（2003年度版）

(2) 郵便貯金・簡易生命保険の資金運用状況

郵便貯金・簡易生命保険の資金運用状況は、日本郵政公社より公表されており、そのディスクロージャー誌等に掲載されています。その概要を示すと次のとおりです。

イ. 郵便貯金

(平成14年度末、単位：億円)

有価証券	901,100
└うち国債	718,463
貸付金	17,743
寄託金(指定単)	105,401
預金等注1)	16,669
財政融資資金預託金注2)	1,293,700
合計	2,334,613

ロ. 簡易生命保険

有価証券	779,664
└うち国債	458,278
貸付金	280,803
運用寄託金	143,000
預金等	28,451
日本銀行預託金	8,994
合計	1,240,912

(注1) イの「預金等」には、日本銀行預託金が含まれる。

(注2) イの財政融資資金預託金は、旧金融自由化対策資金の借入金見合いの預託金(平成14年度末:479,500億円)を除く。

(出典) 郵便貯金・簡易生命保険のディスクロージャー冊子(2003年度版)

(3) 郵便貯金・簡易生命保険の第一期中期経営計画に係る期間における資産構成

また、日本郵政公社では、4年ごとに中期経営計画等が作成され、総務大臣の認可を得ることとなっており、第一期中期経営計画では、郵便貯金・簡易生命保険の同計画に係る期間(平成15~18年度)における資産構成が策定されています。その概要を示すと、次のとおりです。

郵便貯金・簡易生命保険の第一期中期経営計画に係る期間における資産構成

(日本郵政公社の第一期中期経営計画より抜粋)

イ. 郵便貯金

- ・安全・確実な運用を実施するため国内債券を基本とする。
- ・国内株式、外国債券、外国株式については、以下のとおりとする。

運用資産	国内株式	外国債券	外国株式
構成割合	概ね2%以下	概ね3%以下	概ね1%以下
	合算して、概ね4%以下		

(注) 国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。

ロ. 簡易生命保険

簡易生命保険業務が長期・固定的な負債を多く有している現状を踏まえ、将来の保険金等を支払うための収益を長期・安定的に確保することができるよう、最適な資産の組合せ(基本ポートフォリオ)に従って運用を行うことが望ましい。

しかし、第一期中期経営計画期間は、価格変動準備金が積立限度額を大きく下回る見込みであることから、外国債券、国内株式及び外国株式については、慎重な運用を行う必要がある。このため、外国債券、国内株式及び外国株式については、公社承継時点での資産額を基本とし、これを踏まえた一定の幅の資産構成割合を次のとおり定める。

(資産構成割合)

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	75%~95%	2%~6%	2%~6%	0%~3%	1%~10%

(注) 国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。

(管理方法) 資産価値の変動等により上記に定める構成割合の範囲を超えた場合には、随時リバランスを実施する。

(参考) 基本ポートフォリオ

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合	80%	5%	6%	6%	3%
かい離許容幅	70%~90%	0%~10%	1%~11%	1%~11%	2%~10%

(出典) 日本郵政公社の中期経営計画(郵便貯金資金の運用計画、簡易生命保険資金の運用計画)

☞(参照先) 郵便貯金・簡易生命保険の業務や財務情報の詳細については、日本郵政公社ホームページ(<http://www.japanpost.jp/>)をご参照ください。

2 公的年金

公的年金制度に基づく将来の支払義務は、財政資金の調達に伴う債務とは性格が異なります。修正賦課(修正積立)方式の下、過去の保険料の蓄積である積立金が積立てられ、将来にわたる年金給付のために有価証券等により運用されており、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。

公的年金制度は、厚生年金、国民年金、国家公務員共済及び私学共済の4制度からなる制度ですが、そのうち金額の大きい厚生年金及び国民年金についてみると、その積立金は、次の(コラム)のとおり運用されています。なお、年金資金運用基金は平成18年度から独立行政法人化され、「年金積立金管理運用独立行政法人」に移行します。



年金積立金の運用状況

年金積立金の運用状況については、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(厚生労働省)等により公表されています。その概要を示すと次のとおりです。

年金積立金の運用状況

(平成14年度末、単位:億円)

財政融資資金預託金	1,123,350	年金積立金 ^(注3)	1,460,419
(うち厚生年金)	1,050,101		
(うち国民年金)	73,249		
財投債引受 (全額満期保有)	187,083	(うち厚生年金)	1,362,711
市場運用	149,987 ^(注4)	(うち国民年金)	97,708
	(旧年金福祉事業団からの承継資産) ^(注5)	(旧年金福祉事業団から承継した借入金) ^(注5)	(208,293)

(市場運用の状況<時価ベース>)

国内債券	162,269	(51.4%)
国内株式	73,818	(23.4%)
外国債券	25,458	(8.1%)
外国株式	44,676	(14.1%)
短期資産	9,766	(3.1%)
合計	315,988	(100.0%)

(※ 国内債券に財投債引受分は含まない)

- (注1) 計数ごとに四捨五入したため、左右の列の金額は、それぞれ合計した場合、計において一致しない。
(注2) 太枠で囲われた部分が年金積立金に係る資産及び負債等。また、シャドー部分は年金資金運用基金により運用されている。
(注3) 年金積立金の金額は、旧年金福祉事業団からの承継資産の損益を含まないベース。なお、「国の貸借対照表(試案)」に計上されている「公的年金預り金(年金積立金相当額)」は、平成11年財政再計算上の金額(財政再計算とは、年金制度上、5年ごとに年金財政の前提条件となる人口、雇用構造・就業構造、賃金・物価・金利等の変化等を踏まえた上で行われる年金財政の将来見通しの再計算をいう。)であり、本表における年金積立金(平成14年度の実績額)とはベースが異なっている。
(注4) 民間運用機関に対する運用手数料等控除後ベース。
(注5) 旧年金福祉事業団における運用業務は、年金資金運用基金が承継し、承継資金運用業務として平成22年度まで実施。なお、上図中の借入金残高(208,293億円)の出典は、「資金運用業務概況書」(年金資金運用基金)。
(出典) 「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」(厚生労働省)を基に、財務省理財局作成。

また、厚生労働省では「厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針」を策定しており、その中で年金積立金の基本ポートフォリオ等が定められています。その概要を示すと次のとおりです。

年金積立金の基本ポートフォリオ等

(1) 基本ポートフォリオ

目標収益率	標準偏差	予定利率
4.50%	5.43%	4.00%

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成割合	68%	12%	7%	8%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—

基本ポートフォリオは、年金積立金全額が自主運用されるとの前提で策定されているものであり、現在はこれとは別に、(2)のとおり、その基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産構成割合(移行ポートフォリオ)が策定されています。基本ポートフォリオの実現時期については、財政融資資金預託金の償還が終了する平成20年度が目標時期とされています。

(2) 平成16年度の移行ポートフォリオ

＜運用資産全体の移行ポートフォリオ＞

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成割合	79%	7%	3%	5%	6%
乖離許容幅	±2%	-2%	-2%	-2%	—

(うち年金資金運用基金の移行ポートフォリオ)

運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
構成割合	56%	20%	10%	14%	0%
乖離許容幅	±5%	-5%	-5%	-5%	—

(注) 年金資金運用基金の移行ポートフォリオの表は、年金資金運用基金が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。


☞(参照先) 年金制度や年金積立金の運用等に関する詳細については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び年金資金運用基金ホームページ (<http://www.gpif.go.jp/>) をご参照ください。

3 地方債

(1) 地方債の基本的な仕組み

イ. 基本的な仕組み

地方債は、地方公共団体において、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行されています。したがって、地方債は、国とは別人格を有する各地方公共団体の債務です。

地方債は原則として、建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条^(注)に掲げる場合においてのみ発行できることになっていますが、その特例として、現在、減税補てん債及び臨時財政対策債等の発行が認められています( (参照先) 減税補てん債及び臨時財政対策債については、次ページの(参考)をご参照ください。)。

なお、翌年度に発行を予定している地方債(普通会計分及び公営企業会計等分)の総額については、各年末に国から地方債計画が発表されます。

(注) 地方財政法

- 第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。
- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
 - 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
 - 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
 - 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
 - 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

ロ. 地方債の分類

地方債には様々な分類方法がありますが、資金別、会計別に分類すると、それぞれ次のとおりとなります。

① 資金別の分類

地方債	政府資金(財政融資)	財政融資資金
		郵便貯金資金
		簡易生命保険資金
	公営企業金融公庫資金	
	民間等資金	市場公募資金
銀行等引受資金		

地方債を引受先の資金面から分類すると、政府資金(財政融資資金、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金)、公営企業金融公庫資金(以下「公営公庫資金」といいます。)並びに民間等資金に大別され、地方債計画にそれぞれの予定額が計上されます。

このうち、政府資金は、財政投融资計画に地方公共団体向けの財政融資として計上されます。また、公営公庫資金は、公営企業金融公庫が債券発行により調達した資金をいいますが、そのうち政府保証債として発行される分については、財政投融资計画に公営企業金融公庫向けの政府保証として計上されます。


なお、本レポートでは以下、政府資金及び公営公庫資金を総称して「公的資金」といいます。

② 会計別の分類

地方債	普通会計分
	公営企業会計等分

地方債を、資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分及び公営企業会計等分到大別されます。普通会計とは、一般会計及び企業会計以外の特別会計を合算して、会計間の資金の移動を控除したものをいいます。

また、地方財政(普通会計)の翌年度における歳出・歳入の見通しは、地方財政計画に計上され、国会に提出されています。地方財政計画に表示されている地方債発行額は、公営企業会計等分を含まないベース(普通会計分のみ)となります。

 (参照先) 平成15年度及び16年度の地方債計画及び地方財政計画については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) をご参照ください。

(参考) 減税補てん債とは、平成6年度以後の個人住民税の減税等、平成10年度の特別減税、平成11年度以後の恒久的減税及び平成15年度以後の先行減税に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために特別に認められた地方債をいいます。

臨時財政対策債とは、平成12年度までは地方財政計画上の通常収支の不足を交付税特会の借入等により補てんしていましたが、平成13年度以降これを見直し、その新たな補てん措置として発行されることとなった地方債をいいます。

(2) 平成15年度及び16年度における地方債発行の概観

イ. 平成15年度の状況

平成15年度における地方公共団体全体での地方債の新規発行額を許可予定額ベースでみると、17.3兆円となります。このうち市場公募資金による分は3.0兆円で、公的資金による分は8.9兆円でした。

ロ. 平成16年度発行予定

平成16年度には地方公共団体全体で17.5兆円の地方債が新規に発行される予定となっています(地方債計画)。このうち市場公募資金による分は3.2兆円(対前年度計画比+0.8兆円)、公的資金による分が7.2兆円(対前年度計画比 - 2.3兆円)とされています。なお、平成16年度においては、地方債計画に基づく引受の他、財政投融资計画において、財政融資資金による減税補てん債の借換分の引受(1.7兆円)が計上されています。

平成16年度地方債計画と地方財政計画の概要を整理すると次図()のとおりです。また、資金別の地方債許可額の推移は次図()のとおりです。

① 平成16年度地方債計画と地方財政計画(歳入)の概要

(単位:億円)

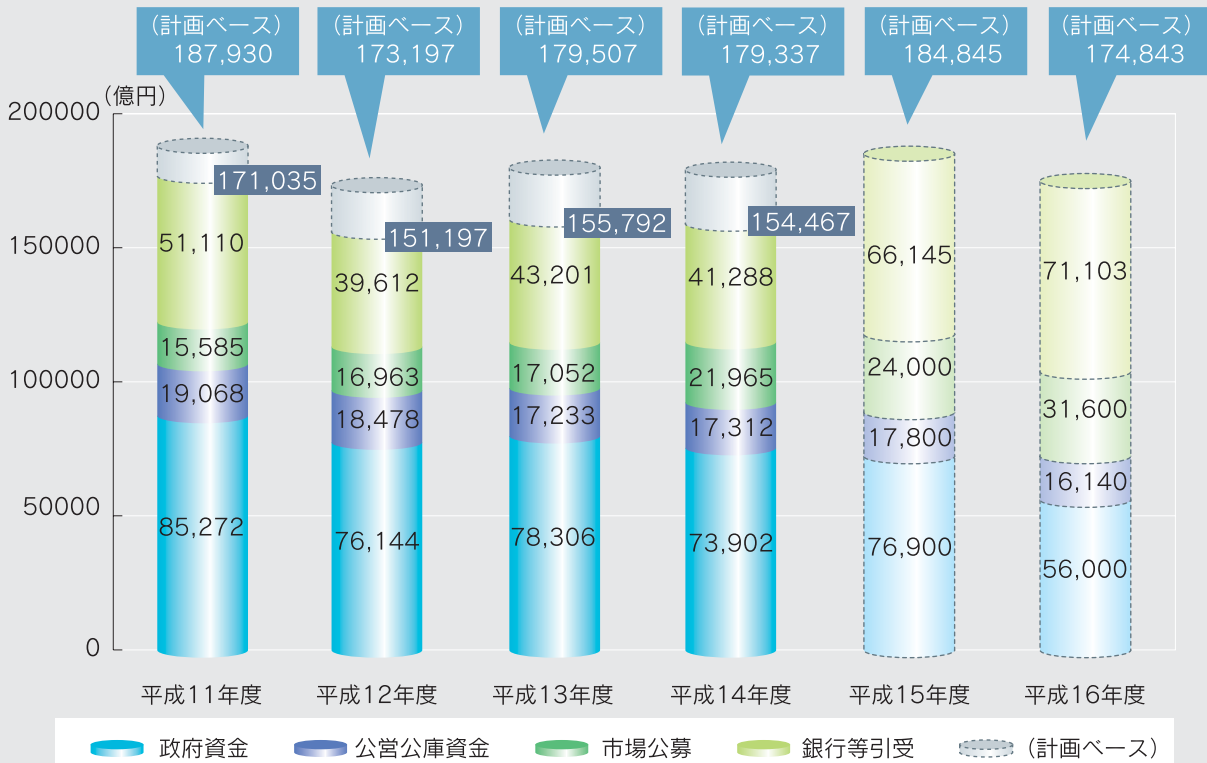
地方債計画 174,843 (▲10,002)			地方財政計画(歳入) 846,669 (▲15,438)	
政府資金	56,000 (▲20,900)	普通会計分 141,448 (▲9,270)	地方税	323,231 (+1,506)
財政融資資金	37,000 (▲13,700)		地方譲与税	11,452 (+4,513)
郵貯資金	7,000 (▲3,000)		地方特例交付金	11,048 (+986)
簡保資金	12,000 (▲4,200)		地方交付税	168,861 (▲11,832)
公営公庫資金	16,140 (▲1,660)	うち 臨時財政対策債 41,905 (▲16,791)	国庫支出金	121,238 (▲1,362)
民間等資金	102,703 (+12,558)		減税補てん債	8,019 (+1,075)
市場公募	31,600 (+7,600)	公営企業会計等分 33,395 (▲732)	地方債	141,448 (▲9,270)
銀行等引受	71,103 (+4,958)		使用料及び手数料	16,420 (+34)
			雑収入	52,971 (▲13)
			公営企業会計等	

(注1) 各欄の()内は対前年度計画比。

(注2) 平成16年度には、地方債計画上の地方債発行額(174,843億円)の他、財政融資資金による地方債引受額として平成7年度及び8年度の減税補てん債の借換分(17,200億円)がある。

(出典) 平成16年度の地方財政計画及び地方債計画を基に財務省理財局作成。

② 地方債発行額(資金別・許可額ベース)の推移

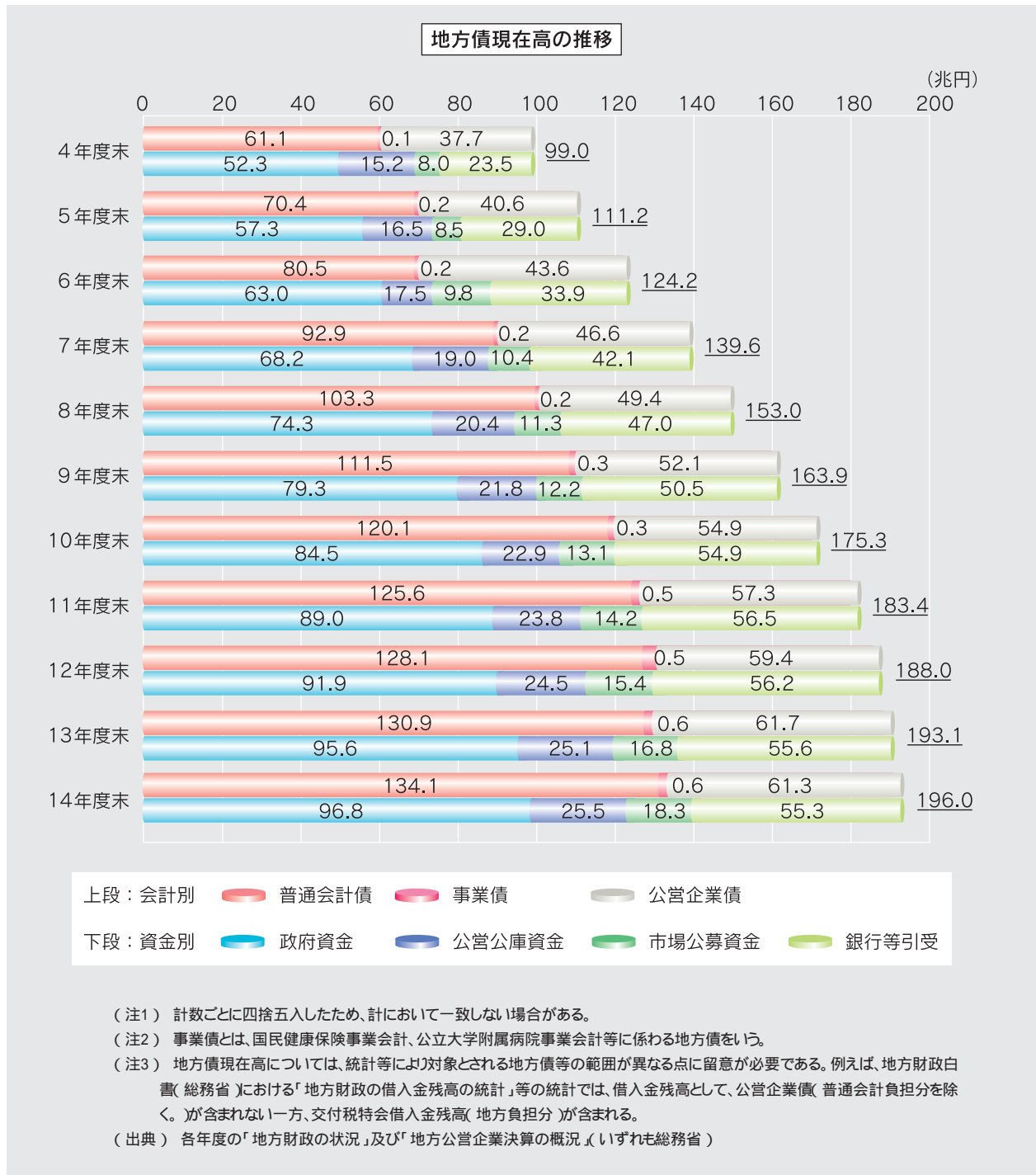


(注) 実線(平成14年度まで)は各年度における許可額。破線は各年度における計画額(補正があった場合には補正後)。

(出典) 「地方債統計年報」(地方債協会)

八. 地方債現在高の推移

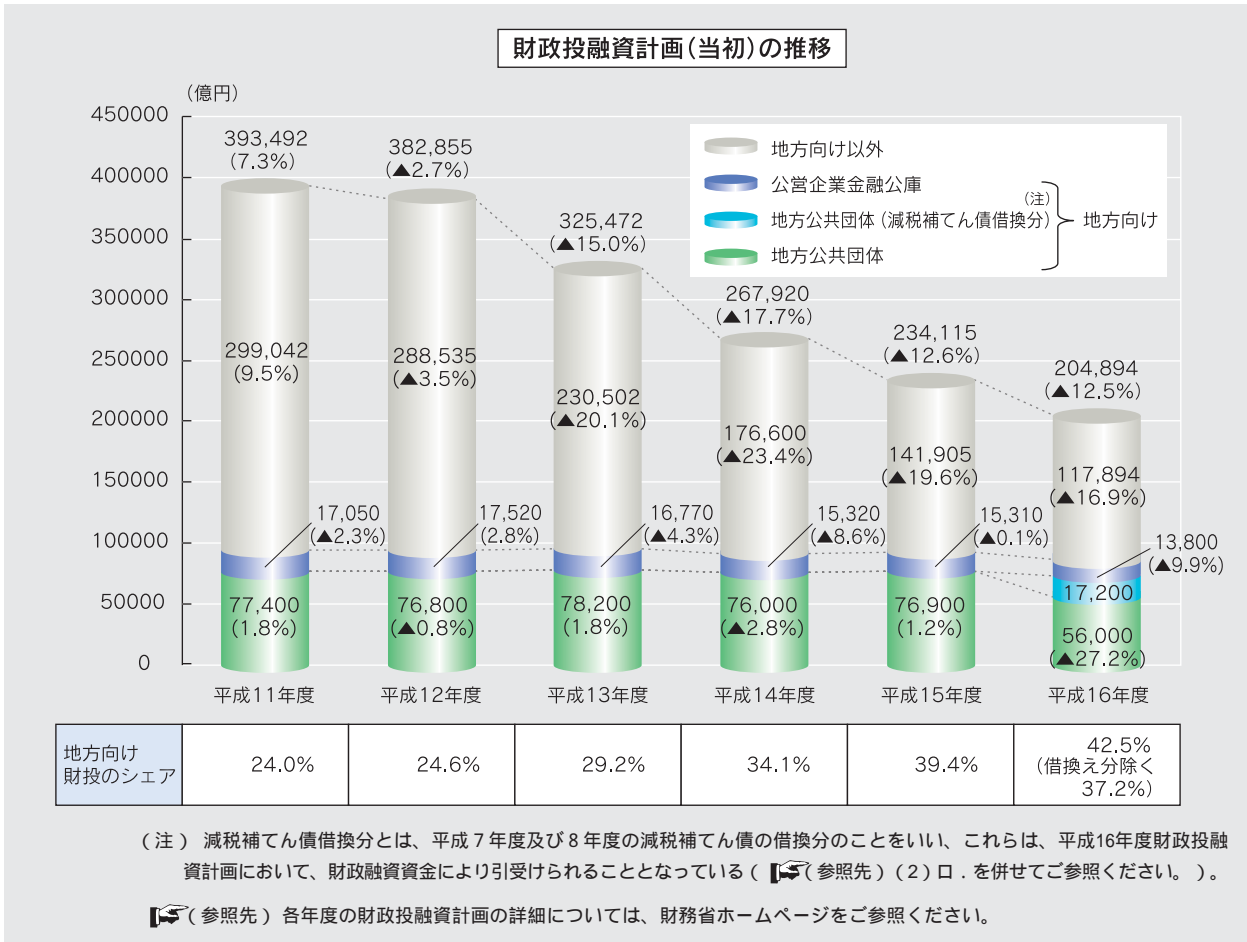
地方債現在高は次図のとおり推移し、平成14年度末の現在高は195兆9,648億円(普通会計債:134兆0,961億円、事業債:5,897億円、公営企業債:61兆2,790億円)となりました。



平成15年度及び16年度における地方債発行の概況は(2)で述べたとおりですが、このうち公的資金引受分及び市場公募発行分について解説すると、以下(3)及び(4)のとおりです。

(3) 公的資金による地方公共団体への貸付

財政投融资改革(平成13年度)の趣旨を踏まえ、財政投融资については政府として資金を供給することが真に必要な分野に限定することとしており、近年、その規模は圧縮されています。こうした中、地方向け財投(地方公共団体への貸付及び公営企業金融公庫への政府保証をいいます。)についても、地方分権の推進や財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、その縮減・重点化を図っています。



(4) 市場公募地方債

地方分権の推進や財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方債計画に占める市場公募資金の比率は年々高まっています。全国型の市場公募地方債発行団体も、平成16年度には新たに福島県、群馬県、岐阜県及び熊本県が加わり、33団体となる予定です。その他、市場公募地方債に関しては次の動きがみられました。

イ. 共同発行市場公募地方債の発行等

① 共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、平成15年度から市場公募地方債を発行する27団体が全国規模で共同発行を実施しています。「共同発行市場公募地方債」は、地方財政法第5条の7に基づき27団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます^(注)。

(参考) 共同発行市場公募地方債の発行規模

平成15年度: 年間8,470億円(毎月700億円程度)

平成16年度: 年間12,430億円(毎月1,000億円程度)

(注) 地方財政法

第5条の7 証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。


② 住民参加型ミニ市場公募地方債

地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成14年3月以降、「住民参加型ミニ市場公募地方債」の発行を実施しています。

(参考) 住民参加型ミニ市場公募地方債の発行規模

平成15年度: 年間2,682億円

平成16年度: 年間3,000億円(見込)

 (参照先) 共同発行市場公募債や住民参加型ミニ市場公募債等についての詳細は、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) 及び財団法人地方債協会ホームページ (<http://www.chihousai.or.jp/>) をご参照ください。

ロ. 市場公募地方債の発行方式

市場公募地方債の発行方式は次のとおりです。

① 10年債及び5年債

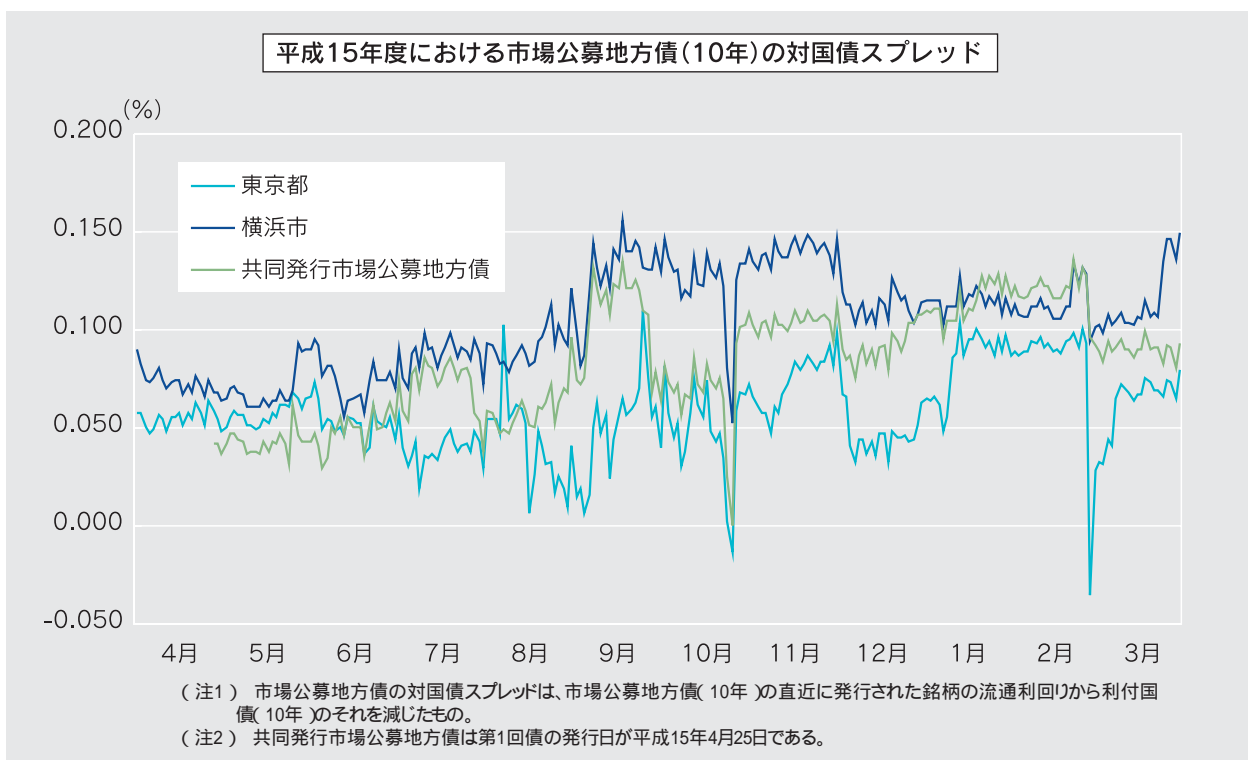
金融機関と証券会社から構成されるシ団(引受シンジケート団)による募集引受の方式によります。発行条件は、平成14年4月以後、東京都債とその他団体債の2つのテーブルを設け、発行条件を決定してきました。平成16年4月以後はこれを改め、統一交渉の基本的枠組みを維持しつつ、地方債に対する評価の確立等、市場環境の整備状況や発行団体における準備状況(ノウハウ、実務体制等)を踏まえ、東京都債及び横浜市債については、個別に条件を決定しています。

② 超長期債(20年債及び30年債)

各発行団体が個別に条件を決定します。

ハ. 平成15年度における市場公募地方債を巡る市場の状況

平成15年度における主な市場公募地方債(東京都、横浜市及び共同発行市場公募地方債の10年債)の対国債の利回り較差(スプレッド)は、次図のとおりです。



地方債に対する国の関与

地方債は地方公共団体の債務であり、それぞれの地方公共団体の自己責任原則に基づいて発行・償還が行われるものですが、国は制度上、次に掲げる関与をしています。

(1) 地方財政計画を通じた財源保障(地方交付税による手当て等)

地方財政計画を通じて地方公共団体全体の元利償還費の財源保障が図られており、また、各地方公共団体の元利償還金の一部が地方交付税の算定において、基準財政需要額に算入されています。

(2) 地方債の借入時の措置(起債許可制度(平成18年度以後は起債協議制度に移行))

地方公共団体は、地方債を起す場合には、都道府県・指定都市等にあつては総務大臣、市町村等にあつては都道府県知事の許可を受けなければなりません(地方財政法第33条の7)。なお、起債許可制度は平成18年度以後は起債協議制度に移行することになっています。

この起債許可制度には、公債費に充当された一般財源の額が標準財政規模に占める割合(起債制限比率)の高い地方公共団体等は、起債が制限される制度(起債制限制度)等が設けられています。

(3) 財政再建制度(実質赤字が一定水準以上となった場合の措置)

前年度決算の赤字が一定規模に達した地方公共団体(財政再建団体)は、財政再建計画を作成して財政の再建を行わなければ地方債の発行が原則としてできないこととなります(地方財政再建促進特別措置法第23条第1項)。

財政再建団体は、財政再建計画の作成について国への協議と同意を得ることが必要となり、この計画に基づいて予算を調製しなければなりません。

(参考) 銀行監督上の自己資本比率規制の基準であるBIS規制において、地方債のリスクウェイトはゼロとされています。

4 特殊法人等の債務

(1) 特殊法人等の債務の種類


特殊法人等(特殊法人、独立行政法人及び認可法人をいいます。)は、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人です^(注)。


(注) 特殊法人、独立行政法人及び認可法人の意義等は、それぞれ次のとおりです。

・特殊法人： 通常、総務省設置法第4条第15号に規定される「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く。)」をいう。この場合、「特別の設立行為」とは、「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をい(平成16年4月1日現在、42法人)。

・独立行政法人： 通常、独立行政法人通則法第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、同法及び個別法(各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律をいう。)の定めるところにより設立される法人」をい(平成16年4月1日現在、105法人)。

・認可法人： いわゆる認可法人については法律上の定義はないが、通常、「民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、その設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの(出典「法律用語辞典(内閣法制局法令用語研究会編)」をいう。


 (参照先) 特殊法人等の仕組み、一覧及び職員数等並びに特殊法人改革関連資料については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)をご参照ください。

特殊法人等の債務には、政府保証債務  (参照先) 政府保証債務については第11部第3章3. をご参照ください。)に加え、国からの資金調達手段として一般会計、財政融資資金及びその他の特別会計からの借入金の他、民間からの資金調達手段として財投機関債、縁故債等があります。

イ. 国からの資金調達

① 財政融資資金からの借入金

財政投融資については政府として資金を供給することが真に必要な分野に限定することとしており、近年、財政投融資改革を踏まえ、貸付対象事業の重点化を図ってきており、特殊法人等への貸出金額の規模は圧縮されています。

 (参照先) 財政投融資計画の規模の推移については、3(3)をご参照ください。また、財政投融資対象事業に関する政策コスト分析については、後掲(コラム)をご参照ください。

② その他の国からの借入金

特殊法人等に対しては、一般会計やその他の特別会計からの無利子貸付等が行われるものがあります。

ロ. 民間からの資金調達

① 概説

財政投融資改革により、財投機関(財政投融資資金を活用している機関をいいます。)では、新たな自己資金調達手段として、政府保証のない公募債券である財投機関債が導入されました。財投機関債の発行により、特殊法人等が市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まることが期待されています。

他方、財政投融資改革以前から、特殊法人等は引受者との間の縁故関係に基づき、いわゆる「縁故債」を発行しています。「縁故債」はその応募先によって、金融機関向け、地方公共団体向け等に分類されます。

なお、特殊法人等のうち公庫・銀行の債券発行等については、政府関係機関予算として国会の議決が必要となっています。また、財投機関が債券発行や長期借入を行う場合には主務大臣から認可を受ける必要があります(日本政策投資銀行及び国際協力銀行にあっては事業年度ごとに、その他の機関にあっては債券発行等を行う都度、認可を受けることになっています。)。その際、主務大臣は予め財務大臣と協議することとされています(注)。

(注) 特殊法人等の債券発行等に関する取扱いはそれぞれの特殊法人等の設立根拠法等において規定されています。一例として日本道路公団法の関係条文を示すと、次のとおりです。

第26条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。ただし、公団が、道路債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより道路債券を発行し、当該道路債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合における道路債券の発行については、国土交通大臣の認可を受けることを要しない。

(以下 略)

第39条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第十九条の二、第二十二條、第二十六條第一項、第二項ただし書、第六項及び第八項並びに第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

(以下 略)

② 発行予定及び発行実績

特殊法人等の財投機関債・縁故債の発行額は次表のとおりです。

特殊法人等の財投機関債・縁故債の発行額

(単位:億円)

	財投機関債・縁故債の発行額	
		うち財投機関債
13年度	14,446	10,004
14年度	30,492	28,917
15年度(予定)	40,251	33,799
16年度(予定)	47,728	44,046

(注) 平成15年度及び16年度は発行予定額。

(出典) 縁故債発行額については「公社債便覧」(日本証券業協会)による。

このうち財投機関債については、平成13年度以降、発行額は年々増加しており、平成16年度においては23機関が合計4.4兆円の発行を予定しています。平成13年度以後の財投機関債の発行予定及び発行実績を機関別に示すと、次表のとおりです。

財投機関債の発行予定及び発行実績

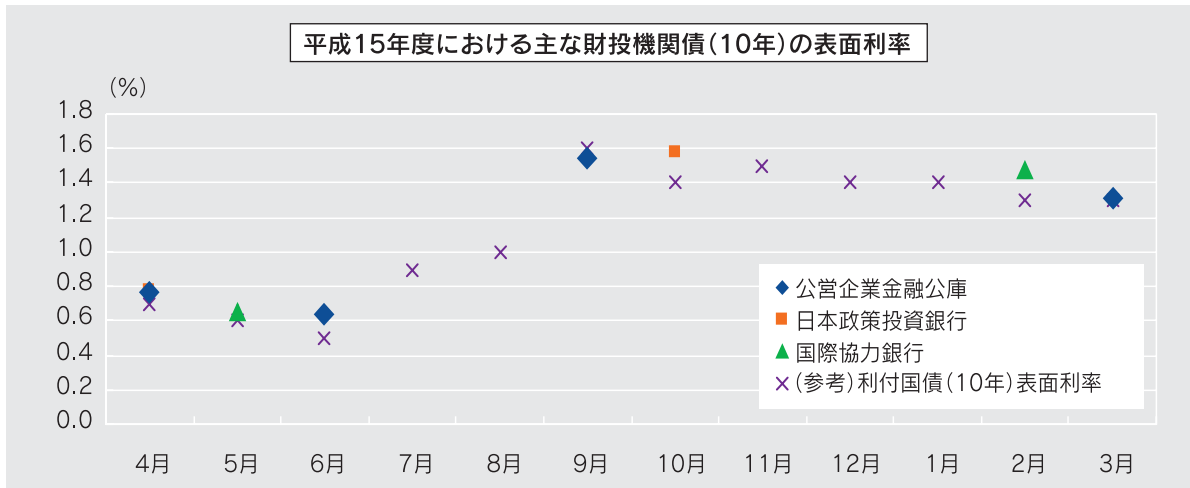
(単位：億円)

機 関 名	金 額							
	13年度		14年度		15年度		16年度	
	発行予定	実績	発行予定	実績	発行予定	実績	発行予定	
住宅金融公庫	2,000	2,000	6,000	6,000	8,500	3,500	15,000	
公営企業金融公庫	1,000	1,000	2,200	2,200	3,000	3,000	4,000	
国民生活金融公庫	-	-	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	
中小企業金融公庫	-	-	2,000	2,000	2,000	2,000	2,400	
沖縄振興開発金融公庫	-	-	100	100	200	200	200	
農林漁業金融公庫	150	145	220	220	220	220	230	
日本政策投資銀行	1,000	1,000	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	
国際協力銀行	1,000	1,000	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	
独立行政法人 都市再生機構	(都市基盤整備公団)	300	250	500(50)	700	900	1,100	1,340
	(地域振興整備公団) <地方都市開発整備等事業勘定>	40	40	60	148	100	227	
独立行政法人水資源機構 (水資源開発公団)		100	100	130	130	130	130	150
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	(日本鉄道建設公団)	100	100	250	250	400	400	650
	(運輸施設整備事業団)	60	100	250	250	250	250	
独立行政法人環境再生保全機構 (環境事業団)		-	-	60	50	50	50	70
独立行政法人福祉医療機構 (社会福祉・医療事業団)		100	100	200	200	400	400	600
日本私立学校振興・共済事業団		60	60	60	60	60	60	70
独立行政法人日本学生支援機構 (日本育英会)		100	100	560	560	560	610	760
独立行政法人緑資源機構 (緑資源公団)		-	-	40	40	47	47	65
日本道路公団		1,500	650	4,000 (850)	5,490	5,100	5,100	5,300
首都高速道路公団		100	-	300 (100)	500	500	400	700 (100)
阪神高速道路公団		100	100	200	200	350	350	450
本州四国連絡橋公団		-	-	-	-	-	220	100
独立行政法人中小企業基盤整備機構 (地域振興整備公団<工業再配置等事業勘定>)		60	60	70	137	100	100	160
商工組合中央金庫		2,249	2,249	2,832	2,832	3,319	3,319	3,804
成田国際空港株式会社 (新東京国際空港公団)		500	500	350 (29)	300	413	200	797
関西国際空港株式会社		-	-	-	-	-	100	-
東京地下鉄株式会社 (帝都高速度交通営団)		439	450	690	550	-	-	-
合 計	1兆1,058億円	1兆0,004億円	2兆7,072億円 (1,029億円)	2兆8,917億円	3兆3,799億円	2兆9,183億円	4兆4,046億円 (100億円)	
【機関数】	【20】	【18】	【24】	【24】	【23】	【25】	【23】	

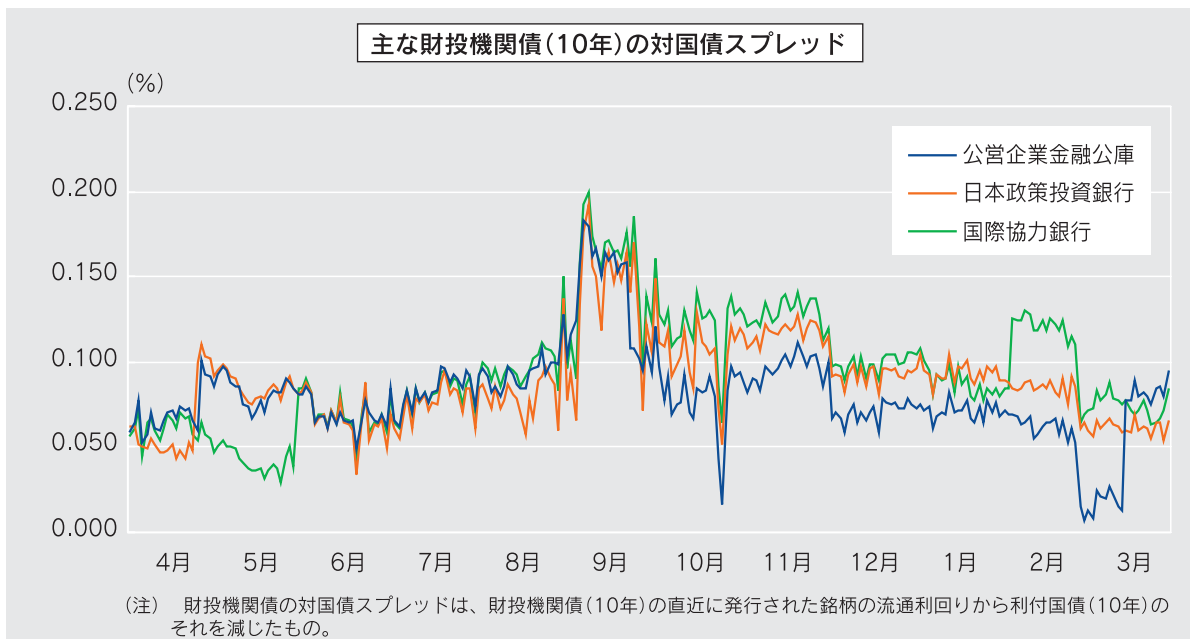
- (注) 1. 機関名欄は平成16年度末時点の機関名を記載している。また同欄の()書は、組織変更前の機関名である。
 2. 計数は額面ベースである。
 3. 計数欄の()書は、前年度繰越分を外書である。
 4. 平成13年度においては、上記に掲げた機関に、電源開発株式会社を加えた20機関が財投機関債発行を予定していた(電発の発行実績はない。)
 5. 独立行政法人都市再生機構の16年度の計数は、都市基盤整備公団が平成16年7月1日の組織変更前において発行することを予定している金額(300億円)を含む。

③ 平成15年度における財投機関債を巡る市場の状況

平成15年度における主な財投機関債(公営企業金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の10年債)の表面利率は次図のとおりです。



また、平成15年度における、主な財投機関債(公営企業金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の10年債)の流通市場での対国債の利回り較差(スプレッド)は次図のとおりです。



(2) 特殊法人等の財務報告

特殊法人等の資産面も含めた財務状況については、現在、様々な形で各特殊法人等より公表されています。

このうち、特殊法人・認可法人については、予算統制を確保する観点から、各法人において、それぞれの設立根拠法等に基づき財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。これに加えて、将来の国民負担に関する説明責任を向上させる観点から、平成12年度決算から企業会計原則に準拠した「行政コスト計算財務書類」が作成・公表されています。

また、独立行政法人については、独立行政法人通則法第37条等に基づき、企業会計原則に準拠した財務諸表が作成され^(注1)、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。国による独立行政法人の監督のあり方は、その業務運営における自律性、自発性を発揮させるため、事前統制から事後チェックを重視した制度設計となっており、独立行政法人の財務諸表は、業務遂行状況の的確な把握だけでなく、業績の適切な評価にも資するものとなっています。

なお、特殊法人等のうち政府が出資している主要な法人については、財政法第28条に基づき、財務書類が参考書類として国会に提出する予算に添付されています（注2）。

（注1）独立行政法人通則法

第37条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（注2）財政法

第28条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一～六（略）

七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

（以下 略）



行政コスト計算財務書類等に見る各特殊法人等の財務状況(平成14年度末)

各特殊法人・認可法人により公表された「行政コスト計算財務書類(平成14年度決算)」及び独立行政法人の財務諸表から、主な法人(負債の額が特殊法人・認可法人については3兆円以上、独立行政法人については300億円以上の法人)について、資産面を含むストック情報等を一覧にして表示すると次表のとおりです。

なお、この表中に「行政コスト」及び「行政サービス実施コスト」が表示されていますが、これらは、特殊法人・認可法人または独立行政法人の業務運営に関して、国民負担に帰せられるコストを示すものです。具体的には、民間企業仮定損益計算書(独立行政法人の場合、損益計算書)に計上された費用から、手数料収入等の自己収入を控除し、これに政府出資金等の機会費用を加算することにより算出されます。行政コスト(行政サービス実施コスト)には、国からの出資金や無利子貸付金等に係る機会費用を認識する結果、損益計算書のみでは明らかにならない、実質的な国民負担の総額を明らかにする、等の意義があります。

（注）「行政コスト計算財務書類」における行政コストと独立行政法人の財務書類における行政サービス実施コストとは、算出方法等が若干異なっている点に留意する必要があります。

☞（参照先）行政コスト計算財務書類の具体的な作成基準については、財務省ホームページ等をご参照ください。

主な特殊法人等の資産・負債等(平成14年度末)

イ. 特殊法人・認可法人(行政コスト計算財務書類)

(単位：億円)

法人名	民間企業仮定貸借対照表				資本合計	(参考)行政コスト	財政融資資金からの借入金残高	政府保証債残高	政府保証借入金残高
	資産合計	負債合計	うち債券	うち借入金					
(特殊法人)									
住宅金融公庫	695,471	694,163	29,331	658,123	1,308	4,369	647,484	7,116	—
年金資金運用基金	602,280	654,943	—	280,350	▲52,663	31,858	280,350	—	—
日本道路公団	343,112	285,430	170,412	95,120	57,682	▲1,710	110,869	15,990	—
簡易保険福祉事業団	191,739	276,844	—	268,433	▲85,105	33,087	—	—	—
公営企業金融公庫	259,741	241,276	228,263	—	18,465	▲2,794	—	167,122	—
都市基盤整備公団 <(独)都市再生機構>	171,672	169,674	29,388	130,493	1,998	4,613	118,855	3,601	—
日本政策投資銀行	163,498	147,408	15,966	126,640	16,090	920	119,634	3,200	—
国際協力銀行	212,948	137,768	15,891	112,187	75,180	5,475	109,343	250	—
日本鉄道建設公団 <(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構>	101,653	103,040	17,283	15,615	▲1,387	▲1,673	9,569	3,611	—

国民生活金融公庫	100,698	101,770	5,600	94,798	▲1,071	238	82,992	3,600	—
中小企業総合事業団（除 く信用保証部門）	94,377	88,193	896	287	6,184	3,640	650	—	—
中小企業金融公庫	72,832	71,779	44,625	26,361	1,053	735	24,657	25,401	—
運輸施設整備事業団 ＜（独）鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構＞	71,085	62,175	5,778	56,104	8,911	1,466	23,598	3,913	370
首都高速道路公団	57,601	50,157	27,795	21,493	7,444	274	21,386	2,079	—
水資源公団 ＜（独）水資源開発機構＞	47,594	47,046	3,160	9,974	548	622	10,092	500	—
勤労者退職金共済機構	38,000	41,985	—	—	▲3,985	1,689	—	—	—
阪神高速道路公団	38,040	38,702	22,023	15,978	▲662	416	18,105	802	—
本州四国連絡橋公団	31,889	38,418	28,610	9,409	▲6,528	1,296	9,503	1,203	—
農林漁業金融公庫	35,799	33,354	645	31,969	2,445	665	30,262	280	—
社会福祉・医療事業団 ＜（独）福祉医療機構＞	34,617	31,747	700	30,501	2,870	410	30,486	400	—
日本育英会 ＜（独）日本学生支援機構＞	30,034	30,981	660	30,202	▲947	519	10,536	—	—
（認可法人） 日本銀行	1,409,128	1,354,571	—	—	54,558	▲6,623	—	—	—
預金保険機構	192,885	256,070	61,200	147,536	▲63,184	18,335	—	61,200	147,536
国家公務員共済組合連合会	88,972	88,244	—	59	728	11,949	—	—	—

ロ. 独立行政法人

（単位：億円）

法人名	貸借対照表				（参考） 行政 サービス 実施コスト	財政融資 資金から の借入金 残高	政府 保証 債残高	政府 保証 借入金 残高
	資産 合計	負債 合計	うち 債券	うち 借入金				
（独）産業技術総合研究所	4,041	1,250	—	463	2,791	789	—	—
（独）通信総合研究所	1,065	333	—	31	732	208	—	—
（独）物質・材料研究機構	1,077	327	—	36	750	205	—	—
（独）日本貿易保険	1,661	313	—	—	1,348	▲61	—	—
（独）防災科学技術研究所	691	302	—	26	389	131	—	—

（注1）特殊法人・認可法人の行政コスト計算財務書類と独立行政法人の財務書類とは、作成基準が必ずしも同じでないことから、両者の貸借対照表等を単純に比較することはできない。また、これらの財務書類はそれぞれの法人において作成・公表されているものであること、特殊法人等間での貸借があり得ること等から、こうした財務書類の負債や行政コスト等を足し上げたものが特殊法人等全体の負債、行政コスト等となるわけではない。

（注2）各法人の名称は、平成14年度末のものである。平成15年度以降平成16年度末までの間に独立行政法人化される特殊法人・認可法人については、各欄の下段＜＞内に独立行政法人化後の法人名が表示されている。

（注3）勘定ごとに区分経理されている法人については、便宜上、単純に各勘定の計数を足上げている。

（注4）特殊法人等の貸借対照表の負債には、資産見返補助金及び運営費交付金債務等が含まれている。これらは、補助金及び運営費交付金等の財源を業務の進行に応じて収益化し、特殊法人等の活動に応じた損益計算を行うため、一旦負債計上しているものであり、借入金や債券等とはやや性格の異なるものである。

また、独立行政法人の資産には、将来の収益を見越し計上したものである未収財源措置予定額等が計上されているなど、特殊法人等の資産及び負債の計上基準は企業会計とは異なっている点に留意が必要である。

（注5）参考として、「借入金」または「債券」の中に含まれるものと考えられる、財政融資資金からの借入金、政府保証債、政府保証借入金の平成14年度末の現在高が表示されているが、これらの現在高は行政コスト計算財務書類等と必ずしも計上方法が同じでない。

（注6）参考として表示されている「政府保証債残高」は、内国債・市場公募分。

☞（参照先）行政コスト計算財務書類及び独立行政法人の財務書類は、各特殊法人等において作成されたものであり、その詳細については、それぞれ法人のホームページ等をご参照ください。また、これらの財務書類の計数・内容に関わる照会等は、財務書類を作成したそれぞれの法人までお寄せください。

財政投融资対象事業に関する政策コスト分析


「政策コスト分析」とは、財政投融资を活用している事業に対して、一定の前提条件を設定して 国から将来にわたって投入される補給金等と、これまで投入された出資金による利払軽減効果（機会費用）などの額を各機関が試算したものです。

従って、算出された政策コスト額が事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は のみ）。

財政投融资対象事業は、受益と負担の関係が明確であり受益者にその負担を求めることが適当なものであることから、基本的には受益者負担により有償資金の償還が行われていますが、その際に受益者の負担を軽減するため出資金や補助金が投入されているものもあります。

このような事業の適否を判断する材料として、今後投入される補助金やこれまで投入された出資金による利払軽減効果（機会費用）について推計し公表することは、財政投融资の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されています。

また、財政当局として、本分析を財政融資資金からの貸付金の償還確実性の確認に使用しています。

（参照先） 各年度の具体的な「財政投融资対象事業に関する政策コスト分析」の分析結果等は、財務省ホームページ等をご参照ください。

付属資料

付属資料

1. 我が国の「公的債務」の残高に関する主な資料・統計

我が国の政府部門が負っている債務(国の債務または国・地方を合せた債務)の現状を示す資料・統計としては、次表に掲げるものが公表されています。このように、いわゆる「公的債務」の残高については、どのような観点から作成するかに応じ、様々な整理方法が考えられます。

資料・統計の名称	資料・統計の観点・性格
(1)「国及び地方の長期債務残高」	財政運営の観点から、利払・償還財源が主として税財源により賄われる債務を国・地方の双方について集計したものの。
(2)「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」	財政活動に伴う資金調達の全体像を示すとの観点から、国の資金調達に伴う債務(国債、借入金、政府短期証券)の総額及び政府保証債務の現在高を表示したもの(なお、本計表は、財務省理財局より四半期ごとに公表している。)
(3)「国の貸借対照表(試案)」	財政状況に関する説明責任を一層向上させる観点から、一般会計と特別会計を合せた「国」を一つの会計上の主体とみなし、企業会計の手法を用いて国の財政活動の基礎的・総合的な情報を提供したものの。
(4)国民経済計算体系(SNA)による「一般政府」の金融資産・負債	国際的な基準に基づき一国の経済状況を体系的に記録するよう、金融資産・負債等を部門別に集計したもの。なお、その部門別分類は機能面に着目して行われており、「一般政府」は、政府及びその代行的性格の強いものとされている。

(1) 「国及び地方の長期債務残高」

「国及び地方の長期債務残高」は、利払・償還財源が主として税財源により賄われる債務を集計したものであり、国の長期債務には、普通国債、交付税特会(交付税及び譲与税配付金特別会計)等の借入金等が含まれ^(注)、地方の長期債務には、普通会計債等(普通会計債及び公営企業債(普通会計負担分)並びに交付税特会の借入金(地方負担分)が含まれます。なお、交付税特会の借入金(地方負担分)は、国・地方の重複分として、国・地方の長期債務残高を算出する際は控除されます。

(注) 利払・償還財源が主として財政融資の貸付先からの回収金により賄われる財政融資資金特別会計国債や、国庫の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券は含まれません。

平成16年度末の国の長期債務残高は548兆円程度に、また、国・地方を合せた長期債務残高は719兆円程度に達するものと見込まれています。


(単位：兆円)

	平成14年度末<実績>	平成15年度末<補正後>	平成16年度末<予算>
国	536 程度 (487 程度)	528 程度	548 程度
普通国債残高	421 程度	459 程度	483 程度
地方	193 程度	199 程度	204 程度
国と地方の重複分	▲31 程度	▲32 程度	▲33 程度
国・地方合計	698 程度 (649 程度)	695 程度	719 程度
対GDP比	140.3% (130.5%)	139.5%	143.6%

(注1) 本表における平成15年度の国の長期債務残高は補正後予算ベースであり、実績は525兆円程度となった。また、この他、平成15年度末の財政融資資金特別会計国債の残高は92兆円程度であり、16年度末には123兆円程度となる見込である。

(注2) 平成14年度末の()内は、郵政事業特別会計及び郵便貯金特別会計の借入金残高(合計49兆円程度)を除いた場合の数値(両特別会計は、郵政事業等が平成15年4月から日本郵政公社による経営に移行したことに伴い、平成14年度末で廃止。)

(注3) GDPは、平成15年度は実績見込、平成16年度は政府見通し。

 (参照先) 「国及び地方の長期債務残高」や我が国の財政の現状等については、パンフレット「日本の財政を考える」(財務省ホームページに掲載)をご参照ください。

(2) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」

平成15年度末の国債及び借入金の現在高は703.1兆円、また、政府保証債務の現在高は58.3兆円です。


(単位:億円)

区 分	平成16年3月末	前年度末に対する増減
内 国 債	5,564,163	521,627
普通国債	4,569,736	358,744
長期国債(10年以上)	2,938,322	140,392
中期国債(2年から6年)	1,225,000	155,617
短期国債(1年以下)	406,413	62,735
財政融資資金特別会計国債	918,490	162,846
長期国債(10年以上)	403,290	108,980
中期国債(2年から5年)	515,200	53,866
交付国債	2,717	333
出資国債等	21,692	267
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	51,529	△ 563
借 入 金	606,057	△ 464,149
長期(1年超)	103,643	△ 479,504
短期(1年以下)	502,413	15,356
政府短期証券	861,259	286,395
合 計	7,031,478	343,873

(政府保証債務現在高)

区 分	平成16年3月末	前年度末に対する増減
政府保証債務	582,940	△ 2,915

(注) 単位未満四捨五入のため、合計において合致しない場合がある。

 (参照先) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」については第II部第1章1.(1)をご参照ください。

(3) 「国の貸借対照表(試案)」

財政状況に関する説明責任を一層向上させる観点から、一般会計と特別会計を合せた「国」を一つの会計上の主体とみなし、企業会計の手法を用いて国の財政活動の基礎的・総合的な情報を提供する「国の貸借対照表(試案)」が、平成12年10月(平成10年度版)から作成されています。

「国の貸借対照表(試案)」における負債は、企業会計の考え方に基づき、国の資金調達に伴う債務や郵便貯金・簡易生命保険(平成14年度末までは国自ら(特別会計)により運営)、公的年金預り金の他、退職給付引当金等も計上されています。また、国債及び政府短期証券は、国自ら(郵便貯金・簡易生命保険等の特別会計)が保有している分を除いた民間保有分のみが負債として計上されています。

(注) いわゆる「公会計」に関し、特別会計については、企業会計の手法を活用して新たな財務書類が作成・公表されています(現在は、平成11年度～14年度版が公表されています)。また、各省庁を作成単位とし、一般会計及び特別会計を合算した省庁別財務書類が今後、作成・公表されることになっています。

☞(参照先)「国の貸借対照表(試案)」等については財務省ホームページをご参照ください。

(単位：兆円)

科 目	H.13 年度末	科 目	H.13 年度末
＜ 資 産 の 部 ＞		＜ 負 債 の 部 ＞	
現金・預金	37.04	未払金	11.92
有価証券	117.25	借入金	19.35
未収金	21.49	民間保有政府短期証券	42.10
貸付金	299.22	民間保有公債	306.27
寄託金	40.59	郵便貯金	239.34
貸倒引当金	▲ 2.14	公的年金預り金	157.70
有形固定資産		前受金	19.77
建物及び工作物	107.38	引当金	
機械器具	6.69	退職給付引当金	24.90
立木	6.77	賞与引当金	0.37
土地	63.03	保険準備金	115.65
建設仮勘定	1.88	その他	17.43
その他	2.84		
無形固定資産	0.40	負 債 合 計	954.84
出資金	47.55	＜ 資 産 ・ 負 債 差 額 の 部 ＞	
その他	4.55	資 産 ・ 負 債 差 額	▲ 200.25
資 産 合 計	754.58	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	754.58

(別表)

	案 1	案 2	案 3
公的年金預り金	157.70	—	—
公的年金負債	—	295.00	801.60
(負債合計)	954.84	1,092.14	1,598.74
(資産・負債差額)	▲ 200.25	▲ 337.55	▲ 844.15

(注1) 単位未満は切捨て。

(注2) 公的年金に係る負債の計上方法について、3通りの考え方に基いて作成している(貸借対照表は案1により作成しており、案1、案2、案3の相違点を別表に示している。)

(案1) 過去期間に対応した将来の年金支払を負債計上しない(ただし、公的年金の積立金相当額を「公的年金預り金」として負債に計上)

(案2) 過去期間に対応した将来の年金支払のうち国庫負担分と積立金相当額を負債に計上

(案3) 過去期間に対応した将来の年金支払の全額を負債に計上

(注3) 保険準備金のうち、簡易生命保険は104.91兆円。

(注4) 保証債務及び損失補償債務(60.27兆円)等の偶発債務は、「その他説明事項」として別途記載している。

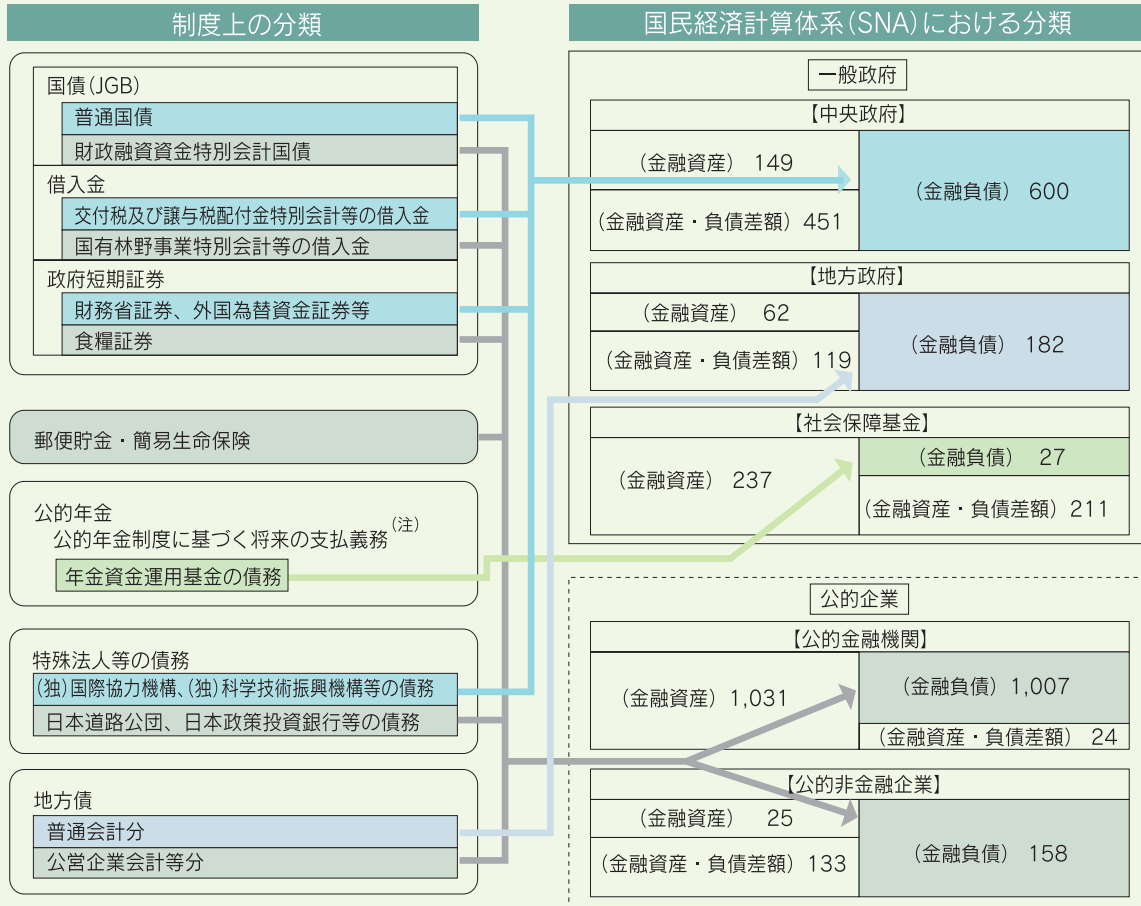
(4) 国民経済計算体系(SNA)による「一般政府」の金融資産・負債

国民経済計算体系(SNA(=System of National Accounts))は、一国の経済の状況について、生産、消費・投資といったフロー面や、資産、負債といったストック面を体系的に記録することを狙いとした国際的な基準です。同計算体系は、国際連合が加盟各国にその導入を勧告したものであり、現在、日本をはじめ世界の多くの国が、この共通の基準に基づいて経済統計を作成しています。

国民経済計算体系(SNA)は一般政府、家計、金融機関、非金融法人企業等の制度部門別に整理されていますが、このうち「一般政府」は政府及びその代行的性格の強いものとされており、中央政府、地方政府及び社会保障基金に分けられます。その金融負債には、次図に示すとおり、財政融資資金特別会計国債や国有林野事業特別会計の借入金等、融資事業を行う特別会計等の債務が含まれない一方、一部の事業団等の債務が含まれます。

国民経済計算体系(SNA)における公的部門の債務の分類(平成14年度末)

(単位:兆円)



(注) 国民経済計算体系(SNA)上、公的年金制度に基づく将来の支払義務は、金融負債として計上されない。

このうち、一般政府の金融資産・負債の残高を項目別にみると、次表のとおりです。

一般政府の金融資産・負債の残高(国民経済計算体系(SNA)ベース)

(単位:兆円)

	平成14年度末金融資産残高					平成14年度末金融負債残高					
	中央政府	うち一般会計・非企業特別会計	地方政府	基金	社会保障	合計	中央政府	うち一般会計・非企業特別会計	地方政府	基金	社会保障
現金・預金	26.3	25.4	20.2	133.4	179.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち財政融資資金預託金	12.7	12.7	0.0	125.4	138.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貸出・借入	14.7	10.8	9.9	13.9	38.5	58.1	54.7	113.5	22.4		194.0
株式以外の証券	7.2	5.9	1.1	52.1	60.3	513.0	511.8	58.6	0.0	0.0	571.6
うち政府短期証券	5.8	5.8	0.0	0.0	5.8	56.5	56.5	0.0	0.0	0.0	56.5
うち国債・財投債	0.1	0.0	0.2	32.9	33.3	455.3	455.3	0.0	0.0	0.0	455.3
うち地方債	0.1	0.0	0.3	2.2	2.7	0.0	0.0	58.4	0.0	0.0	58.4
うち政府関係機関債	0.0	0.0	0.1	7.2	7.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
株式・出資金	32.7	32.6	30.3	15.7	78.7	13.2	0.0	8.1	0.0	0.0	21.3
その他の金融資産・負債	67.9	67.6	1.0	22.2	91.1	15.7	14.6	1.3	4.3		21.3
うち対外証券投資	44.4	44.4	0.0	14.6	59.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	148.7	142.3	62.5	237.3	448.5	600.0	581.2	181.6	26.7		808.2
金融資産・負債差額	—	—	—	—	—	▲451.3	▲438.9	▲119.1	210.7		▲359.7

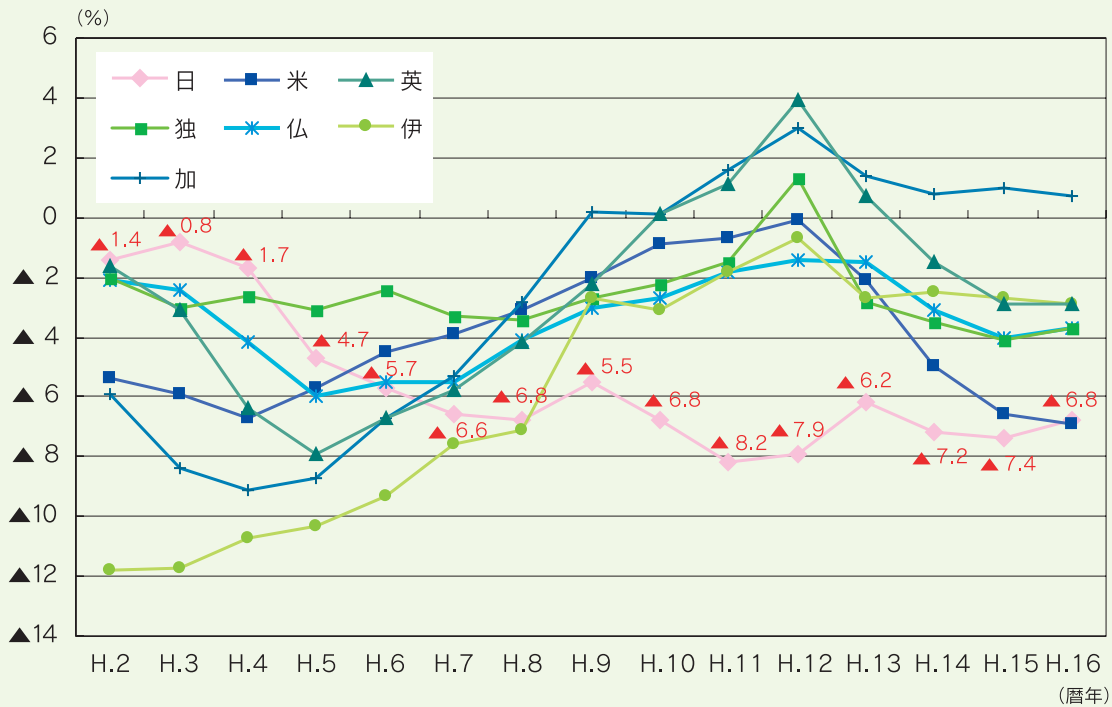
(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合がある。

(参照先) 国民経済計算体系(SNA)についての詳細は、内閣府・経済社会総合研究所の統計情報サイト (<http://www.esri.cao.go.jp/index.html>) をご参照ください。

(参考) 国及び地方の財政収支及び債務残高の国際比較

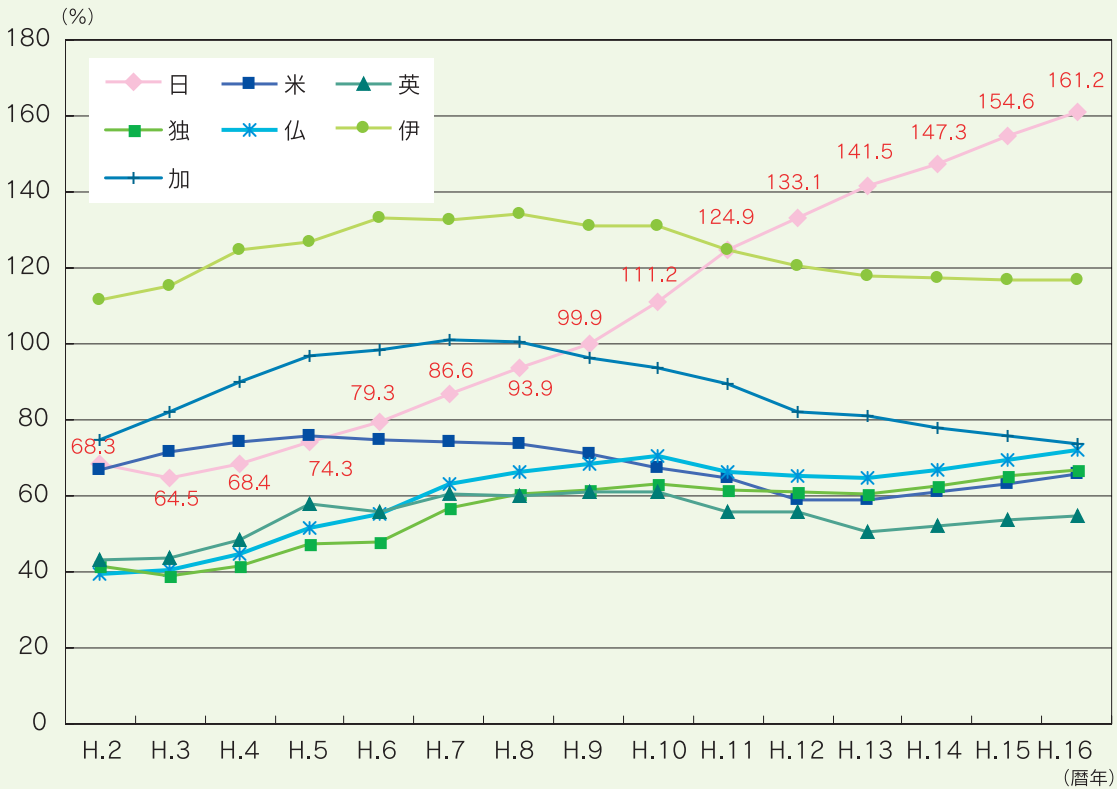
(単位：対GDP比、%)

(1) 国及び地方(一般政府)の財政収支(対GDP比)



(注) 修正積立(修正賦課)方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値としている。

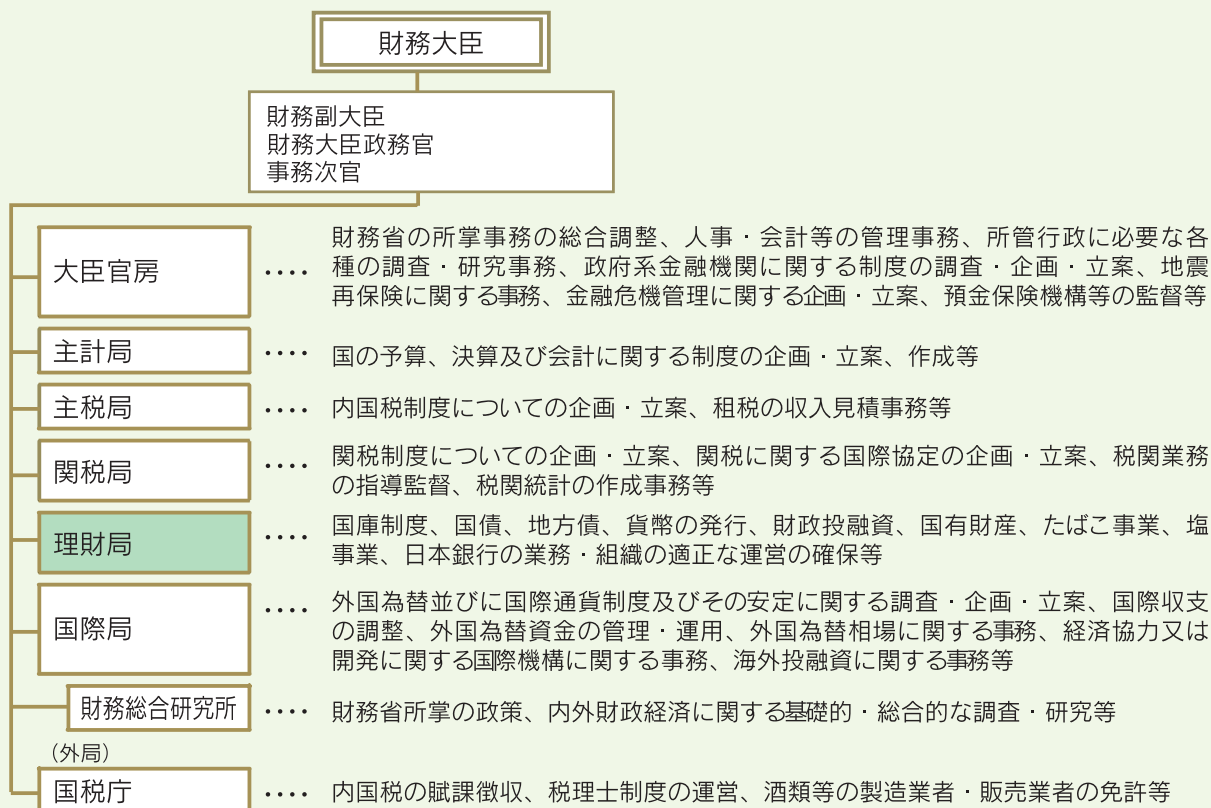
(2) 国及び地方(一般政府)の債務残高(対GDP比)



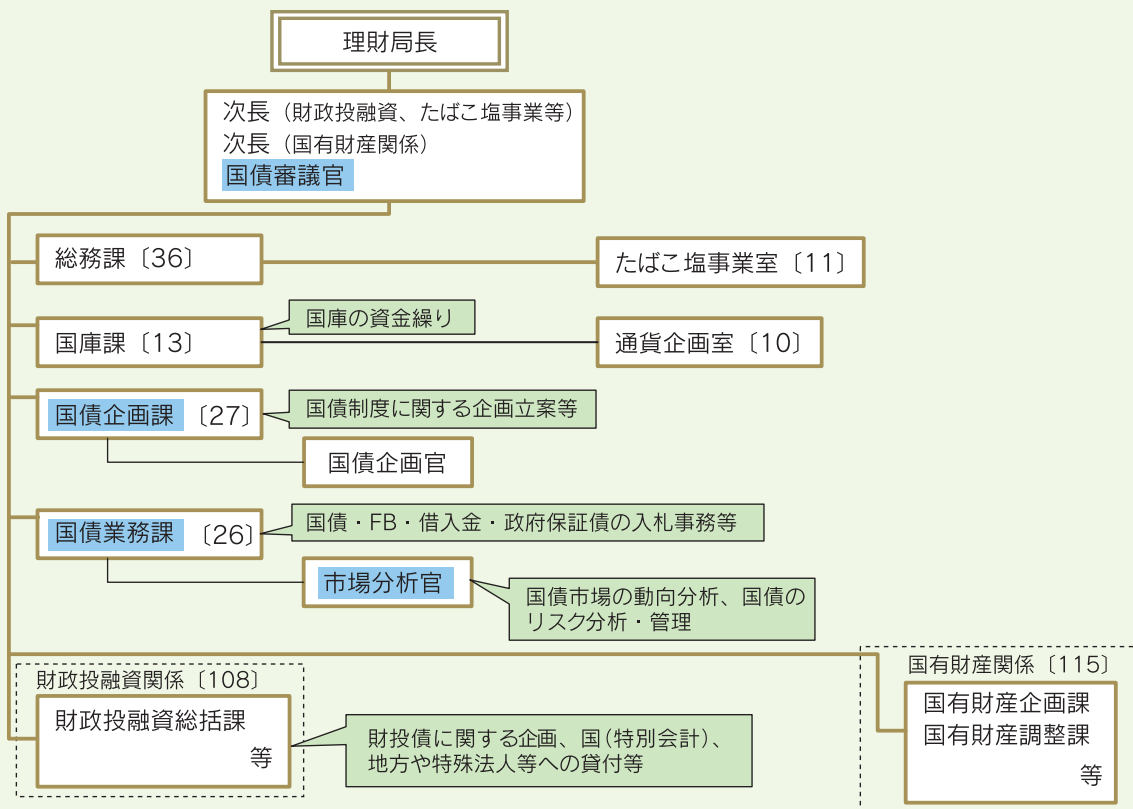
(出典) 経済協力開発機構(OECD)「エコノミック・アウトルック」74号(平成15年12月)。計数はSNAベース、一般政府。

2. 財務省理財局の組織図

(1) 財務省の組織図(概要)



(2) 国債関係部署を中心として見た理財局の組織図(概要)



(注) [] 内は定員ベースの人員。また、シャドウ部分 は、平成16年度から設置・分掌された部署等。

3. アクセスガイド

(1) 財務省のウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/>)内

政策等	本レポートに関連する主な内容
「予算・決算」	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の予算・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関予算）の情報等 予算の後年度影響試算 「国の貸借対照表（試算）」等 我が国の財政事情等に関するもの…パンフレット「日本の財政を考える」等
「国債等」	<ul style="list-style-type: none"> 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」(四半期に一度公表) 国債発行計画 物価連動国債や個人向け国債等の商品設計の説明 国債、政府短期証券、借入金、政府保証債の入札等の結果、国債買入消却に係る入札結果、国債発行予定等 刊行物…「国債ニュースレター」(四半期に一度公表) 国債市場懇談会、国債投資家懇談会の議事要旨、配布資料
「財政投融资」	<ul style="list-style-type: none"> 財政投融资計画 「財政投融资リポート」等
「外国為替・国際通貨制度、国際協力」	<ul style="list-style-type: none"> 外貨準備高や外国為替平衡操作等に関する統計

(2) 財務省以外の関連ウェブサイト

	URL	本レポートに関連する主な内容
(中央省庁・中央銀行)		
内閣府	http://www.cao.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政諮問会議 SNA統計等(経済社会総合研究所)
総務省	http://www.soumu.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画、地方債計画 行政管理(特殊法人、独立行政法人等)
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度、年金積立金運用方針等
日本銀行	http://www.boj.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済統計(資金循環統計等) 国債振替決済制度等
(公社、特殊法人等)		
日本郵政公社	http://www.japanpost.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 郵便貯金、簡易保険のディスクロージャー冊子 その他、業務概況及び財務情報等
年金資金運用基金	http://www.gpif.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の資金運用事業等
預金保険機構	http://www.dic.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険機構の政府保証借入の入札結果等 預金保険機構の業務概況等
(協会、取引所等)		
地方債協会	http://www.chihousai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 共同発行市場公募地方債等の発行予定・実績等
東京証券取引所	http://www.tse.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 国債先物取引の解説、統計等
日本証券業協会	http://www.jsda.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 「国債の発行日前取引に関するガイドライン」等 公社債に関する統計
証券決済制度改革推進センター (日本証券業協会内部に 平成14年4月に設置)	http://www.kessaicenter.com/	<ul style="list-style-type: none"> 「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ報告書」等
(国際機関)		
国際通貨基金	http://www.imf.org/	<ul style="list-style-type: none"> 「公的債務管理のための指針」 債務の統計の公表に関する指針等
経済協力開発機構	http://www.oecd.org/home/	<ul style="list-style-type: none"> 「エコノミック・アウトルック」等

(注) それぞれのURL及びその掲載内容は、平成16年4月現在のものであり、それぞれの機関等において変更される場合がある。

債務管理レポート 2004

— 国の債務管理と公的債務の現状 —

Financial Bureau, Ministry of Finance

財務省理財局

Web: www.mof.go.jp

E-mail: info@mof.go.jp